

平成30年第1回定例会会議録目次

会期日程	1
第1号(3月2日)(金曜日)	
1. 開 会	5
1. 開 議	5
1. 日程第 1 会議録署名議員の指名	5
1. 日程第 2 会期の決定	5
1. 日程第 3 諸般の報告	5
1. 日程第 4 行政報告	6
1. 日程第 5 平成30年度施政方針説明	7
1. 日程第 6 一般質問	17
勇 元 勝 雄 議員	17
子育て支援について	
職員採用について	
みのり館について	
観光について	
行政について	
職員の為の駐車場について	
亀津浄水場の水質について	
(豊島介護福祉課長、高岡町長、高城学校教育課長、 深川社会教育課長、岡元総務課長、幸田地域営業課長、 向井企画課長、幸野副町長、亀澤建設課長、 秋丸収納対策課長、琉水道課長、政田住民生活課長)	
宮之原 順 子 議員	48
定期客船の利用について	
徳之島町災害情報配信サービスメールについて	
子育て支援について	
(向井企画課長、岡元総務課長、芝健康増進課長)	
幸 千恵子 議員	52
2級河川の管理について	
国保について	
ふるさと納税について	

住宅リフォーム助成制度について

こども医療費について

農業政策について

介護保険について

(亀澤建設課長、高岡町長、芝健康増進課長、岡元総務課長、
向井企画課長、幸田地域営業課長、豊島介護福祉課長、
東農林水産課長)

1. 散 会	86
--------	-------	----

第2号（3月5日）（月曜日）

1. 開 議	91
--------	-------	----

1. 日程第 1	一般質問	91
----------	------	-------	----

松 田 太 志 議員	91
-------------------	-------	----

福祉について

郷土を愛する「愛郷心」教育について

(豊島介護福祉課長、高岡町長、深川社会教育課長、
高城学校教育課長、秋武教育長、幸野副町長)

1. 日程第 2	議案第 1号	特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について	100
----------	--------	---------------------------	-------	-----

1. 日程第 3	議案第 2号	徳之島町教育委員会教育長の給与及び勤務時間の特例に関する条例の制定について	101
----------	--------	---------------------------------------	-------	-----

1. 日程第 4	議案第 3号	徳之島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	102
----------	--------	---	-------	-----

1. 日程第 5	議案第 4号	徳之島町機能性植物加工センター設置条例の制定について	104
----------	--------	----------------------------	-------	-----

1. 日程第 6	議案第 5号	徳之島町受精卵センター設置条例の制定について	107
----------	--------	------------------------	-------	-----

1. 日程第 7	議案第 6号	徳之島町林道管理条例の制定について	108
----------	--------	-------------------	-------	-----

1. 日程第 8	議案第 7号	徳之島町課設置条例の一部を改正する条例について	109
----------	--------	-------------------------	-------	-----

1. 日程第 9	議案第 8号	徳之島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について	111
----------	--------	------------------------------	-------	-----

1. 日程第10	議案第9号	徳之島町町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	113
1. 日程第11	議案第10号	徳之島町手数料条例の一部を改正する条例について	115
1. 日程第12	議案第11号	徳之島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	117
1. 日程第13	議案第12号	徳之島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	118
1. 日程第14	議案第13号	徳之島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	120
1. 日程第15	議案第14号	徳之島町介護保険条例の一部を改正する条例について	121
1. 日程第16	議案第15号	徳之島町都市公園条例の一部を改正する条例について	121
1. 日程第17	議案第16号	徳之島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	123
1. 日程第18	議案第17号	工事請負変更契約について（総合運動公園屋内運動場建築工事1工区）	125
1. 日程第19	議案第18号	工事請負変更契約について（総合運動公園屋内運動場建築工事2工区）	126
1. 日程第20	議案第19号	工事請負変更契約について（総合運動公園屋内運動場建築工事3工区）	128
1. 日程第21	議案第20号	徳之島町町道の認定について	131
1. 日程第22	議案第21号	徳之島町町道の延長幅員の変更について	132
1. 日程第23	議案第22号	農業委員の選任について	132
1. 日程第24	議案第23号	農業委員の選任について	134
1. 日程第25	議案第24号	農業委員の選任について	135
1. 日程第26	議案第25号	農業委員の選任について	135
1. 日程第27	議案第26号	農業委員の選任について	136
1. 日程第28	議案第27号	農業委員の選任について	137
1. 日程第29	議案第28号	農業委員の選任について	137
1. 日程第30	議案第29号	農業委員の選任について	138

1. 日程第31	議案第30号	農業委員の選任について	138
1. 日程第32	議案第31号	農業委員の選任について	139
1. 日程第33	議案第32号	農業委員の選任について	139
1. 日程第34	議案第33号	農業委員の選任について	140
1. 日程第35	議案第34号	農業委員の選任について	141
1. 日程第36	議案第35号	農業委員の選任について	141
1. 日程第37	議案第36号	平成29年度一般会計補正予算（第5号）について	142
1. 日程第38	議案第37号	平成29年度簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について	161
1. 日程第39	議案第38号	平成29年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について	162
1. 日程第40	議案第39号	平成29年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について	164
1. 日程第41	議案第40号	平成29年度公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について	165
1. 日程第42	議案第41号	平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について	166
1. 日程第43	議案第42号	平成29年度水道事業会計補正予算（第4号）について	167
1. 日程第44	議案第43号	平成30年度一般会計歳入歳出予算について	168
1. 日程第45	議案第44号	平成30年度簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について	168
1. 日程第46	議案第45号	平成30年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について	168
1. 日程第47	議案第46号	平成30年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について	168
1. 日程第48	議案第47号	平成30年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算について	168
1. 日程第49	議案第48号	平成30年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について	169
1. 日程第50	議案第49号	平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予	

		算について	169
1. 日程第 5 1	議案第 5 0 号	平成 3 0 年度水道事業会計歳入歳出予算について	169
1. 散 会		171
第 3 号 (3 月 9 日) (金曜日)			
1. 開 議		175
1. 日程第 1	議案第 4 3 号	平成 3 0 年度一般会計歳入歳出予算について	175
1. 日程第 2	議案第 4 4 号	平成 3 0 年度簡易水道事業特別会計歳入歳出予算 について	175
1. 日程第 3	議案第 4 5 号	平成 3 0 年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出 予算について	175
1. 日程第 4	議案第 4 6 号	平成 3 0 年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出 予算について	175
1. 日程第 5	議案第 4 7 号	平成 3 0 年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算 について	175
1. 日程第 6	議案第 4 8 号	平成 3 0 年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予 算について	175
1. 日程第 7	議案第 4 9 号	平成 3 0 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予 算について	175
1. 日程第 8	議案第 5 0 号	平成 3 0 年度水道事業会計歳入歳出予算について	175
1. 日程第 9	議員派遣の件	180
1. 日程第 1 0	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について	...	181
1. 閉 会		181

平成30年第1回徳之島町議会定例会

会期日程

平成30年第1回徳之島町議会定例会会期日程（案）

平成30年3月2日開会～平成30年3月9日閉会 会期8日間

月	日	曜日	会議別	日程
3	2	金	本会議	○開会 ○開議 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸般の報告 ○行政報告 ○平成30年度施政方針の説明 ○一般質問（勇元・宮之原・幸）3名
	3	土	休 会	
	4	日	休 会	
	5	月	本会議	○一般質問（松田）1名 ○条例・補正予算等審議、採決 ○平成30年度当初予算上程（特別委員会設置、付託）
	6	火	委員会	○予算審査特別委員会
	7	水	委員会	○予算審査特別委員会 ○常任委員会
	8	木	休 会	
	9	金	本会議	○委員長報告 ○閉会

平成30年第 1 回徳之島町議会定例会

第 1 日

平成30年 3 月 2 日

平成30年第1回徳之島町議会定例会会議録

平成30年3月2日（金曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第1号）

○開 会

○開 議

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 会期の決定

○日程第 3 諸般の報告

○日程第 4 行政報告

○日程第 5 平成30年度施政方針説明

○日程第 6 一般質問

勇元 勝雄 議員

宮之原順子 議員

幸 千恵子 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	松田太志君	3番	富田良一君
4番	宮之原順子君	5番	勇元勝雄君
6番	徳田進君	7番	行沢弘栄君
8番	幸千恵子君	9番	池山富良君
10番	是枝孝太郎君	11番	保岡盛寿君
12番	木原良治君	14番	大沢章宏君
15番	住田克幸君	16番	福岡兵八郎君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局長 村上和代君 主 幹 白坂明子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高岡秀規君	副町長	幸野善治君
教育長	秋武喜一郎君	総務課長	岡元秀希君
企画課長	向井久貴君	建設課長	亀澤貢君
花徳支所長	瀬川均君	農林水産課長	東弘明君
耕地課長	福旭君	地域営業課長	幸田智博君
農委事務局長	元山吉二君	学校教育課長	高城博也君
社会教育課長	深川千歳君	介護福祉課長	豊島英司君
健康増進課長	芝幸喜君	収納対策課長	秋丸典之君
税務課長	安田敦君	住民生活課長	政田正武君
選管事務局長	清山勝志君	会計管理者兼会計課長	福永善治君
水道課長	琉好実君		

△ 開 会 午前10時00分

○議長（福岡兵八郎君）

おはようございます。

ただいまから平成30年第1回徳之島町議会定例会を開会いたします。

△ 開 議 午前10時00分

○議長（福岡兵八郎君）

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福岡兵八郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番富田良一議員、14番大沢章宏議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（福岡兵八郎君）

日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月9日までの8日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月9日までの8日間に決定しました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（福岡兵八郎君）

日程第3、諸般の報告を行います。

一般的な事項については、お手元に文書で配付してありますので、口頭報告は省略いたします。

なお、この際、特に報告いたしますことは、監査委員から、平成29年12月分、平成30年1月分の例月現金出納検査の結果報告がありました。

なお、関係資料等は、事務局に常備してありますので、ごらんいただきたいと思います。

5月16日には、郡の議会議員大会が徳之島町の当番となって、徳之島町で行われます。建設的な有史以来の節目を迎えた大事な時期でありますので、使命を全うしたいと思いますので、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

これで諸般の報告を終わります。

△ 日程第4 行政報告

○議長（福岡兵八郎君）

日程第4、行政報告を行います。

○町長（高岡秀規君）

平成30年の第1回定例議会において、行政報告を行います。

詳細につきましては、お手元に配付しておりますので、主なものを申し上げます。

12月13日、ふるさと思いやり推進活用委員会、第1回施行60周年記念実行委員会に出席。

12月19日、平成29年度鹿児島県奄美地域離島航空路線協議会に出席。

1月10日、奄美群島成長戦略懇話会に出席しており、次期奄振成長戦略ビジョン法改正に伴い、しっかりと教育分野を盛り込むよう、強く要望したところであります。中には、加工品への運賃補助、そして、また、島外客、特に家族についての運賃補助についても意見が出され、議論したところであります。

1月19日、市町村長会及び離島緊急医療意見交換会に出席。

1月30日、平成29年度第3回鹿児島県後期高齢者医療広域連合運営委員会に出席。

2月2日、人口減少におけるICTの活用による教育の質の維持向上に係る実証事業を花徳小学校で行っております。

2月8日、スポーツ合宿誘致活動、愛知県名古屋市に行っております。今回、愛工大名電高校が合宿を実現しているところであります。

2月13日、三反園知事と語る会に出席。

2月17日、春一番バレイショ出発式が東京代々木公園で行われて出席しております。平成29年度市町村長研修会、鹿児島市において、第125回鹿児島県町村会定期総会に、鹿児島市において出席しております。

2月23日には、愛知工業大学名電高校硬式野球部が来島し、歓迎セレモニーに出席しております。

2月26日、地域行政懇話会、市町村長会に出席しており、次期奄振の理念に教育分野が含まれておりました。今後は、奄振事業においても、教育分野が補助事業として行われるものと確信しております。さらには、スポーツ交流事業であったり、加工品についての運賃補助につい

ても、理念として盛り込まれました。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（福岡兵八郎君）

これで行政報告を終わります。

△ 日程第5 平成30年度施政方針説明

○議長（福岡兵八郎君）

日程第5、平成30年度施政方針説明を行います。

○町長（高岡秀規君）

おはようございます。

施政方針を早速行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。少し時間がかかるかもしれませんが。

平成30年第1回徳之島町議会定例会の開催に当たり、町政に臨む所信を申し上げるとともに、平成30年度徳之島町一般会計予算案及び特別会計予算案、関連議案を提出し、町議会の皆様並びに町民の皆様方の御理解と御協力を心よりお願い申し上げます。

平成30年度予算編成について。

平成30年度の一般会計予算の総額は、歳入及び歳出それぞれ77億5,800万円となっており、前年度と比較いたしますと、9.4%増となっております。歳入歳出の主な事柄といたしましては、ふるさと納税額の増加、花徳団地の建設、亀津中学校のプール建設になります。

第5次徳之島町総合計画に掲げる「人と自然が輝きみんなで紡ぐきらめきのまち」の実現と地域のさらなる発展に向け、総合計画内の6つの基本計画に沿って、平成29年度事業実績及び平成30年度事業施策を申し上げます。

平成29年度事業実績及び平成30年度事業施策について。

人と資源を融合させ、活気あふれるまちづくりについて。

まず、農業振興について。

島の主幹産業である農業の振興に当たり、農業経営の安定と高度化を目指してさまざまな施策を展開し、農家の所得向上に努めてまいります。

サトウキビ増産支援事業では、国の3分の2助成による生産農家への肥料購入助成と病害虫防除薬剤購入助成の事業を実施、春植え植えつけ生産農家に対し、10アール当たり10袋の堆肥を無償提供いたしました。サトウキビ増産基金事業では、干ばつ対策の一環として、かん水タンクを3基導入し、サトウキビ生産農家の単収低下の軽減を図りました。サトウキビリース支援事業では、2生産組合がハーベスター、トラクター及びアタッチメントの作業管理機械等を導入するための支援を実施いたしました。県単事業によりサトウキビ増産強化対策事業を

実施し、国庫事業で導入後に耐用年数を超えたハーベスターを対象に、3分の1助成による機械の修理を行い、生産農家の経費軽減を図りました。平成28年度に策定されました平成28年～37年産サトウキビ増産計画の実績初年度である平成28年産の結果といたしましては、収穫面積1,162ヘクタール、単収5,781キログラム、生産量6万7,173トンとなり、目標値に対し、収穫面積が63ヘクタールの減、単収が845キロの増、生産量が6,713トンの増となりました。今後とも引き続き、平成37年産目標生産量7万692トンを目指し、各種支援事業の継続を図っていきたいと思います。

新規就農者の支援につきましては、経営が不安定な就農直後の所得を確保することで、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を目的とした農業次世代人材投資事業を引き続き実施いたします。

農地の有効利用の促進及び確保に当たっては、人・農地プランによる地域の中心となる経営体の掘り起こしや農地集積に必要な話し合い活動を実施いたしました。また、農地所有者と担い手との賃借等を調整する農地中間管理事業を展開し、相続や離農による遊休農地を減らし、担い手の経営向上や地域の活性化を引き続き推進してまいります。

農業創出緊急支援事業におきましては、昨年より計画している北部地区振興の一環であります営農研修ハウスを建設し、島内外より町園芸農家の担い手になっていただく方を募集しております。トマト、パッションフルーツの栽培を2年間学び、南部地区サポートハウスで実践することで、徳之島での農業を十分に学ぶことにより、町全体の施設園芸の振興を図ります。

作物の輸送コスト軽減に当たっては、農産物輸送コスト支援事業を実施し、流通時の条件不利性の解消を図り、今後も継続した支援事業を実施いたします。

畜産の振興においては、優良血統受精卵を移植する受精卵移植事業、優良雌牛の維持・増頭を行った畜産農家へ助成を行う優良雌牛自家導入事業を実施し、畜産農家の所得向上に努めてまいりました。平成30年度は、平成29年度末に完成いたします徳之島町受精卵センターの稼働に合わせ、鹿児島大学の獣医学部と連携をし、学生の技術向上を担う研修施設として活用し、さらには、町内の繁殖能力の高い雌牛から優良血統の受精卵を採取し、畜産農家の繁殖牛に優良血統受精卵を移植し、繁殖雌牛の維持や増頭へつなげることで畜産農家の所得向上を図ります。畜産基盤整備に当たっては、畜産基盤総合整備事業を活用し、飼料畑造成・牛舎・堆肥舎等を一体化で整備することで規模拡大を図り、大規模農家を育成いたします。

土層改良や畑かん施設整備の基盤整備事業では、9地区において県営畑地帯総合整備事業に伴う施設整備工事を実施、平成30年度には、第一尾母2期地区の事業申請を行います。

農業水利施設の保全事業といたしましては、ストックマネジメント事業を第一神嶺地区で行い、農地水環境保全対策として、多面的機能交付金事業を町内10組織で実施し、農業農村地域の持つ多面的機能の維持を図ると同時に、農地や農業施設の保全向上、集落を支える体制の強

化にもつなげていきたいと思いをします。

鳥獣被害対策事業といたしましては、農作物被害の低減を図るべく、捕獲頭数に応じた補助金の交付により捕獲意欲を高め、イノシシやカラスの捕獲圧の強化に努めます。

域学連携事業では、武蔵野大学と連携をして稲作等を行う学外学修プログラム「徳之島プロジェクト」を実施いたしました。平成30年度は、長期農業体験、メディア表現・制作及び地域おこし協力隊入門等のプログラムを計画しております。本プログラムは4年目を迎えることから、島の持つ魅力と大学の持つ専門性・行動力等をマッチングさせ、より具体的な実践に結びつけてまいります。

水産業の振興について。

離島漁業の再生に向けて、集落協定に基づく種苗放流や藻場造成、アサリ再生など、漁業の再生に関する実践的な取り組みを支援しており、漁業基盤の構築に努めています。水産物においても、輸送コスト支援事業による流通時の条件不利性の解消に努めており、実証事業により沖縄県への輸送コスト支援も行い、生産者の所得向上に努めます。

商業の振興について。

商店街の活性化に向けては、商工会の育成やプレミアム商品券の発行により、島内消費の拡大や消費者の購買意欲の向上を図ってまいります。また、活気のある島らしい商店街づくりやイベント等のあり方について検討を行い、地元商店街や町全体の活性化へつなげていきたいと思いをします。

観光の振興について。

観光の振興については、希少動植物が生息するコアゾーンの保全と利用の両立を目指し、エコツアーガイドの育成に取り組んでいます。引き続き、エコツーリズムの推進活動及びエコツアーガイドの育成に取り組めます。

地域の文化や自然への関心を高める滞在型観光コンテンツの提供では、体験型プログラムを行っているあまみシマ博覧会を引き続き開催し、観光客の地域文化や自然への理解を高めるよう努めてまいります。

観光情報の発信に当たっては、インターネット等を通じて町の認知度向上を図るため、徳之島町地域営業課公式フェイスブックページや全国観るなび等に観光情報の更新・登録を行っているところです。今年度は、各SNSアカウントを作成して、マスコットキャラクター「まぶーる君」を活用したイベント周知等のPRを行っています。

観光地の整備に当たっては、地域振興推進事業を活用した神之嶺海水浴場の整備を実施しています。その他、7カ所のトイレ標識の整備を行い、英語や中国語を常用言語としている外国人観光客にもわかりやすい標識を設置いたしました。平成30年度は、観光施設並びに案内板等の整備を行い、西郷腰かけ松等の貴重な観光資源を保護するために環境の維持に努めます。

新たな産業創出と雇用の確保について。

徳之島町総合食品加工センター「美農里館」では、地元農産物を活用した高付加価値特産品開発や製造、販売を行っており、島内の農産物を積極的に活用した一次産業の活性化と雇用促進に努めます。さらに、島内における六次産業化のサポート体制の確立に向けた取組みを推進致します。

製造された商品の販売促進に当たっては、大手食品会社や大手百貨店等との提携に加え、新規企業との開拓を図り、積極的な商談を行っているところであります。また、ネット通販を積極的に活用し、販売促進へつなげます。あわせて、地方創生事業におけるトップセールスを有効活用して、新規物産展等へ積極的に参加をし、商談等を通じた新規需要の開拓を図ります。

地方創生推進事業では、しごと創出と人財育成に取り組み、平成28年度に整備したみらい創りラボ井之川を拠点とした産官学の共創による地域課題解決・魅力発揮がスタートいたしました。また、インターネットを介して都市部の仕事を島内で受注することができる人材育成にも着手し、徳之島の生活スタイルに合った新しい仕事の創出の端緒とすることができました。今後は、地域再生計画「島の生業創出とみらい創り人財育成計画」に基づき、対話による地域課題解決・魅力発揮に取り組みます。あわせて、ウェブライティングやウェブデザイン等のスキルを習得し、時間と場所にとらわれない新しい働き方の確立を目指します。

地域おこし協力隊事業では、本町の持つ条件不利性を克服できる武器であるICTに造詣の深い隊員をさらに1名採用いたしました。ワーカーのマネジメントを実施する地域ディレクターとして活躍していただき、都市部の仕事を受注するためのチームの組成につなげていきます。また、3年目を迎える地域おこし協力隊の起業等を支援し、島内での活躍をバックアップいたします。さらに、プログラミングの指導者育成を推進し、教育との連携も強化いたします。

心の通い合う健康と福祉の元気なまちづくりについて。

健康・医療の充実について。

健康増進事業では、がん検査または胃がんリスク検査受診費用の助成開始に加え、新たに乳がん検診において、若年層に達した住民を対象に、乳がん検診の受診費用の助成を開始します。

予防接種の接種助成では、予防接種率向上に向けて、個別の受診勧奨や接種スケジュールの調整を行います。任意予防接種についても、平成29年度に続き、おたふく風邪やインフルエンザの接種助成を行い、特にインフルエンザについては、助成対象者の拡充により、予防接種を受けやすい環境づくりを推進してまいります。

自殺対策事業では、全世代が生涯にわたり自殺死ゼロになることを目標に、平成29年度は自殺対策計画を策定いたしました。啓発活動や個別相談会を引き続き実施するとともに、次世代を担う児童・生徒を対象としたSOSの出し方教育などの充実にも努め、また、島内での人材育成に取り組みます。

国民健康保険における保健事業の効果的かつ効率的な推進を図るために、健康・医療情報を活用して、P D C Aサイクルに沿って事業を行います。健診の結果を踏まえ、個々の生活習慣等に応じた継続的な保健指導に重点を置き、重症化予防に努めます。また、健診結果や診療報酬明細書等を活用して抽出した疾病リスクの高い方に対して、症状の進展及び虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症等の合併症の発症を抑えるための医療機関と連携した取り組みを行います。そのほかの取り組みとして、医療費分析に基づき、複数の医療機関を重複して受診している被保険者等に対し、適切な受診指導を行い、医療費適正化を目指します。

平成30年度から始まる国民健康保険制度の改革は、少子高齢化・人口減によりふえ続ける医療費に対応するもので、県が運営の責任主体となり、各市町村が国保事業費納付金を納め、医療費の全額が県から交付されます。この国保事業費納付金を納めるため、各市町村は、それに見合う保険税を賦課徴収しなければなりません。徳之島町は、新しい制度の動向を注視するため、今年度の保険税率は据え置きといたします。また、町民の健康保持のために、あらゆる事業を通して医療費適正化に取り組みます。

食育・地産地消推進については、食生活改善推進員と講話や食文化の継承のための調理実習を行いました。特に高校では、進学や就職で島外に出る学生が多いので、調理実習を通して島の伝統料理を継承しつつ、自身の健康も含めて考えることも伝えました。また、食と農林漁業の祭典では、伝統食の展示や伝承料理教室を開催いたしました。平成30年度は、徳之島町食育推進計画をもとに住民の意識を高め、食生活の改善や地産地消等を目的に、食育アドバイザーによる食育講演会を実施することで、食育活動を総合的かつ効果的に推進してまいります。

高齢者福祉の充実について。

高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進に向け、後期高齢者医療保険事業として、いきいき教室、グラウンドゴルフ大会を開催し、新たな疾病の発症や治療中の疾病の重症化を予防し、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人一人の生きがいや自己実現のための取り組みを支援することができました。平成30年度からは、訪問形式の保健指導を実施いたします。一人一人のライフステージ及び健康レベルに合わせたタイムリーな支援を訪問指導により行い、自助共存の環境づくりを目指します。

障害者福祉の充実について。

平成30年度は、障がい者計画、第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画がスタートいたします。

障がい者計画では、障害者施策に関する基本的な方針を策定、第5期障がい福祉計画では、「障がいのある人もない人もともに生きる島づくり」を基本理念とし、障害福祉施策の推進に努め、第1期障がい児福祉計画では、障害児の健やかな育成のための支援を行います。

子育て支援・児童福祉の充実について。

母子保健支援事業では、産科医等確保支援事業により、島内唯一の産婦人科病院に産科医が固定をし、妊婦健診や出産はもちろん、一部の不妊治療も行えるように取り組んでいます。妊婦健診や新生児聴覚検査の助成による子育て世帯の負担軽減を図り、ハイリスク妊産婦等支援事業や離島不妊治療支援事業では、島外での治療や出産を余儀なくされた妊産婦に対しての負担軽減に引き続き取り組みます。

マタニティクラスや新生児訪問等の事業を通して、ストレスを抱える母親を早期に把握・支援を行い、乳幼児健診や親子教室等の事業では、子どもの健やかな成長と発達を確認しつつ、母親の育児に対する不安や悩みの聞き取りを行っております。個別に寄り添う支援に注力しており、妊娠期～子育て期までの切れ目のない支援が行えるよう努めるとともに、健診や親子教室等の事業を通して子供の健やかな成長と発達を支援していきます。

発達に特性を持つ子どもとその母親を対象とした支援としては、1歳6カ月児と3歳児それぞれの教室を実施しております。発達に特性を持つ子供が通う保育園・幼稚園においても、保健師・巡回支援専門員の派遣を通して、お互いの情報交換や子供への対応について助言を行うなどの支援を行っています。保護者の抱える悩みも多様化しており、職員の資質向上にも取り組み、保育園や幼稚園など、関係機関との連携を強化するとともに、各園における気になる子供への対応や発達を支援するための方法について、研修等を計画してまいります。

歯科保健事業では、歯科疾患の予防、口腔機能の獲得保持等により、妊婦歯科検診から就学前までの歯科検診の実施及び歯科保健指導、フッ化物塗布及び保育園・幼稚園におけるフッ化物洗口の支援事業を行っています。乳幼児期からの生涯を通じた歯科疾患の予防、口腔機能の獲得・保持等の各種事業を実施いたします。

待機児童の解消に当たっては、亀津保育園分園おひさま建設事業を実施いたしました。保育園定員の増加を図り、平成30年度の徳之島町における待機児童の解消に努めます。

地域福祉の充実について。

平成30年度より開始となる第7期介護保険事業計画では、「誰もがいきいきと元気に、地域でつながりあい、助け合える笑顔と共生のまち」を基本理念として、住みなれた場所でできる限り元気で自分らしい暮らしを続けていくことができるために、介護サービスのみならず、介護人材の確保に向けての取り組みやチームケアの質の向上に向けての地域ケア会議、各種研修事業等を行い、在宅や施設でより安心して尊厳のある暮らしができる体制づくりに努めます。

豊かな自然と安全安心な生活が調和する環境社会づくりについて。

自然環境・生態系の保護・保全について。

自然環境の保護に当たり、子ども参加型の自然体験イベントを実施いたしました。ウミガメや昆虫、アマミノクロウサギなどの観察会を開催することで、地元の自然に触れながら学ぶ環境教育に取り組みました。

島内にて蔓延している松くい虫被害については、土砂流出防止などの多面的機能の保全対策として、松くい虫の伐倒駆除事業を実施いたしました。枯損木となった松については、倒木による人的被害や人家の損壊被害を未然に防ぎ、将来的に保全すべき松については、薬剤の樹幹注入により、継続した環境の維持保全を図ります。

世界自然遺産登録に向けては、全島一斉ボランティア清掃やアメリカハマグルマを初めとする外来種駆除作業、希少動物を保護するためのノネコ・ノラネコの不妊去勢手術の実施、また、不法投棄撲滅等の啓発を行い、自然保護に対する地域住民の意識の醸成に努めております。本年夏に予定されております徳之島の世界自然遺産登録の可否を判断する第42回世界遺産委員会では、県との共同事業による現地からのパブリックビューイングを実施いたします。また、世界自然遺産登録の暁には、記念式典を開催し、講演会や祝賀会を計画しております。

サンゴ礁保全対策事業では、島のサンゴ礁を保全すべく、天敵であるオニヒトデを駆除し、サンゴの生息状況調査を実施いたしました。平成30年度においても、サンゴ礁保全対策事業によるオニヒトデ駆除に努めます。

良好な景観の維持に当たっては、一般公募による景観写真コンテストを開催いたしました。日本を代表する自然風景地として、魅力ある景観を島内外へ発信していきます。

防犯体制の充実について。

消費者被害防止の対策として、鹿児島県消費者行政活性化補助金を活用し、啓発用資料の全戸配布や弁護士相談会の開催により、消費者被害の未然防止を図ります。消費者の安全と安心を確保するため、将来にわたり町民への支援を継続して行い、消費者行政の機能を維持してまいります。

誰もが快適に暮らし続けられる、人に優しいまちづくり。

道路・交通網の整備と充実について。

道路ネットワークの充実にあたっては、社会資本整備交付金事業を活用した亀津19号線を中央通りまで整備するための建物調査を行いました。橋梁整備工事では、新里橋の補修工事が完了、平成30年度の道路及び交通網の整備では、火葬場までの道を整備するための調査及び橋梁点検結果に基づき、老朽化した橋の補修工事を行い、安全性の確保を図ります。

住環境の充実について。

社会資本整備総合交付金を活用した公営住宅整備事業で、白久団地木造平屋建て3棟6戸の建てかえ事業を実施いたしました。高齢者などの配慮した設計仕様と安否確認の見守り機能等を有する住宅を整備することができました。平成30年度は、同事業を活用した花徳2団地新規建設事業を実施し、地域の活性化・定住促進に向けた安全・快適に生活できる住宅の実現及び住環境の向上を図ります。

民間住宅リフォーム資金助成では、5件の民間住宅リフォーム資金の助成を予定しており、

住宅の長寿命化、質の向上とあわせて、地域経済の活性化、雇用の安定化を図ります。

ストック改善事業では、尾母3団地の外壁改修・屋上防水工事を実施し、建物の老朽化・劣化を防ぐことにより、住宅の長寿命化、質の向上を図ります。

公園緑地の整備について。

徳之島町総合運動公園は、施設の老朽化により通行できない木橋や散策路、機能していない施設が多く見られるようになったことから、平成29年度に長寿命化計画策定を行いました。平成30年度は、長寿命化対策支援事業により、施設の長寿命化対策や改修工事等を行い、安全・安心な公園の再整備を図ります。

上下水道の整備について。

生活の基盤である安定した水道配給のため、旭ヶ丘地区を中心とした7地区の浄水場を整備し、5地区の配水管・導水管を取りかえました。平成30年度は、亀徳第2浄水場を中心に、老朽化した浄水場整備等の更新を図るため、浄水場整備が3地区、配水管・導水管の整備を3地区で計画しております。

下水道事業では、東区の既存の整備地区に隣接する区域及び裁判所周辺の管路工事を実施し、下水道処理人口普及率の増加に努めます。あわせて、排水整備の接続支援を継続して実施することで接続率の向上を図ります。また、地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業を活用し、し尿及び浄化槽汚泥を徳之島町浄化センターに受け入れ、維持管理コストや改築・更新コストの縮減を図り、下水道及び浄化槽整備による安全・安心・快適で住みやすい住環境づくりや環境美化に取り組みます。

思いやりと文化を育む人間性豊かなひとづくり。

学校教育の充実。

徳之島町教育再生事業では、町雇用教員1名及び町職員によるサポートを行い、特定教科の学力向上と学校におけるICT活用の支援を実施いたしました。学士村塾では、204名の児童・生徒が参加し、自学自習の定着と学力向上に努め、向学塾では、小学生が84名、中学生は54名の生徒が参加いたしました。2020年度の小学校でのプログラミング教育必修化方針を受け、ふるさと思いやり基金を活用した指導者養成研修を実施、研修を受けた指導者による講習によって、子供たちのプログラミングへの積極的な参加を促し、先駆的な取り組みとして小・中学校への推進を図りました。平成30年度においては、町内の小学校での取り組みが円滑に進むよう指導体制の整備を行い、子供たちが抵抗感なくプログラミングの基本的な知識と概念を習得するものづくり思考の向上を図るとともに、新たに北部活性化の教育振興のため、手々小中学校へのシステムの整備を行います。

特別支援教育支援事業では、小中学校で25名の特別支援員を配置するなど、多様化する障害を持つ児童生徒への適切な対応を行っています。

教育環境の整備に当たっては、空調設備を小学校4カ所、中学校4カ所で整備・設置いたしました。未整備の学校には、段階的に空調の設置を行い、学習環境の改善に努めます。

平成30年度の新規事業といたしましては、亀津中学校のプール建設を行い、学習環境の充実を図ります。

小規模校の活性化に向けては、継続的なふるさと留学生の受け入れを可能にするために、合宿型のふるさと留学制度として、手々地区に新築する手々地区ふるさと留学センターの施設整備を実施いたしました。今後は、留学生の受け入れを行い、新たな修学環境の整備とともに、地域の活性化を図ります。

小・中学校再編につきましては、引き続き学校再編検討委員会を開催し、統廃合に関する研修や学校再編教育委員会案の審議等を行い、再編が円滑に進むよう検討を重ねます。

家庭教育の充実について。

地域ぐるみの家庭教育支援事業では、乳幼児から中学生の子育てに悩みや迷いのある保護者の家庭教育支援をするとともに、地域全体で支援する体制づくりを推進し、全ての保護者に対して家庭教育の重要性の周知を行い、学力向上や生徒指導の充実及び家庭教育力の向上につながる取り組みを実施いたします。また、幼児の保護者に対して学習機会の提供と相談支援を実施することで、就学前から家庭教育に対する意識を高めてまいります。

青少年健全育成の推進について。

青少年健全育成の推進では、島の宝である青少年の健全な育成を目指し、徳之島町青少年育成町民会議の組織を構築いたしました。青少年の現状課題等の情報共有や活動内容の協議を行う組織体系が整い、平成30年度は、あいさつ運動、歩いて登校、ボランティア清掃等への参加、鍵かけ、キー抜きの強化を青少年育成施策に決定いたしました。また、小学校区単位での青少年育成地域会議の設置により、各地区における青少年育成施策の実施や地区独自の育成活動の促進を図ります。

芸術文化活動の振興では、子供芸術鑑賞事業として、小学校4年生以上を対象に劇団四季の鑑賞を継続実施して、創造性と心の豊かさを育み、中学生には、団体等の音楽劇鑑賞を実施することで、芸術を愛する心を育て、豊かな情操を養ってまいります。

生涯学習・生涯スポーツ活動の推進について。

生涯を通じた学習機会の充実には、高齢化とともに講師やリーダーなどの指導者の人材不足が懸念されており、その対策として、循環型生涯学習社会の実現、知の循環型社会の構築を目指し、関連する社会教育施設の拡充整備を図るとともに、生涯学習センターの機能を充実させて活用し、各種学習機関としての連帯に努めながら、地域住民の高度化・多様化する学習需要に対応していくために、指導者等の人材教育を図っていきます。

生涯学習環境整備では、図書館に読書通帳システムを導入して、図書館利用者の増加を図り

ます。

公民館講座では、新規講座の新舞踊・民舞教室や手話教室、子ども講座を含む年間24講座を開講し、400人以上の町民が受講いたしました。平成30年度は、年間40講座の開講を計画しており、新規講座として、着つけ教室、エアロビクス教室、カービング教室などを開講する予定であります。公民館講座受講終了後には、成果発表の場として生涯学習フェアを開催し、1年間の学習成果を披露いたします。

スポーツ活動の振興については、プロ野球選手をはじめとするさまざまな競技の選手が自主キャンプや合宿を行っており、子供たちに刺激を与えています。選手らによるスポーツ教室を開催することで、子供たちの向上心が増すなど、レベルアップにつなげております。屋内運動場では、スポーツ活動の推進と合宿の受け入れ強化につなげ、スポーツ振興と交流人口の増加を図ります。平成30年度では、附帯施設としてトレーニングルーム等の建設を行い、町民の健康増進と合宿時の拠点施設として、さらなるスポーツ活動の振興を図ります。また、学校法人日本体育大学との体育・スポーツ振興に関する協定を利用し、日本体育大学所属のトップアスリートなどの講演会やスポーツ教室、合宿受け入れを行ってまいります。

郷土文化の継承・活用について。

文化財保護については、各種文化財の指定等や指定文化財の保護管理及び調査研究を実施し、郷土文化の理解に活用していきます。伝統文化の保存に関しては、各集落で積極的に取り組んでいるものの、後継者育成や物品の保存維持等に苦慮している現状があります。指定文化財等への助成金による活動支援や青年団活動を初め、青少年等の参加を積極的に推進し、埋もれた伝統芸能の掘り起こしと保存継承に努めます。また、町民等に郷土の文化や文化財についての理解を深めてもらうために、郷土資料館の催しとして、企画展示を実施いたします。

みんなが主役、協働で展開する結いのまちづくりについて。

地方自治・地域コミュニティ形成の推進。

移住・定住の促進に当たっては、移住・定住の受け皿となる住環境の充実を図るべく、空き家バンク制度をスタートさせ、増加する空き家の有効活用に取り組みました。引き続き、鹿児島県等が参加する都市圏での移住フェアでの情報発信や町内の空き家の利用などに取り組んでまいります。

男女共同参画社会の推進について。

男女共同参画社会の推進に当たっては、まず、町が率先して女性職員の活躍を推進するため、特定事業主行動計画を策定し、女性職員が働きやすい環境を整えることを目標に掲げ、取り組んでいます。

また、鹿児島県から任命された男女共同参画推進員とも連携し、平成30年度も引き続き男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいります。

行財政運営の効率化について。

自主財源の確保については、個人町民税、固定資産税、軽自動車税の賦課及び法人税、たばこ税の申告納税の促進に努め、各種町税の公平公正な賦課に努めます。徴収業務では、平成29年度より、24時間納付が可能なコンビニ納付を開始し、納税者の納付機会拡大を図りました。平成30年度も、自主財源の確保と税負担の公平性を保つため、滞納処分を推進し、納期内に納付できるよう、さらなる利便性の向上に努めます。

ふるさと思いやり基金推進事業では、昨年度に続き、本町出身者を含めた全国の皆様に、本町の想いと魅力ある特産品を積極的にPRさせていただきました。平成30年度は、本町のふるさと納税の活用方法を積極的にPRすることで、寄附の使い方に賛同していただき、新たに徳之島町を想ってくださる方をふやす取り組みを行います。

結びに。

平成30年は、昭和33年4月に亀津町と東天城村が合併をし、徳之島町が誕生してから60周年の記念すべき年でもあります。これまでの60年間、先人諸先輩方や町民の皆様方の御支援によりまして、厳しい社会情勢の中で、町政は順調に発展してまいりました。今日に至る徳之島町をともに築き上げました皆様方の御尽力に感謝を申し上げ、今後とも人々がにぎわい、夢をかなえる明るいまちづくりを目指し、町制施行60周年を記念とした事業を展開しながら、さらなる町勢の発展に向け、尽力してまいります。

また、この夏の世界自然遺産の審査によって、この徳之島は世界中から注目される瞬間を迎えます。私たちが生まれ育った徳之島を人類共通のかけがえのない財産として後世に伝えるべく、豊かな自然環境の保全と活用を展開してまいります。

平成30年度の町政に全力で取り組み、学び、暮らし、働き、集う全ての人が自助・共助・公助・近助の中で、個性と創造力を発揮するまちづくりの実現に向け、議会の皆様、町民の皆様の御指導、御支援を賜りますよう心からお願い申し上げます、平成30年度の施政方針といたします。

ありがとうございました。

○議長（福岡兵八郎君）

以上で、施政方針説明を終わります。

△ 日程第6 一般質問

○議長（福岡兵八郎君）

日程第6、一般質問を行います。

勇元勝雄議員の一般質問を許可します。

○5番（勇元勝雄君）

皆様、おはようございます。

このたび、3人の方が新課長になりました。今後も、町民目線で、住民サービスに一生懸命頑張ってもらいたいと思います。

ことは、町制施行60周年の年であります。町制施行60周年に恥じないような議会を目指して、一生懸命頑張っていきたいと思います。

我々議員の任期もあと2カ月足らず。私は4年間、町民のために何ができるか、そういうことを頭に入れながら、議会活動をしてきたつもりでございます。この4年間、我々議員は町民のために何ができたか。町民は現在の議会に満足しているでしょうか。私は甚だ疑問に思います。議員の一番の目的は、町民の福祉の向上だと私は思っています。そういうことを考えながら、この4年間、頑張ってきました。もうあと20日で選挙戦に入りますけど、私は、町政に対しては、議員の本分は、是は是、否は否で取り組むべきだと思っています。

議員は町民への奉仕者だという認識で、5番勇元が以下の7項目について質問いたします。町長、副町長、各課長の責任ある答弁をお願いいたします。

1項目めの子育て支援について、12回か13回目の質問なんですけど、1番目に、現在の徳之島町の子育て支援について、他の市町村と比較してどのように考えるか、お伺いいたします。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

本町でも、生まれる前の妊娠期～子育て期間まで、切れ目のない子育て支援を目指して取り組みをしております。

他の市町村と比較してどうかということですが、何を比較してよいものか考えまして、国の示している地域子ども・子育て支援事業で比較してみました。この事業には13事業ありまして、本町では8事業を行っております。

地域子育て支援事業ということで、これはがじゅまるの家に委託しておりますが、県内43市町村ありまして、うち35市町村が実施しております。

あと、子育て援助活動支援事業、これはファミリーサポートセンター事業といたしまして、社会福祉協議会に委託しております。これが14市町村で実施しております。

それと、病児保育事業、これもがじゅまるの家に委託しておりますが、これは12市町村が実施しております。

それと、乳幼児全戸訪問事業、養育支援事業、あと、延長保育事業、これは亀津・亀徳の保育園で実施しておりますが、29年度からは、公立母間保育所、へき地保育所でも延長保育を実施しております。

あと、放課後児童クラブ、これは亀津保育園、亀徳保育園、母間ペンギン村にて実施しております。

あと、妊婦健診も行っております。

29年度は実施しておりませんが、30年度よりは、亀徳保育園が一時預かり事業を再開いたします。

このほかにも、子育て支援研修、みなし保育士の研修を実施しておりまして、28年度は町単独で行って、30名の方が研修を終えております。29年度、20名の方が受講しております。これは、今年度は県の補助事業を活用して行っておりますが、このような取り組みも、他の市町村に先駆けて実施しておりまして、今年度からは、郡内の市町村でも取り組みが行われていると聞きました。

あと、亀津保育園の分園の建設により、保育定数の10名増など、本町の子育て支援は、他の市町村に比較して劣ってはいないものと思います。

○5番（勇元勝雄君）

そういう答えが返ってくることを予想はしていましたが、2番目に、乳幼児医療費を他の市町村並みに無料にすることはできないか、お伺いいたします。

○介護福祉課長（豊島英司君）

これは、議員からも再三質問しておられますが、12月の議会でもお答えしたとおり、県と同様の未就学児の非課税世帯を対象に、30年度も行う予定でありまして、現段階では、無料化することは予定しておりません。

以上です。

○5番（勇元勝雄君）

無料化にできない理由というのは、どういうのが理由になるのでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

徳之島町の今の考えといたしましては、子育て支援について、何が一番的確な子供たちのための政策かということでありまして、医療費の無料については、今は検討していないところがあります。

保育料無料についても、国・県等がそういう方針を打ち出しておりますので、国や県に従って、医療費と保育料については政策を行っていきたいというふうに思います。

それ以外の子供の体の健康の予防でありますとか、あと心と、あと教育、そして、子育ては高校生までをターゲットとしてやるべきかと、今、考えておりまして、できる限り、優秀な子が島外に出るのではなくて、徳之島でしっかりと高校まで出る環境づくりについて重点的な政策を行うべきと考え、政策を行っているところであります。

○5番（勇元勝雄君）

平成30年ですか、31年ですか、し尿処理場が下水道のほうに処理を入れます。その分のお金が6,300万、全部が全部浮くということじゃないんですけど、そのお金を子育て支援に、乳幼児医療の無料化に回すことはできないのでしょうか。お伺いいたします。

○町長（高岡秀規君）

実は、予算がないから回せないわけではなくて、政策として、より多くの予算をかける重点的な政策として、教育でありますとか、子供の交流事業、そして、また、健康づくり、あと、食育でありますとか、そういったところに予算配分をするということでもあります。

○5番（勇元勝雄君）

前は、前の答弁で、無料にしたらコンビニ受診がでる、そういう答弁もありました。現在、県下でも実施していないのは数町村なんですよね。そして、国のほうでも、今度は、保育所は3歳～5歳を無料にする。ほかの町村も、子育て支援のために、結局、乳幼児医療を無料にしているわけです。今度、奄美市も、中学校まで無料にするという市長の方針が示されました。私は、乳幼児医療は、ほかの町村並みに無料にするべきだと思いますけど、町長はどう考えますか。

○町長（高岡秀規君）

以前にも申し上げましたが、政策には、どうしてもデメリットとメリットがございます。そして、何のためのこの政策をするかということですが、医療費の無料化でありますとか、保育園の無料化について、じゃあ、どこをもって費用対効果とするところの指標であります。私は、少子高齢化における人口減、そして、特殊出生比率に与える影響、そして、子供たちの将来Uターンにつなげる、そういうデータ等を鑑みますと、無料化については決して、無料化したからといって子供がいっぱい、特殊出生比率が上がるわけではない。そして、また、保育園の無料についてもそうです。

しかしながら、一番効果があるデータはどこなのかといいますと、待機児童のまず解消です。そして、また、教育環境で予算、家庭内で、塾でありますとか、そういったところに予算をかけてしまうと、子供が減る傾向にあるというデータがございます。だからこそ、塾でありますとか、教育面では、町がしっかりと無償提供で今はやっているところでもありますので、実は、特殊出生比率の継続と、そして、また、少子高齢化対策の一環としても、私は、子育ての配分の予算というものは考えていっているところであります。医療費の無料化については、仮に生活が苦しいとか、弱い者の立場に対しての無料化というものは、生活保護者、非課税世帯には無料化にしておりますので、課税世帯について、3,000円を超えた部分については、1カ月ですね、補助事業をしていますから、3,000円までがかかるということですから、私は、十分とは言えないまでも、ある程度の弱者に対しての政策は行っているつもりであります。

○5番（勇元勝雄君）

町長と私の考えは違います。それは、次はどうなるかわかりませんが、また次の機会にやってみたいと思います。

国のほうで、3歳～5歳までの保育料を無料にするよう検討されていますが、町のほうでは、

ゼロ歳～2歳までの保育料を無料にできないか、もし無料にした場合の財源はどれぐらい必要か、お伺いいたします。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

現在、子ども・子育て会議の中でも、町としても、ゼロ～2歳までの保育料の無料化の検討はいたしておりません。

ゼロ歳～2歳までの保育料を無償化した場合の試算ですけど、平成29年度ベースで算出いたしますと、亀津保育園の保育料が1,397万8,000円、亀徳保育園が951万3,000円、母間保育所が645万円となりまして、合計しますと2,994万円、おおよそ3,000万円の財源が必要かと思えます。

○5番（勇元勝雄君）

今回は質問事項が多いもので、さらっと流していきたくと思います。

現在、各地区に公園があります。公園に遊具の設置はできないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（福岡兵八郎君）

勇元議員、（4）は。

○5番（勇元勝雄君）

4番に戻ります。

母間保育所を委託した場合の金額、町の直営でした場合の金額、その差額はどれぐらいになるでしょうか。お伺いいたします。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

これは、委託先が認可を取得できたことを仮定して算定いたしますと、母間保育所、60名規模の保育所の委託料が月800万円ぐらいになります。それで12カ月を掛けますと9,600万円、平成30年度の当初予算の母間保育所の運営費が7,339万円ということで、2,261万円、委託した場合のほうが多くなるという計算になります。

○5番（勇元勝雄君）

前に資料をもらったときは、委託したほうが安くつくという資料をもらったんですよ。計算した資料をまた後でもらいたくと思います。

給食費、県下でも3～4市町村、無料にしている市町村があります。南さつま市は1億1,000万近くの金額を出して無料にしています。

学校教育、非常に、この間、亀津中学校のほうで給食費の未納が多いということで、そういう会に呼ばれました。先生方も非常に難儀をしています。

給食費を無料にした場合は、必要な金額はどのぐらいの金額でしょうか。伺います。

○学校教育課長（高城博也君）

給食費の無料化は、今のところ考えておりません。

無償化となれば、現在、保護者負担分の年間おおむね3,500万相当の額が負担増となる予定であります。

○5番（勇元勝雄君）

乳幼児医療を無料化にしなかった場合、し尿処理場の金額がある程度浮くわけですから、そういうのを利用して給食費を無料にするとか、そういうことはできないでしょうか。伺います。

○町長（高岡秀規君）

今、学校教育課の課長が、今、給食費の無料化については考えていないということで、意見は一緒であります。今後の子育て等々についての重点的な予算配分ということで御理解いただきたいというふうに思います。

○5番（勇元勝雄君）

この6,000万近くの金は、教育に全部使われるんだったらいいんですよ。国からもいろいろ来ていますよ。地方消費税の中にも、福祉関係に使っていいという金があります。奄美市も、そういうお金を使って乳幼児医療を無料にしている。そういうところがあります。そういうことも将来考えるべきじゃないかと思うんですよ。町長は、教育に力を入れるとか言っています。学校の先生は、給食費を集めるのに難儀をしているわけですよ。そういう余分な力を、教育に力を入れてもらうためにも、私は、給食費無料じゃなくても、半額補助とか、そういうことも考えるべきじゃないかと思います。

次に行きます。

現在ある各公園に遊具の設置はできないか、お伺いいたします。

○社会教育課長（深川千歳君）

お答えします。

社会教育課所轄の亀津公園、徳之島町健康の森総合運動公園については、総合運動公園に現在、遊具があります。子育て支援としての遊具の充実が必要なものだと思います。現在ある遊具は、平成25年度の臨時交付金事業で設置してあります。国よりの交付金等の割り当てがあったときに、事業を取り入れて検討したいと思います。

以上です。

○5番（勇元勝雄君）

そういう事業じゃなくても、町には金があると思うんですよ。ふるさと納税のお金。各課に要望を出してくれということで、総務の財務のほうから来ていると思うんですけど、現在、総合グラウンドに遊具はありますが、あれじゃあ少ないんですよ。亀津の児童公園、近隣公

園ですか、昔の。北部地区には、全然公園はない。遊具はない。子供を遊ばせるために、わざわざ伊仙町まで行っている人が多いんですよ。子育てしている若いお母さん方からそういう話をよく聞きます。ふるさと納税のお金、そういうのも手を挙げて、遊具の設置をしてもらいたいと思います。

今、児童公園があります。名ばかりの児童公園ですよ。今現在、横のほうにグリーンベルト、木を伐採して空き地になっています。そういうところに遊具の設置はできないか、お伺いいたします。

○総務課長（岡元秀希君）

お答えいたします。

今、児童公園におきましては、さまざまなスポーツ少年団、野球、サッカー、そして、幼稚園・保育所等の運動会、高齢者のスポーツ大会、あるいは、ゲートボール、グラウンドゴルフ、さまざまな行事が行われているところでございます。その中で、今、拡張ですね、以前、勇元議員が平成27年12月議会で、拡張して、そこを広々と使いたいという要望等もございまして、今、拡張してあるところでございます。そして、横の緑地については、町有地活用等検討委員会におきまして、さまざまな行事がそこで行われるので、熱中症・暑さ対策、そういうところで、休憩も含めて、緑陰が必要であろうということで、その横につきましては、全て緑地として確保するというようなことに決定しておりますので、その委員会の意向を尊重したいというふうに考えております。

○5番（勇元勝雄君）

横のほうに、今、モクマオウが生えているところは、それはそのままおくべきだと私は思います。その横、その南区より、また永浜木材の倉庫の裏、現在使用されていない場所があります。児童公園のそばにそういうのも、市街地の中にもそういう遊園地があるべきじゃないかと私は思っていますけど、そういうことはできないでしょうか。お伺いします。

○総務課長（岡元秀希君）

その件につきましても、町有地活用検討委員会で、遊具の話も出ました。その中で、今言われている児童公園周辺につきましては、リースあるいは購入をするべきだろうという場所と、あと、新たな植栽をして、駐車場をつくって、児童公園をさまざまな行事で使われる方々の駐車場、そして、役場も今、裏側のほうに公用車を全て配置しましたので、職員が非常に駐車場が不足しておりますので、職員も日常にあそこを使わせていただくという方向で、委員会で決定しておりますので、その委員会の意向を尊重したいと思っております。

○5番（勇元勝雄君）

駐車場は、いろいろ行事があるときは、もうほとんどが日曜日なんですよ。役場の駐車場もあります。一角に、全部が全部、遊具を置いてくれという話じゃないんですよ。ある程度

の遊具を置いたら、歩いて来れる人もいる。また、駐車場があったら、車をとめて、そこで子供を遊ばせることもできる。そういうことも考えて、今後は考えてもらいたいと思います。

2番目の職員採用について……

○議長（福岡兵八郎君）

勇元議員、8番は。

○5番（勇元勝雄君）

年ですかね、もう。8番。

○議長（福岡兵八郎君）

8番をしたら、休憩に入ります。

○5番（勇元勝雄君）

はい。

子供たちの島外遠征費を町から補助はできないか。県のほうでも、そういう予算が今年度の予算に組まれていると思いますけど、町のほうでは、中学校のほうはあったんじゃないかと思うんですけど、小学校の子供たち、小・中学校の遠征費のためにもっと予算の増額はできないか、お伺いします。

○社会教育課長（深川千歳君）

お答えします。

遠征費の助成としては、スポーツ少年団なんですけど、大島地区スポーツ少年団競技別交歓大会においては、旅費・宿泊費・交通費の半額を助成、29年度は9競技で100万3,410円支給しております。

それと、鹿児島県スポーツ少年団競技別交歓大会においては、指導者・団員1人当たり3,000円を助成し、29年度は2競技9万9,000円を助成しております。

九州ブロックスポーツ少年団交流大会においては、旅費・宿泊費・交通費の半額を助成し、29年度は1競技32万8,820円支給しております。

派遣費の助成は、文部科学省、県体育協会、県スポーツ少年団本部、日本体育協会加盟競技団体が主催する大会となっております。29年度の町の予算は、225万円の補助金をいただいております、その中から190万円ほどを派遣費の補助に使っております。

以上です。

○5番（勇元勝雄君）

いろいろ子供たちの父母は苦勞しています。予算は、今度は減額補正してありましたけど、もっと助成をふやすべきではないかと思えます。

○社会教育課長（深川千歳君）

今回の減額補正は、スポーツ少年団の交歓大会に全てのチームが大島に行ったり、鹿児島に

行けるということで予算を組んであります。毎年ですね。29年度も。それで、実際に大島地区で1番とかになった団体しか、県とか九州大会に行けないので、それで減額になっております。

○議長（福岡兵八郎君）

よろしいですか。

ここで休憩いたします。

再開を11時半からいたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

○議長（福岡兵八郎君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

勇元勝雄議員の一般質問を許可します。

○5番（勇元勝雄君）

2番目の職員採用についてお伺いいたします。

6名退職に対して、10名も採用しなければならないのか、その理由をお伺いいたします。

○総務課長（岡元秀希君）

お答えいたします。

正確には、6名の退職ではなくて、13名の欠員の予定であります。

今回の職員採用につきましては、定員管理計画177名をもとにして採用することにしております。

○5番（勇元勝雄君）

定員管理計画の177名というのは、どういう数字でしょうか。

○総務課長（岡元秀希君）

平成28年2月に、行政改革推進委員会の第5次行政改革大綱、それを作成するに当たって、定員管理計画の作成もしていただきました。その中で、委員会からの答申は、183名が妥当であろうという答申を受けまして、その後、行政改革推進本部、本部長は町長、副本部長は副町長、あと、本部員は各課長と、そういう中でいろいろ協議した中で、現有必要な177名で当分はこの定員管理計画でしようということになりましたので、現在、177名の定員管理計画で人事を行っているところでございます。

○5番（勇元勝雄君）

5番目に聞こうと思ったんですけど、それを早めて聞きますけど、177名ですというあれでしたら、定数条例も変えたほうがいいんじゃないかと思えますけれども、どう思われますか。

○総務課長（岡元秀希君）

お答えいたします。

12月議会でも同じような質問、その前の9月も同じような質問だったと思いますけれども、定数条例につきましては、今、266名となっております。これについては、徳寿園、汐路、給食センター調理員、学校用務員等々がいたころの定数でございますけれども、その点につきましては、減員として考慮しなければいけませんけれども、その後、新たな地域営業課の設置でありますとか、いろんな行政需要が増していますので、今、177名で定員管理計画をしておりますけれども、今後また、平成32年度の新地方公務員法の施行、あるいは、国の定年延長の制度設計、課の統廃合・新設、事務分掌の見直し、そういったもろもろのことを見きわめて、踏まえた上で定数条例、しっかりと改善するべきであろうということで、今、拙速な判断をせずに、国の動向も見ながら、定数については、皆様にまた後ほど、提案をしたいと思っておりますのでございます。

○5番（勇元勝雄君）

国の動向を見ても、266名の定数というのは多過ぎると思うんですよ。ある程度の線までは、定数条例を変えるべきだと私は思います。そういうことも今後は考えてもらいたいと思います。

2番目に、新たに職員を増員する課はどこか、新たに配置した職員の仕事内容をお伺いいたします。

○総務課長（岡元秀希君）

新規採用職員につきましては、ほかの課長以下、職員と同じように、4月の定期異動によって人事配置されますので、新採用職員がどこに配属されるかということは、全体の定期異動の中で決まりますので、今のところ、新規採用職員がどこに配属されるかということについてはお答えできないところでございます。

○5番（勇元勝雄君）

しかしですよ、各課から要望があつて、この課をふやさなければいけないという要望があつて、初めて新規採用ができるんじゃないですか。新年度で異動がなされていないから、ふやした分の職員をどこに配置するか、異動がなかったら決まらないという、そういう職員の採用の仕方があるんですか。

○総務課長（岡元秀希君）

先ほど申し上げましたけれども、職員を増員したわけではございません。定員管理計画の中でしっかり配置していくということですね。例えば、ある職員が異動したら、そこに新規採用が入るかもわからないし、そういうことで、どの職員がどこに配置されるかはどの職員もまだ知りませんので、職員を増員したわけではありませんので、御理解いただきたいと思います。

○5番（勇元勝雄君）

現在は何名の職員がいるわけでしょうか。

○総務課長（岡元秀希君）

174名でございます。

○5番（勇元勝雄君）

3名はふえるわけですよ。177名という数字はありますよ。しかし、3名はふえるわけですから、どの課がふえる、また、その課から要望があつて初めて増員はできるんじゃないですか。

○総務課長（岡元秀希君）

4月1日の時点では、定員管理計画のもとで採用を行います。合格通知を出して、採用予定者名簿に記載されているということですので、必ずしも採用がされるとは限りません。その途中の段階において、心身の故障で職務が遂行できないだろうと、そういうこととか、あるいは、公務員としての適正を欠くような行動がその間にあった場合は職員採用されませんので、16名全員を4月1日に職員採用するということは決定ではございませんので、今のところは、定員管理計画のもとで職員採用をしていくというところでございます。

○5番（勇元勝雄君）

今まで、予定者の中で採用されなかったことは、聞いたことがないんですよ。前、36名採用したときも、3名は補欠でした。総務課長が今のような答弁をするんだったら、13名で採用予定者を出して、あと3名は補欠でもよかったんじゃないですか。

○総務課長（岡元秀希君）

過去には、採用されていない職員もございます。採用については、定員管理計画を遵守するというので、新たな行政需要が出てきた場合には、そこでまた定員管理計画の見直しもあり得るというところでございます。

○5番（勇元勝雄君）

そういうことで職員を採用する。税金を払っている町民は、たまつたものではありませんね。職員を6名の退職者に対して16名、私は10名ふやすという認識でこの質問を出しました。一般の町民の方はどのように考えられるか。お伺いいたします。

○総務課長（岡元秀希君）

先ほども申し上げましたとおり、6名は定年退職ですけれども、それ以外の退職者はいるということでございますね。欠員もあるということですので、6名の退職者に対して採用をふやすということではございませんので、御理解いただきたいと思います。

○5番（勇元勝雄君）

合格通知を出した時点では6名でしたよね。欠員というのはどういう意味でしょうか。

○総務課長（岡元秀希君）

合格通知を6名に出したら、6名しか最大採用できませんので、6名に出したということではございません。

○5番（勇元勝雄君）

退職者が6名ですよ。採用内定が出たのは16名ですよ。その時点では、途中退職者は何名というのを把握していたんですか。それと、欠員というのは何名でしょうか。

○総務課長（岡元秀希君）

11名は把握をしておりました。欠員は3名と、把握をしていたのは8名でございます。

○5番（勇元勝雄君）

177名という数字は役場が決めた数字であって、一般町民は、今でも役場は人間が多いという認識があるんですよ。昔は全部手書き、計算機で計算しました。コンピューターを入れて、パソコンを入れて、結局は、事務の効率化を図るためにそういういろいろな機器を入れたんですよ。人口は減っていく。そういうことを考えた場合、一般町民が考えるのは、人口は減る。コンピューターを入れた。どうして職員がそれだけふえなければいけないか。一番減った時期は百五十何名ですか、158名ですか、そのときは、町長も行革に一生懸命になっていました。変わってきたのは、町長の2期目から、そういう考えが、行革に対しての認識がちょっと薄くなったと思います。

4番目、10名採用によってどれぐらいの財源が必要か、お伺いいたします。

○総務課長（岡元秀希君）

10名ふやすという質問自体がちょっと理解できないところがありますけれども、159名まで減ったころもありましたけど、その分、臨時職員の数が増大したと。反比例した部分もあるということですね。そして、その時々によって、行政需要というのも変わってきます。例えば、今後は、介護分野の新たな新交付金に対応する介護包括支援センターですね、その拡充もしなければいけません。また、新たな子育て世代に対する包括支援センターも、平成32年度までには立ち上げるようになっております。また、ふるさと思いやり推進室においても、非常に今、ふるさと納税の額が上がっておりますので、今においても、その担当については時間外勤務が常態化して、非常に忙しくなっております。これをさらに伸ばすとなると、また人員が必要なんですよ。そういったところで、ふやすべきところはふやして、また、課の統廃合であるとか組織の改編、そういったものでは減らしていくような、そういった状況に応じた、行政需要に応じた定員管理計画というものは必要だというふうに考えておりますし、10名増員するわけではないですので、今の質問にはちょっと答えるところがないのかなというふうに考えております。

○5番（勇元勝雄君）

10名の採用によってどれぐらいの財源が必要かということを知っているだけであって、総務課長は、ちょっと余分なことを答弁するのが多過ぎるんですよ。私が知っているのは、10名採用によってどれぐらいの財源が必要かということだけなんです。

○総務課長（岡元秀希君）

失礼しました。勇元議員に理解していただきたくて、ちょっと周りのことも話しましたけれども、10名採用の場合は、1人当たり、大卒でほかの職場を経験したとか、そういう経験もある方については最大で400万ぐらいですね。高卒の場合は350万程度だったと思っております。

○5番（勇元勝雄君）

5番目の定数条例は、先ほど答えてもらいました。

質問に対して、質問した分に答えてもらいたいと思います。

3番目、美農里館について、1番目、過去の年度別の売り上げ、経費、赤字と言ったらまた怒られるかもわかりませんが、農産物の赤字の金額、農産物の仕入れ額をお伺いいたします。

○地域営業課長（幸田智博君）

それでは、お答えします。

年度別にお答えします。

平成26年度売り上げが1,316万7,756円、経費として4,686万7,119円、その差額が3,369万9,435円となっています。平成27年度売り上げが1,410万6,892円、経費が4,978万8,215円、差額が3,558万1,323円、26年度と27年度は委託事業を行っていましたので、美農里館の店舗の売上手数料だけが売り上げとして歳入に入っています。商品の仕入れについても、経費に含まれておりません。例えば、販売価格が100円の場合、販売手数料20円だけが売り上げとして収入に入っております。

平成28年度売り上げが1,804万2,299円、経費が5,961万5,373円、差額として4,157万3,074円、28年度は9月より、販売金額を全額売り上げに反映して、商品の仕入れについては経費に含まれております。販売価格が100円に対して、売り上げを100円、収入の中で80円が仕入れ金額、経費として算出しております。

平成29年3月1日の売り上げが1,815万8,956円、経費が5,951万1,393円、差額が4,135万2,437円です。29年度も残り1カ月となりましたが、未収額がまだございます。今後の見込み額として、あと300万ほどあります。よって、29年度は2,100万ほどの収入額を見込んでおります。

次に、農産物の仕入れ額についてですけど、26年度が240万1,533円、平成27年度が180万1,075円、28年度が308万8,506円、29年度が、今、2月15日現在、367万8,385円、仕入れの農産物については、マンゴー、パッションフルーツ、ドラゴン、ショウガ、アザミ、バレイショ、タンカン、パパイヤ、グアバといった種類でございます。

以上です。

○5番（勇元勝雄君）

一番問題になるのが仕入れ額なんですよね、農産物の。町長はいつも六次産業化と言ってい

ます。300万、400万の農産物の仕入れで六次産業化ができるかと、私は非常に疑問に思うんですよ。毎年赤字とは言いませんけど、毎年売り上げに対して経費がかかっています。こういう状態で美農里館は今後運営できるか、お伺いいたします。

○町長（高岡秀規君）

六次産業化につきましては、今後とも推進しなければいけないというふうに考えております。当然、農産物の数字だけで、勇元議員のほうで費用対効果という話があったのですが、実は、その数字だけで図れるものではないというふうに考えております。

まず、六次産業化の中の二次を、今、加工ですね、そこをしっかりと強化しなければいけないというふうに考えておりますので、今後の美農里館の役割は、将来を見据えたときに非常に大きな役割を示すだろうというふうに考えております。

今後は、都会と離島の加工技術の格差が非常に大きいわけですし、その格差を埋めるべく、今後とも美農里館については、しっかりと町が支援をしながらやっていきたいというふうに思っています。

○5番（勇元勝雄君）

普通の民間の会社だったら、とうに潰れていますよね。

ふるさと納税の返礼品、品目別の年度別の売り上げ、リピーターはいるのか、お伺いいたします。

○地域営業課長（幸田智博君）

お答えします。

ふるさと納税の返礼品以外、美農里館の年度別売り上げについてお答えします。

美農里館カレー、平成26年度が80万250円、平成27年度が82万7,650円、平成28年度が74万9,950円、平成29年度が75万9,550円、今、この数字は1月現在の数字でございます。

それと、美農里館ジャムでございますが、平成26年度が33万8,438円、平成27年度76万8,440円、平成28年度50万4,720円、平成29年度75万3,170円、これも1月現在でございます。

ジェラート、アイスに関しては、平成26年度36万1,200円、平成27年度44万3,800円、平成28年度が202万5,215円、平成29年度、これも1月現在でございますが、145万4,595円となっております。

飲料水、シークニンジュースですけど、平成26年度80万5,230円、平成27年度107万4,750円、平成28年度125万6,650円、平成29年度1月現在146万1,000円。

糖蜜です。平成26年度が3万5,910円、平成27年度が24万4,150円、平成28年度が31万4,450円、平成29年度が1月現在2万8,500円。

ゼリーに関してですけど、平成28年度が219万6,000円、平成29年度が171万円です。これは1月現在です。

少しずつではありますが、売り上げも増加にあり、特に飲料水、清涼飲料水ですけど、ジェラートについては、認知度もだんだん広まっております。リピーターについては、統計集計してはおりませんが、件数は把握もできておりません。電話やメールの問い合わせがふえてきております。納税の返礼品で選んでおいしかったという特産、物産展等でも購入しておいしかったということで、注文を受けているところでございます。

今後、世界遺産に向け、観光客も増加してくると思います。リピーターになってくれる方もいますし、今後もまた努力していきたいと思っております。

○5番（勇元勝雄君）

電話注文とかそういうのでは、大体年間幾らぐらいの売り上げをしているんでしょうか。

○地域営業課長（幸田智博君）

この数字、電話注文と大体がファクス注文、電話の注文もありますけど、集計はとっていないですけど、今後また勇元議員に伝えるようにいたします。

○5番（勇元勝雄君）

そういうのが一番大事だと思うんですよね。どれぐらいの数字が出ているか。ふるさと納税で、返礼品で出した分、また、送ってもらっておいしかった、また金を出して買ってでも食べたいという、そういう品物をつくってもらわなければ、美農里館は、ちょっとずつは売り上げ伸びていきますけど、職員が一生懸命頑張っているのはわかります。だけど、町民の税金をこれだけ使っているわけですから、いろいろ聞かれるのは仕方がないと思います。もうこれは課長の仕事ですから。

大手食品メーカーとの契約はできたのか、大手食品メーカーとの年度別の取引状況をお伺いいたします。

○地域営業課長（幸田智博君）

お答えします。

営業を経験した方は理解できると思いますが、メーカーとの取引というのは非常に難しいところがあります。私も今、いろいろ営業をやっているんですけど、100回行って、商談1つもとれない場合もございます。そんな中で、今、契約というか、取引ですね、契約はしないですから、そんな中で今やっているのがお中元・お歳暮なんですけど、A社としておきます。お中元・お歳暮は、平成28年度が408万3,715円、29年度が253万9,545円、トータル662万3,260円、これはまだ未収入額がございますので、まだふえてくると思います。

それで、B社、ポテトでなんですけど、28年度が97万4,400円、29年度が73万2,113円、トータル154万5,600円、これもまだ未収入額がありますので、ふえてくるものだと思います。

以上です。

○5番（勇元勝雄君）

デパートとかそういうのじゃなくて、前から話している大手食品メーカーとの契約はできたのか伺っているわけでございます。

○地域営業課長（幸田智博君）

営業というのは生きています。それで、こういう議会で質問してほしいところも結構ありまして、中で鹿児島商社とかが、ほかにも物産をやっている方々もいます。そこら辺でお話しするんですけど、今後もふえてくると思います。今現在も取引している商社等も結構ありますので、今後、また我々も努めて、努力してやっていきたいと思っております。

○町長（高岡秀規君）

補足ですけれども、売買契約については、まだ契約には至っておりません。

○5番（勇元勝雄君）

私が質問しているのは、今、町長が答弁したような答えなんですよ。先ほどから言っているように、質問に的確に答えてもらいたいと思っております。

前、去年、おとしですかね、食品メーカーへ行ったとき、会長がその場で言っていました。スピード感がない。売る物がない。もっとスピード感を持ってやらなければ、メーカーとしても困るんですよ。また売る物をもっと研究してつくってもらわなければ、幾らメーカーが売りたいと思っても、売る品物がない。そういう状態じゃあ、契約はできないんですよ。今後、一生懸命頑張ってもらいたいと思っております。

美農里館に今現在7名、観光のほうもありますけど、7名の職員が必要か伺いたいと思っております。

○学校教育課長（高城博也君）

お答えします。

7名ではなく、今現在6名の業務を行っています。これまでも開設以来、オール美農里館で、皆さんで業務を行ってきました。そんな中、物産、観光、商工の3つの業務がありまして、総括は私がやっているんですけど、業務に関して、先ほども言ったように、業務全般を全員で行っております。特に物産に関しては、メーカーとの交渉や取引、非常に繊細なものがございまして。そういう業務をやっているわけでございますが、そんな中、美農里館の売り上げ向上のために、今後、徳之島の物産を担う担当として、皆さんやっているわけでございます。

また、店舗業務も職員で兼務をしております。そんな中、また、土日・祝日も、交代で職員も出勤しております。職員は、徳之島の観光物産のために日々努めております。現在、職員の数は足りないという感じは、実際、私は感じております。

○5番（勇元勝雄君）

職員が一生懸命やっているのはわかっていますが、現在、美農里館、非常に出と入りที่ไม่均衡になっています。入る金は少なく、出す金が多い。町長は常々、民ができないから、官

がしなければいけない、そういう答弁をしていますけど、図書館、文化会館、いろいろ指定管理者を置いています。私は、官がやるよりも、民間のほうがいろいろ考えるんじゃないかと思っています。官がやった場合、親方日の丸、そういう考え方もあると思うんですけど、美農里館を指定管理者に委託するということは考えられないのでしょうか。お伺いします。

○町長（高岡秀規君）

まだ少し技術的な分野、あと、販売力等を考えると、民間ではもたないというふうに考えております。当然、官がやるデメリットはありますが、メリットの部分として、三次の販売力ですね。実は、大手企業でありますとか、そういったもので、役場が動いているということで、非常に市場での信用度が民間に比べたら雲泥の差がございます。そして、また、加工の技術を学ぶにしても、町がやっているということで、非常に多くの決定権がある方とお会いできたりもします。その中で、技術とか、あと販売力がしっかりと構築された上での民間委託というのが一番有効かというふうに考えておりますので、今は、官のほうでしっかりと構築をするべきかと考えております。

○5番（勇元勝雄君）

何でもそうですよね。何年後にはどれぐらいの売り上げで、どれぐらいの黒字になるとか、とんとんになるとか、そういう目標があって初めて人間は動けると、私は思うんですよ。そういう考えをしていかなければ、現在のように、ただ役場がやるからいい、そういう考えじゃあ、私はちょっと無理があるんじゃないかと思うんです。要望として、将来的には指定管理者、町がお金を出して委託するような方向に持って行ってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（福岡兵八郎君）

ここで休憩いたします。

昼は1時半から開会いたします。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時30分

○議長（福岡兵八郎君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

勇元勝雄議員の一般質問を許可します。

○5番（勇元勝雄君）

4番目の観光についてお伺いしたいと思います。

この間、生涯学習センターでも講演会がありました。理想はクロウサギを飼育して観光客に見せてもらうというのが私はいいと思いますけど、それは恐らく無理だろうと思います。それで、いつも新聞等で事故に遭ったクロウサギ、交通事故とかいろいろありますけど、その亡く

なったクロウサギを剥製にして大島郡内、徳之島3町、8町ですかね、そういうところに剥製として展示できないか伺いたと思います。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

クロウサギの剥製についてでございますが、現在町に2体ほどクロウサギの剥製がございます。ですので、徳島町としては新しく剥製というのを今、現時点では考えていないんですけども、ただこの2体が公共の前に飾られていないというのがございますので、学習センター、それから例えば役場等々に展示をいたしまして、特に自然遺産、4月予定しておりますので、その機会を利用して周知したいというふうに考えております。

また、将来的には自然センターが一応建設予定でございますので、その中でもそういったクロウサギというのを展示をできるものではないかと考えているところでございます。

以上です。

○5番（勇元勝雄君）

そういうクロウサギが2体あるというのを初めて聞きました。もっと町民にも観光客にそういう周知をしてもらいたと思います。

今、役場のほうで管理している観光地がありますけど、管理は適正に行われているか伺いたと思います。

○地域営業課長（幸田智博君）

お答えします。

現在徳之島町の観光地については、地域営業課の臨時の職員2名で週5日の業務を行っているところでございます。トイレと公園周辺清掃と遺跡などの管理も行っているところでございます。毎日のように使われるトイレは、いつもきれいで快適な空間が求められているわけですが、トイレに関してはペナルティーなことがよくあります。いつでも対応できる体制にしていますし、即座に動けることが重要ということでございます。

観光地の管理については、適正に行われています。職員も一生懸命業務を行っているわけでございます。また、今後も、さらなる業務の資質向上に向けて努められるように指導していきたいと思います。

以上です。

○5番（勇元勝雄君）

たまに観光地を回ったら草が、たまたま行ったときか草が生えているときかわかりませんが、物すごい草が伸びているときがあるんですね。そういうのも役場のほうで把握して、管理をしている人に連絡して草を刈ってもらうようにしてもらいたと思います。

それと、前に浜のモクマオウなんですけど、亀津、亀徳、現場確認したのは亀徳の慰霊塔の

浜と次の浜は確認しているんですけど、掘って、そのモクマオウをそのまままだ置いてあるみたいなんですよね。この間、一月ぐらい前行ったときはまだ残っていました。葉が枯れたら落ちて浜が汚くなりますので、そういうのも早急にとってもらいたと思います。

それと、次に、3番目、観光地の草刈りはどのぐらいの感覚で行われているかお伺いいたします。

○地域営業課長（幸田智博君）

お答えします。

先ほどのモクマオウのお話ですけど、とってすぐというのは重みもあります、枯れてからということでありましたので、今撤去してあります。

それと、草刈りの間隔ですけど、以前より管理箇所がふえてきました。そういうことで状況を見ながら適正に管理は行っています。トイレはしっかりとした管理を行い、草刈りについては状況を見て、その都度適度な間隔で伐採、管理を行っているところでございます。

○5番（勇元勝雄君）

前、言った手々の海浜公園ですか、あそこへ行ったときは物すごく草が生えとったんですよ。現在はどうなっているか、それから見ていないんですけど。

亀徳集落も要望書を出しました、観光地の管理を集落がさせてくれということで要望を出しましたが、この間、金見の区長に会ったら、金見も出したとか、そういうような話を聞いたんですけど、観光地の集落への管理委託はできないものでしょうか、お伺いいたします。

○地域営業課長（幸田智博君）

先ほどの手々の件ですけど、手々のそのうちトイレの周辺の伐採と清掃をやっているんですけど、集落でグラウンドゴルフですかね、ゲートボールかわかりませんが、そこら辺をやるということで、そこは置いとけというお話がございましたので、また耕地課のほうで年に2回やっていると思うんです。地域営業課としては、トイレとその周辺の、ハブ等の危険性もございます、トイレの周りの伐採は行っています。

それと集落への委託でございますが、集落自治の観点から、集落は自分たちの手でボランティアをとる精神が必要ではないかと思えます。特に子供たちにとってはいい影響を与えるかという動機もありますし、委託はまた責任と義務が発生します。また、それに報告も必要になってきます。現在委託業務は考えておりません。これからはしっかりと、行政のほうで観光地の管理をやっていきたいと思えます。

○総務課長（岡元秀希君）

集落内の観光地等も含めて補足をしたいと思えます。

以前12月議会で池山議員のほうから集落交付金等と御質問がありまして、高岡町長のほうで提案して平成30年度から各集落に交付金を出そうということで、今回当初予算に計上してござ

います。

この集落交付金につきましては、各集落にある神社とかそういうものの維持管理も含めて、あるいは今高齢化に伴って区費等の徴収も非常に難しいということで、集落行事あるいは街灯の維持、修繕、そういったもろもろ全て含めて集落に交付しようということで計上していますので、その中でいろんな清掃活動にも充てていただければいいのかなというふうに考えております。

○5番（勇元勝雄君）

今、集落交付金の話が出ましたけど、予算が大体390万ぐらいですかね。それを大体どのような基準で各集落に交付するわけでしょうか。

○総務課長（岡元秀希君）

今均等割で3万円、あとは人口割ですね。例えば、南区だと60万ぐらいだったですかね、亀徳で40万前後だったと思います、そういうものになると思っております。

○5番（勇元勝雄君）

集落交付金の話が出たから聞くんですけど、今度の当初予算で街灯の補助金が切られていますよね。今、この間、夏に聞いたら、街灯1灯に対してLEDだったら1万5,000円、電柱を立てるならそれに1枚上乘せして、そして電気代4分の1を市のほうから負担するという話でした。街灯の補助金を切られたら小さい集落はできないんですよ。亀津、亀徳はそれはできるでしょう。集落交付金考える前に、その街灯の部分は残すべきだと私は思っています。

これはまた議長が通告外だということを使うかもわかりませんが、今総務課長が集落交付金ということで、そうした場合3万集落基本にもらって、南原だったら恐らくあれは4件か5件ですよ。1人頭幾らかわかりませんが、金額は少なくなるんですよ。街灯が取りかえしたくてもできないというような状態になると思うんですけど、それは当初予算のところで質問しますけど。

そういうことも考えて、集落交付金が出るんだったら、出せるんだったら観光地の清掃も交付金という格好で集落に交付したらいいと思いますけど、どう考えるでしょうか。

○総務課長（岡元秀希君）

そういうボランティアでやっている方々も数多くいますので、子供たちの教育面、そういう面もありまして、全て金で片づけていいものかどうか、ボランティア作業でやっている団体、個人等もあるということですね。そこを全て観光地を集落にお金で委託するというものはどうかというふうに思います。公金の中でお茶代ぐらい出して集落でやると、そういうのが本当ではないかと私個人的にはそう思っております。

○5番（勇元勝雄君）

先ほどから言っているように、質問に答えてくれたらこういう話も出なかったんですけど、

質問は質問、委託はできるかできないか、それだけ答えたらこういう余分な質問は出なかったです。

5番目の行政について。

庁舎前の町民のための駐車場、前回の質問の後、職員に対してどのような指導をしたか、町長、副町長、各課長に伺います。

○総務課長（岡元秀希君）

議員のほうからも指摘がたびたびありました。池山議員のほうからも12月議会で指摘を受けました。そういったところで、今、周辺の病院とか各事業所の職員の方々、役場の表裏に駐車している車が相当ありましたので、副町長のほうがそういったところに出向いて行って役場の駐車場は控えるようにということでお願いしてきて、役場の裏側に公用車の駐車場を全て確保して今、課長会のほうで定位置にとめるように話をしております。

そういった部分で、また職員の駐車場が不足しているという部分ありますけども、言われたように役場の表のほうはある程度緩和がされているのではないかなというふうに思っております。

○5番（勇元勝雄君）

役場の前の駐車場は、議会が済んで、前の12月議会ですか済んで、その後、またもとの状態に戻っているのを見て、総務課長に言いました、副町長にも言いました、町長にも言いました。たまたま自分が雨降りに税金を納めに来たら、とめる場所がない、駐車場が裏を回り、前を二、三回回って、やっと門の横に1台入れるような場所があったので、雨にぬれて行って、町民のことをどう考えるかなと思って、ちょうど副町長がおったものですから副町長にお願いしたんですけど。

駐車場をつくる前に、さっきの午前中町長も言っていました。徒歩の登庁するとか、駐車場をつくる前に亀津内の職員にお願いして、なるべく徒歩か自転車、単車で来るようお願いすべきだと私は思います。それは町当局はどういうふうな考えを出すかわかりませんが。

2番目、前回、職員の町民に対する挨拶、接客態度について質問しましたが、その後、町長、副町長、課長はどのような指導をしたかお伺いいたします。

○総務課長（岡元秀希君）

お答えいたします。

職員の接遇等については、日ごろから挨拶であるとか態度、服装等で町民に不快感を与えないよう課長会等でも指導をお願いしているところでございます。

また、接客については、迅速、的確に対応するよう、それもあわせてお願いしております。

年間を通して10数回、職員研修も行ってございまして、その中で接遇に関しては毎年外部講師を招いて行っているところでございます。議員が指摘されていたように、以前から職員の接遇

が悪いという苦情もあることは事実です。しかしながら一方では、以前よりも職員の接遇、接客態度がよくなったというお褒めの言葉があるのも事実です。

ですので今後とも、職員の質の向上を図りながら、接遇についてもよりよい改善に努めていくように指導していきたいと思っております。

○5番（勇元勝雄君）

町民の皆さんに、そうして褒められるような職員になってもらいたいと思います。

この間、税金の申告に来たら車椅子の方がいらして、廊下が狭いもんですからカウンターのほうに1人座り、後ろの椅子のほうに1人座ったら、人がやっと通れるぐらいのすき間しかできません。それで、副町長にお願いして、カウンターをもっと後ろの事務室のほうに寄せられないかというお話をしました。実際、申告じゃなくても車椅子が来た場合、今の廊下じゃ狭いと私は思うんですよ。

そうして、この間ある人に言われました。カウンターを後ろに寄せたら事務室が狭くなるからということを知りました。机とカウンターの間に何センチかあいています、50センチ以上あいていますよね。それを何十センチか後ろに引っ込めて、廊下をもっと広々としなければいけないと私は思っていますけど、それに対して町のほうはどういう考えでいるのでしょうか。

○副町長（幸野善治君）

以前そういう指摘を受けまして、即座に住民課におりまして住民課長、それから介護福祉課長、収納対策課長、税務課長4者、また課長会でも4名と協議をしまして確認しましたところ、今の住民課には車椅子の臨時職員がおりますので、その方を対象にスムーズに行くということでした。

やはり一番現場のことをわかっているのは、その職員か担当者、次は課長だと思うんですね。私はそれを壊して、また後ろに下げたりする場合の費用対効果を考えると今のほうで十分という結論に達しましたので、今のままでサービスを行ったほうがより効果的なサービスができると思います。

以上です。

○5番（勇元勝雄君）

カウンターは、あれは壊さなくても、そのままずっと後ろに下がると思うんですよね。総務課長どうですか。

○総務課長（岡元秀希君）

この点につきましても、課長会でもお話をしました。1階の課長の意見も全て聞いております。答えは今副町長が言われたとおりでございます。

○5番（勇元勝雄君）

今聞いたのはそういう話じゃなくて、カウンターはそっと後ろに動くんじゃないかという話

を質問したんですよ。

○総務課長（岡元秀希君）

動かせれば動かすことは前からのほうでもできるとは思っております。

○5番（勇元勝雄君）

今の副町長の答弁は役場の考えですよ。一般の町民がどう考えるか、それは町民が判断すると思います。

現在役場の庁舎内、喫煙室があります。高岡町長のお父さんの時代に健康の町を宣言しました。一般の事業所、病院、学校は庁舎内禁煙になっています。部屋を一つ宛てがって、そこでタバコを吸ってくださいというような、私は現在の社会情勢から見て不正に思いますけど、喫煙室の廃止は考えられないでしょうかお伺いします。

○総務課長（岡元秀希君）

聞かれた質問にだけ答えます。

現在喫煙室の廃止は考えておりません。（笑声）

○5番（勇元勝雄君）

もう的確な答弁ありがとうございます。部屋を一つ与えて、タバコをそこで吸ってくれ、社会常識では考えられないと私は思っていますが、役場がそういう考えなら、それは仕方ないと私は思います。なるべくタバコは吸わせない、税収には響くと思いますが、それは役場の考えで仕方ないと思います。

4番目、東区のホテルの前のグリーンベルトを貸し付けしないのはどのような理由があって貸し付けをできないのかお伺いします。

○総務課長（岡元秀希君）

お答えいたします。

ホテル側のグリーンベルトにつきましては、今、活用検討委員会のほうでも検討しております。その中では払い下げ、公売、リース、そちらのほうで今検討がなされておりますけども、意向調査も行いました、ホテル側に。一つのホテルから払い下げしてほしいという意向がございました。もう一つのホテルから、まだ返事がいただけていないところでございます。

今後また周辺にも個人の住民等とおりますので、そこは拙速に判断するのではなく、周辺の住民の意向も聞きながら、公売、リース、払い下げ等々で検討していきたいと今考えているところでございます。

○5番（勇元勝雄君）

この問題もう何年も前から、こういう問題が出ていますよね。スピード感がない、本当にスピード感がないですよ。グリーンベルトの管理に年間30万金を出しています。早急にそういう貸し付けるか、払い下げをするか、したらその30万という金動くわけですよ、その貸付

料で管理をしたらいいわけですから。そういうのを早急にやってもらいたいと思います。

5番目、各学校の蛍光灯を省エネ、地球温暖化防止のため、LEDにかえることはできないかお伺いいたします。

○学校教育課長（高城博也君）

お答えいたします。

本町においては、現在各学校の蛍光灯において、御指摘のとおり省エネ等の理由から修理の際に予算の範囲内で随時LEDに取りかえるようにしています。本来全体的に取りかえが望ましいと思われませんが、取りかえ経費と財政の関係上、今後も予算にあわせたとりかえを進めていこうと考えています。

以上です。

○5番（勇元勝雄君）

こういうのも今、ふるさと納税でお金がいっぱい集まっています。各課で手を上げてふるさと納税のお金でやったほうが電気代助かる、これからの維持管理も助かると思いますので、そのようなことも考えてもらいたいと思います。

6番目、公営住宅のストックマネジメントできていると思うが、補修計画はどのようになっているかお伺いいたします。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

今年度において徳之島町公営住宅等長寿命化計画見直しを行い、公営住宅長寿命化のための事業実施計画を立てております。団地別活用計画として用途廃止、建てかえ、新規建設、個別改善、維持管理の活用手法で計画をしております。

この計画の中で補修計画といたしましては、平成30年度、尾母3団地外壁改修・屋上防水、平成32年度、くねんぼ住宅1棟6戸外壁改修・給水管取りかえ、平成33年度～38年度6年間で港ヶ丘団地外壁改修・給水管取りかえ、各年度で2棟12戸を行う予定でおります。平成37年度くねんぼ団地平屋外壁改修工事、平成38年度、39年度2年間において花徳団地外壁改修の実施を予定しております。

以上です。

○5番（勇元勝雄君）

旧東山地区の改修が少ないようです。恐らくくみ取りとか単独槽の住宅あると思いますけど、そういうところは合併処理、また各住宅を見て回ったら本当古い、これ人が住めるのかなと思うような住宅がいっぱいあります。今、北部振興が言われています。北部地区の住宅を改修して、若者が住めるような住宅にしてもらいたいと思います。

7番目、総合グラウンドの整備計画書はできていると思いますけど、その内容、事業の着手

年度も新年度予算出ていましたけど、その年度、年度の計画をお伺いいたします。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

今年度において徳之島町公園施設長寿命化計画策定業務を管理をいたしました。着手年度と内容といたしましては、社会資本整備交付金計画にて平成29年度～平成33年度の5年間で計画を申請しております。平成29年度、今年度ですが、公営住宅長寿命化計画策定業務委託が完了いたしました。開始は平成30年度～平成33年度長寿命化に基づき改修改築工事、長寿命化対策支援事業の実施を予定しております。

内容といたしましては、平成30年度～31年度、2年間で野球場及び周辺整備、一部3差路花見橋等の整備を含んでおります。平成32年度～33年度にかけて、プール周辺及び多目的広場、テニスコートを含むを計画しております。平成33年度以降に関しましては、整備計画延伸後、陸上競技場周辺3差路等の整備を考えております。

以上です。

○5番（勇元勝雄君）

今ちょっと聞きそびれたんですけど、橋の改修はどうなっているのでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

30年度～33年度で野球の周辺をやりますが、その予算の一部を利用して3差路花見橋等の整備を行っていきたいと思います。

○5番（勇元勝雄君）

その整備計画の中に子供の遊具とか、そういうのも考えてもらいたいと思います。

8番目、去年発注した雨水計画書、それに沿った事業内容をお伺いいたします。

○建設課長（亀澤 貢君）

雨水計画書に沿った計画書はございませんが、雨水計画書で判明した問題の3カ所、亀津池田線、第3大瀬橋～奄美酒造にかけての道路の側溝断面の不足、2つ目が丹向川への雨水流入の軽減、3番目が亀徳小学校入り口付近の側溝断面不足、この3件につきましては、社会資本整備交付金にて平成29年度より順番に対応しております。

1番の亀津池田線については、平成29年度より設計業務委託、工事を随時発注しており、平成31年度までに完成の予定です。

2番目の丹向川の雨水の流入量の軽減については、共木屋線～奥名川から流出させる計画の設計業務を委託発注中で、平成30年度より施工予定となっております。

3番目の亀徳小学校入り口付近については、31年度より社会資本整備交付金にて整備をする予定になっております。

以上です。

○5番（勇元勝雄君）

亀徳の秋武町長の墓のある、あそこ通称参道と言うんですけど、あそこ前要望書も出して、雨が降ったらあそこから水が物すごく集落の中へ流れてきます。それで要望書を出して、トラフを150メートルぐらい並べてくれという要望書を出しましたが、その計画はどうなっているのでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

平成29年度6月議会で、ここについては3案で検討させてくださいと答弁いたしました。平成30年度予算において、2案の沈砂池から既設側溝へつなげる案、側溝10メートルを予定しております。

以上です。

○5番（勇元勝雄君）

今の9番目でした。

10番目、10項目め、税金、その他の年度別項目別の不納欠損の件数と金額の合計、年度別の差し押さえ件数、水道課の年度別の給水停止の件数、不納欠損の件数と金額、そしてほかの課にも不納欠損がありましたらお答え願います。

○収納対策課長（秋丸典之君）

お答えします。

平成24年度、町県民税17件、法人税6件、固定資産税110件、軽自動車税35件、国民健康保険税178件で、合計金額が342万1,792円となっております。

平成25年度、町県民税57件、法人税4件、固定資産税398件、軽自動車税71件、国民健康保険税468件、金額が1,250万9,551円となっております。

平成26年度、町県民税102件、法人税4件、固定資産税770件、軽自動車税161件、国民健康保険税770件、金額が合計2,231万548円です。

27年度、町県民税96件、法人税3件、固定資産税749件、軽自動車税195件、国民健康保険税586件、金額が1,892万3,899円。

平成28年度、町県民税97件、法人税1件、固定資産税455件、軽自動車税132件、国民健康保険税394件、合計金額が1,211万1,205円です。

各項目の不納欠損額は決算書の中のほうにあります。件数のほうが多分載っておりませんので、今合計金額と件数を上げております。

年度別の差し押さえ件数及び金額が、平成24年度34件で402万5,470円、平成25年度46件、435万9,520円、平成26年度108件、665万8,621円、平成27年度84件、1,193万2,683円、平成28年度124件、646万505円、合計差し押さえ金額が3,343万6,799円となっております。

○水道課長（琉 好実君）

お答えいたします。

給水停止の件数ですが、平成25年～28年度まで0件、平成29年度6件でございます。

不納欠損の件数と金額ですが、簡水会計では、平成24年度115件、37万1,124円、平成25年度91件、26万8,749円、平成26年度55件で18万8,381円、平成27年度50件で17万7,520円、平成28年度37件で11万4,096円となっております。

上水会計では、平成24年度481件、238万8,803円、平成25年度391件で179万960円、平成26年度524件、220万9,040円、平成27年度485件で326万7,181円、平成28年度544件、312万7,526円。

以上です。

○介護福祉課長（豊島英司君）

介護保険料の不納欠損についてお答えいたします。

平成24年度が260件、263万6,300円、25年度が276件、283万4,500円、26年度が327件、332万3,300円、27年度が226件、224万6,700円、28年度が207件、209万4,100円となっております。

○住民生活課長（政田正武君）

住民生活課です。平成25年度災害援護資金の1件で40万5,675円となっております。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

住宅使用料の不納欠損について、平成26年度と22年度に行っております。平成26年度は110万2,600円、4名になります。死亡3名、自己破産1名。平成22年度、調定外入居者15件、調定対象外撤去者36件、本人死亡7件、不明が4件、合計62件の合計金額が3,154万340円となっております。

○5番（勇元勝雄君）

収納対策課の差し押さえした分のお金は入ってきているわけでしょうか。

○収納対策課長（秋丸典之君）

お答えします。

この件数がありまして、銀行のほうに差し押さえを行うんですが、この金額は全額うちのほうに入っております。あ、入っているというよりは、その方の税のほうに全部充当されて払っている形になっております。

以上です。

○5番（勇元勝雄君）

水道課の25年～28年は差し押さえがなかったというのは、滞納がなかったという解釈でよろしいでしょうか。

○水道課長（琉 好実君）

いいえ、そういうことではないです。いいですか。

○5番（勇元勝雄君）

毎年、毎年、こうして不納欠損落とすのが当たり前というような状態なんですよ。真面目に払っている人は辛抱して、辛抱して、払っている人もいますよ。不納欠損するのが当たり前じゃないんです。いつも監査でも言われています、極力不納欠損はしないでくださいということ。

現在徴収のほうは収納対策課だけでやっているのでしょうか、それともほかの課の応援をもらっているかお伺いします。

○収納対策課長（秋丸典之君）

お答えします。

ただいま町税のほうは、うちの収納対策課だけで今のところはやっております。

○5番（勇元勝雄君）

収納対策課だけに任すんじゃないくて、年度末ある程度の時期になったら役場諸君全体で取り組むような体制をつくらなければ、職員自体がやる気をなくすと思うんですよ。不納欠損をなくす、ちょっとでも少なくするために、全庁的な取り組みができないか伺います。町長、よろしく。

○町長（高岡秀規君）

以前よりも徴収、夜間徴収等は役場全体で担当を決めてやっていたかと思います。不納欠損につきましては当然、議員のおっしゃるように安易にするべきではありませんが、今現在の不納欠損は後から課長のほうで補足してもらいたいんですが。もう取れないもの、執行停止かかったものとか、絶対取れないものに対して不納欠損で落としておりますので、時効の中断等しっかりと行いながら、取れるものについてとっているというふうに理解していただきたいと思っています。

○収納対策課長（秋丸典之君）

補足いたします。

ただいま金額のほう申し上げましたけど、件数的に統計をとりますと、固定資産税の場合は死亡、この前の前回の議会でも答弁を差し上げたんですが、死亡課税、亡くなられた後の固定資産税、土地、家、相続登記をされていない方がおまして、そういう方死亡の件数が今、この手元のデータによりますと、28年度で312件、27年度は585件、26年度で501件。

固定資産税の場合はもう死亡されている方で、国民健康保険税の場合が生活保護されている方、生活保護を受けられた場合、その後にこちらから国民健康保険税の税の徴収ができないもんですから、もうそのまま執行停止をかけて3年後に落ちるとかがありますので、その辺の固定資産税のほうを、死亡課税を何とかして、皆さんに。一般の方にやっぱり亡くなられた場合

は、固定資産税の登記をしていただくというのを税務課のほうで広報紙等やっておりますけども、なかなかそれが進まなくて、現状が入ってきているんじゃないかとちょっとこちらでは分析しておりますので、また協力をいただきたいと思います。

以上です。

○5番（勇元勝雄君）

そういう事情はわかるんですね。固定資産税の場合は、その財産は残っているわけですよ、相続人はいる。そういうのを安易に本人が亡くなったから、不納欠損で落とすということを私はいかかなものかと思うんですよ。財産が残っているのに、後々はどなたかが相続するわけですよ。相続ということは負債全部込みで相続しているわけですよ。生活保護の方でも、いつまでも生活保護じゃない、一遍生活保護をもらったら、いつまでも生活保護じゃないわけですよ。

今後は安易な不納欠損して当たり前というような状態をしたら、真面目に納税をしている人がばかを見るようなそういう状態に持っていかないようにお願いします。

亀徳浄水場の整備、一般質問を出してから予算書を見ましたけど、亀徳浄水場、現在でもダムの水が足りないということで、多大な負担を農家のほうにかけています、神嶺地区。亀徳浄水場のほうは、水がろ過池が詰まった場合、今現在オーバーフローしていますけど、なるべく原水が来るだけの量の浄水場をつくって、農家に負担のかからないような浄水場をつくってもらいたいと思います。その計画処理能力の能力を教えてくださいたいと思います。

○水道課長（琉 好実君）

お答えいたします。

亀徳浄水場、第二浄水場ですが、今度特殊入り口のところを当初予算に計上しております。亀徳浄水場は昭和35年に完成して57年になります。現在は老朽化が進み、維持管理費が年々増加傾向にあり、その施設のほとんどが耐用年数を過ぎ更新時期にあります。歴代の水道課長さんが要望してきたおかげで、今回30年度当初予算に約5億1,600万で更新事業費を計上することができましたので、御協力お願いいたします。

整備内容といたしましては配水池、約400トンを残して他の施設は急速ろ過へ変更します。

また、新たに1,000トンの配水池を設置して、既存の配水池と両方使用することで井之川集落まで完全にカバーができ、また亀津、亀徳地区で水不足が発生した場合は補給できるように計画しております。

以上です。

○議長（福岡兵八郎君）

手を挙げて。（「ごめんなさい」と呼ぶ者あり）

○水道課長（琉 好実君）

済いません。今、亀徳第二の配水水量は一日1,000トンでございます。

○5番（勇元勝雄君）

一番聞きたかったのが一番最後になりました。

6番目、職員のための駐車場について。駐車場をつくることは決定したか伺いたします。

○総務課長（岡元秀希君）

職員の駐車場とあと児童公園を行事で利用されるさまざまな方々の駐車場ということで、当初予算に計上しているところでございます。

○5番（勇元勝雄君）

当初のグリーンベルトの目的は、どのような目的でつくったのかお伺いします。

○総務課長（岡元秀希君）

お答えいたします。

亀津の埋立地は昭和42年から56年度まで、15年間で事業が実施されております。その中でグリーンベルトは緑地帯として認可を受けているところでございます。

○5番（勇元勝雄君）

このグリーンベルトの認可も取り消しを申請したでしょうか。

○総務課長（岡元秀希君）

この埋め立てにつきましては、昭和49年に公有水面埋立法が改正になり、10年間は制限されますけど、10年が過ぎれば用途変更は可能でございます。もともとグリーンベルトは行政財産ではなく、普通財産ということになっています。

○5番（勇元勝雄君）

近隣住民の承諾は得られているでしょうか、お伺いします。

○総務課長（岡元秀希君）

近隣住民の意向を十分聞きながら得られる方向で今調整中でございます。

○5番（勇元勝雄君）

この間、ある何名かの話を聞きましたけど、モクマオウがなくなったおかげで台風で屋根が飛ばされたとか、そういう話も聞きました。近隣住民の意向を十分に聞いて駐車場にするにもやってもらいたいと思います。

そうして、4番目、整備費用はどのぐらいの予算を見込んでいるか。

○総務課長（岡元秀希君）

今回住民の意向も聞きいれますので、総工費で1,467万7,000円、これは設計金額でございます。

○5番（勇元勝雄君）

近隣住民の意向を聞いたということですけど、ある人から話を聞いたところでは、グリーンベ

ルトをつくって木を植えて防風林をちょっと植えてするという話を聞きました。

そして、全体の整備する平米数は何平米ぐらいでしょうか。

○総務課長（岡元秀希君）

今のところは駐車台数90台ということでa uの裏から作山設計の裏までということになっております。

○5番（勇元勝雄君）

防風林を植えた場合、今現在あそこの幅が10メートルですよ。その防風林を植えた場合、縦に2列は並ばないんですよ、車は。そしたら90台ということは、平均は狭くて2メートル50ですか。そうした場合、90台分できるかお伺いいたします。

○総務課長（岡元秀希君）

今予定地は一応幅員12メートルということで、真ん中に植樹帯ですね、花壇をつくって、そこに周辺住民の意向はフクギですので、2メートルの植樹帯をつくって駐車場は5メートルずつ2.5掛ける5メートル、それで90台を計算しております。

○5番（勇元勝雄君）

住民の意向を聞いて、後でトラブルにならないように頑張ってもらいたいと思います。

最後に7番目、亀津浄水場の水質について。旧亀津の浄水場、中区から埋め立て入っていないですよ、そこら辺の人が石灰分が多くて非常に困っているんです。同じ水道料金を払いながら、片一方はお湯を沸かしたら石灰がポットの底にたまる、またボイラーを使ったら配水管が詰まる、そういう状態で現在使っていますけど、亀津浄水場の石灰除去の施設はできないかお伺いします。

○水道課長（琉 好実君）

お答えいたします。

亀津浄水場からの水道施設の硬度が高いのは、歴代の課長からの引き継ぎ事項の課題の一つでございます。

和泊町で一日の処理能力2,500トンの施設で約7億4,000万の建設費で維持管理費が860万かかるそうです。亀津浄水場の一日の配水量は約1,300トンですので、この量の硬度を除去する施設を設置した場合の見積もりは約2,200万でございます。

また、維持管理費は、年間980万かかります。石灰除去装置維持管理費が高額なのが今まで導入されなかった要因と思われれます。

水道課といたしましては、次期更新のときに除去方法で経費のかからない方法を調査し、導入できるように検討して、町民の皆さんがなるべく同じ条件の水道水を使用できるように努めていきたいと思っております。

以上です。

○5番（勇元勝雄君）

今の答弁で、この話は自分にまたブーメランみたいに返ってきますけど（発言する者あり）
今の答弁で二千何百万とか聞こえたんですけど、それは。

○水道課長（琉 好実君）

失礼いたしました。2億2,000万でございます。

○5番（勇元勝雄君）

2億2,000万だったら、僕はもうあちこちの鹿児島のコソサルに聞いたりしたんですけど、あんまりはっきりした金額を教えてもらえなくて、永良部が7億四、五千万、半分と1,000トンと見積もっても3億から4億かかるなと思っていましたけど、2億何千万ぐらいだったら今亀徳が5億、7億、2億何千万足して7億、現在浄水のほうは繰り入れもなしで頑張っていますので、財務のほうと話して、ある程度繰り入れをしてもらって早急にやってもらいたいと思います。

以上です。以上で私の質問を終わります。

○議長（福岡兵八郎君）

しばらく休憩いたします。

2時40分から再開いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時40分

○議長（福岡兵八郎君）

次に、宮之原順子議員の一般質問を許可します。

○4番（宮之原順子君）

皆さん、こんにちは。

昨年3月7日、国内34カ所目の国立公園として奄美群島国立公園が誕生し、早いもので1年がたとうとしています。ことしの夏、世界自然遺産登録を目指しますが、野猫、野良猫、ごみ問題など徐々に改善されてきていますが、まだ課題は多くあります。道を歩いていてもたばこの吸い殻、空き缶、お菓子の袋など見かけます。それも私たち一人一人の心がけでよくなっていくものだと思います。

また、その心がけが、おもてなしの心につながっていくのではないのでしょうか。

それでは、4番公明党宮之原順子が通告の3項目について質問します。

まず最初に、定期客船の利用について。

亀徳新港・平土野港の客船の利用者数の状況をお聞きしたいと思います。離島割引の利用ができるようになり、船の運賃も安くなり、利用している方も多いうように見受けられますが、亀徳新港・平土野港の客船の利用者数の状況はどのようになっていますか伺います。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

定期客船の利用についてでございますが、確定者数について平成28年度の実績について申し上げます。

亀徳港及び旧港、そして平土野港での乗船客数は4万9,416人でございます。降船客数、おりました客でございますけれども5万598人となっているところでございます。

ちなみに、平成26年度を申し上げますと、乗船客数が3万7,218人、降船客数が5万7,598人ということで、議員がおっしゃられたように、補助のおかげをもちまして約乗船客数が1万2,000人ほどふえている状況でございます。

以上です。

○4番（宮之原順子君）

大分ふえているようですが、私が乗るときも高齢者の方も結構多くいらっしゃいますが、その中で体の不自由な方など乗下船補助車両の利用状況を伺いたしたいと思います。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

乗下船補助車の利用状況でございますが、現在マルエーフェリーさんのほうで今年の7月ごろより順次導入を進めているようでございます。これは車椅子が乗れる車両でございますが、乗船の就航業務を行っている西川運輸さんのほうに確認いたしましたところ、今年の夏以降船の接岸のときは、ほとんど利用されていると。月平均で10回程度の利用があるというふう聞いております。

以上です。

○4番（宮之原順子君）

マルエーフェリーさんは導入されているんですけど、マリックスラインはないのでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

マリックスラインさんのほうですけども、これは実際車椅子専用の車はなくて、高齢者から連絡があったときに、通常の自社所有の車両でサービスをしているということでございまして、これは西川運輸さん、名城回漕運輸さんともに自社所有の車でサービスをしているということでございます。

以上です。

○4番（宮之原順子君）

私もちょっと足を手術したときに利用したことがあるんですけど、港に置いてある乗下船補助車というの軽の多分自動車だと思いますので、本当に限られた人数しか利用できない状況で、

声をかけづらいという方も、ある程度90歳ぐらいの年配の方であっても、乗りたいんだけど声をかけづらい、本当に足が不自由でなければ乗れないんじゃないかということで声がかけづらいという声も聞こえますので。船を利用する高齢の方も本当に階段はきついと思いますので、乗下船補助車両にワゴン車ですね、大きなワゴン車をまた3カ町で助成して購入していただけないでしょうか、お伺いします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

現在乗下船車両につきましては、個人の会社の所有になっているところがございます。購入となりますと、3カ町のみではなくて大島郡広域にわたる検討が必要ではないかというふうに考えておりますので、広域の幹事会、これは各市町村の課長集まっているいろんなことを、大島郡の課題を考える会でございますけれども、このほうで取り上げて、議題に取り上げるということで検討を考えたいというふうに思います。

以上です。

○4番（宮之原順子君）

世界自然遺産登録になると、船を利用する高齢の観光客もふえると思いますし、また補助車両の利用も多くなると思います。利用者の安全のためにぜひ広域のほうでまた検討していただきたいと思いますし、また島民の方でも補助車両があることを知らない人も多いので、港のほうですね。周知していただくことも大事ではないかと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

次に移ります。

徳之島町災害情報配信サービスメールについて町ホームページには、徳之島町災害情報メールに登録し、防災情報を初めとした町からの情報をいつでも、どこでも迅速に受け取れるようにしようと思っておりますが、徳之島町災害情報配信サービスメールの登録者数はどのぐらいですか、お伺いします。

○総務課長（岡元秀希君）

お答えいたします。

今言われた徳之島町防災情報メールにつきましては、現在登録している登録者数は623名でございます。

○4番（宮之原順子君）

少ないように感じますが、この登録の人数には制限があるのでしょうか。

○総務課長（岡元秀希君）

お答えいたします。

今は3,000件ということになっておりますけれども、3,000件をオーバーする場合は、その分ま

た3,000件単位で追加ができることになっております。

○4番（宮之原順子君）

住民のほとんどの方が今防災無線での情報に頼っていますが、防災無線が聞き取りにくいという声が結構あります。

また、個別受信機を設置されている中の方には利用していない方も、結構住宅なんかでは、どうしてもうるさいからスイッチ切っているよという方が結構ありました。今ほとんどが携帯電話を利用していますので、年配の方もほとんどもう90歳の方であってもラインをしたりとか携帯電話を利用している方も結構多いんですけど、台風時の避難場所などの提供とか便利ですので、多くの町民にわかるように携帯電話にメールサービス配信ができないかお伺いします。

○総務課長（岡元秀希君）

今議員が言われたように、暴風雨のときはほとんど屋外は特に聞こえないと思っております。このメールサービスにつきましては、個人情報保護等の関係ありまして、個人が登録しないと登録できないというシステムになっておりますが、今回3月の広報紙と一緒に、この手順ですね。登録の手順を全戸に配布しておりますので、ぜひ登録していただければありがたいなと思っております。

また、その要配慮者等につきましては、自動電話配信というものがございまして、200件登録可能だということでございます。

○4番（宮之原順子君）

どうしても登録するというのは多分難しいかと、見ても難しいかと思っておりますので、また集落などでそういうのがしていただけたら、公民館などで説明などあったらまた助かると思っております。

それとメールを持っていない方でも、ショートメールサービスというのが本当に災害の危ないときとかいうの、ショートメールは番号だけを、皆さん電話番号だけを登録していただければすぐできますので、そういう番号だけだと一斉送信とか一斉配信とかできますので、そういうショートメールサービスの導入などできないか、ちょっとお伺いしたいと思っております。

○総務課長（岡元秀希君）

そのショートメールにつきましては、一斉送信できるサービスがあることはたしかでございますけれども、1通当たり3円かかるということで、今後また防災担当等と協議をしていきたいと思っております。

○4番（宮之原順子君）

住民の安心・安全のために、ぜひ協議してまたそういうショートメールも本当に確保していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

最後になりましたが、子育て支援について質問します。

各家族が進み、地域とのつながりも希薄となって、出産や子育てに対する不安や負担も若い

ママたちは大きいと思いますが、子育て世代の不安や負担を軽減を図るためにも、妊婦や子育て中の保護者が情報をタイムリーに得られるスマートフォン向けの子育てアプリを導入できないかお伺いします。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えいたします。

この子育て支援アプリはスマホでもとれて何種類かあるようでございます。九州の自治体では、和泊町が初めて自治体から発信するアプリを昨年11月から某通信会社の母子健康手帳アプリというものを導入しております。妊娠・子育て中の人向けにサービスを開始、母子健康手帳の記録をデジタル化し、一人一人に最適な情報を配信、家族の積極的な健康管理を促し、妊娠・出産、育児期を継続的にサポートするというもので、町は通常の母子健康手帳と併用し、活用を推奨しているとのこと。母子健康手帳や、また乳児への健康診断の通知等を補完するものということ。現在の加入者は十五、六人ということ。

徳之島町においては、以前、某通信会社から提案がありました。人口に対する割合で初期費用が徳之島町では約100万程度、その後の維持管理、アップデート等の費用もかかります。ランニングコストがかかると思われますので、和泊町の動向等見ながら、またそれ以外に地域営業課が行っているようなSNSを活用した情報配信なども検討していきたいと思っております。

○4番（宮之原順子君）

対応化したら、お母さんのニーズに応えられれば本当にいいことですので、またその中で町の地域のイベント情報も一緒に発信したり、コミュニケーションづくりの一環として使っていたら本当にいいのではないかなと思っておりますので、ぜひまた検討をして導入をお願いしたいと思っております。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（福岡兵八郎君）

次に、幸千恵子議員の一般質問を許可します。

○8番（幸 千恵子君）

本日、最後の登板となりますが、最後までよろしく願いいたします。

きょうから議場には女性が4人いるということで大歓迎をしております。（発言する者あり）女性4人ですね。

まず、ことし夏に徳之島が世界自然遺産登録されるかどうかというのが決まる年になります。自然遺産登録を目指す動きの中で、クロウサギの保護のため野猫対策が急務という声が多くありますが、そして対策がさまざま行われていますが、その中で一番重要なのは、問題の大本とは猫を山などに捨てている人間がいるということです。そしてクロウサギの死因の一番多いのも車による事故であり、これもまた人間によるものです。そういう事実よりも、今は一番悪者は

まるで猫だというふうな風潮があることに猫年の私としては納得できない思いがありますが、そういう動物・猫愛好家の人は多いです、その中の私も一人ですけれども。

対策の効果もあり、クロウサギの総数はふえているようです。しかし、全ての猫に不妊手術を施せば、今度は島から猫がいなくなる事態になる日が来ると思います。

最近の新聞ニュースで、クロウサギがタンカンの木に登っている写真が載っていました。タンカンの被害があり、農家さんは困っているという話も時々聞きます。それで、山に食べ物がなくなったので島におりてくるのかなと思ひまして、先日の議員大会で講演をしていただいた浜田先生に質問させていただきました。そうしたところ、実はもともと山であったところを人間が開墾をして畑にしたので、もともとそこにいたウサギが、そこにある木に登っているのでしょうということで私は納得いたしました。

昨年末に猫好きのメンバーばかりが集まって、猫同好会でしょうかつくられました。グループ名はわんにゃんハートネット徳之島というものです。猫だけではありません、犬も含めています。犬も猫も人もともに幸せに暮らしていける島にしたいというのが、そのメンバーの共通の思いです。人間のエゴで犬や猫など動物の命が奪われることがあってはなりません。動物は人間が愛情を持って接すれば、人よりもまさる愛情を表現してくれます。

きょうはちょっと一つだけエピソードを紹介したいと思います。南米アルゼンチンでの話ですが、カピタンという名のシャーマン・シェパード犬の雑種のおス、2006年の3月、飼い主が亡くなりました。その後、姿を消していましたが、翌年の1月に何と飼い主が葬られている墓地に住み着いているのが発見されました。どうやって墓地にたどり着いたかは不明ですが、毎日夕方6時になると飼い主の墓のそばに座って寄り添っている姿が市民の驚きと共感を呼び、マスコミにも取り上げられ有名になったそうです。

墓地の関係者や動物保護団体がその後は世話をしていたようですが、ことし2月18日に推定16歳で亡くなったそうです。普通は動物の場合は「亡くなった」ではなくて「死んだ」というふうに言うそうですけれども、最近では「亡くなった」という表現の方がふえていますので、その気持ちがわかりますので「亡くなった」というふうに表現いたしました。

地元では、飼い主の墓の近くに埋葬しようとの計画が進んでいるそうです。実に11年間、飼い主の墓に寄り添っていたということになります。

愛犬、愛猫を家族として愛情深くかかわっている方が身近にもたくさんいらっしゃいます。クロウサギを守るためにという名目で猫や犬が殺処分されるなどということがない島、人と動物が幸せに暮らせる島を実現するために、私たちわんにゃんハートネット徳之島は、地道な活動をこれから行っていきたいと考えているところです。わんにゃんハートネット徳之島ぜひお見知りおきいただいて、ぜひメンバーに入ってください。

それでは、2018年3月議会で、8番日本共産党の幸千恵子が通告の順に質問を行ってまいり

ますので、町当局の誠実な対応をお願いいたします。

まず1番目、2級河川の管理についてお尋ねいたします。

県が管理している2級河川、徳之島町の場合、大瀬川と下田川、それ以外にもあるかもしれませんが、この2つは草の伐採や堆積した土砂撤去が適時に行われず、景観の悪さと、水害の危険性がある状況でした。河川管理は、水害防止と減災の面から大変重要です。昨年4月に県が立ちあげた水防災意識社会再構築協議会なるものの推進状況等をお尋ねしたいと思います。

県管理河川における水防災意識社会再構築協議会が、昨年4月25日に徳之島町で開かれています。水防災意識社会再構築協議会の推進状況、計画内容、そして今後の取り組み方針などをお伺いしたいと思います。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

鹿児島県では、平成27年9月の関東東北豪雨による水害や平成29年1月に小中河川等における水防災意識社会の再構築のあり方についてが、社会資本整備審議委員会から答申がなされたことを受け、県管理河川流域の水防災意識社会を再構築するため、市町村、県、気象庁、国土交通省からなる水防災意識社会再構築協議会を開催しております。

推進状況、取り組み状況、計画につきましては、平成29年4月25日、第1回連絡協議会を開催しております。平成29年10月に鹿児島県ホームページへ掲載、平成30年2月19日、第1回幹事会を開催、協議会規約の改正と減災に係る取り組み方針を協議しております。

これは今後の予定なんですけど、平成30年3月15日、第2回協議会を開催し取り組み方針を決定することとなっております。平成30年4月、第2回協議会内容をホームページに掲載する予定となっております。30年度以降は協議会にてフォローアップを行って、おおむね平成33年度までに確定すると伺っております。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

今の説明によりますと、具体的な方針はこれから決まるということのようですけれども、例えばどういうことが予定されているとか、この方針ができる前にいろいろ話し合いはされていると思いますけれども、どのようなことが予定としてはあるのでしょうか、少し具体的にお尋ねしたいと思います。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

取り組み方針といたしましては、徳之島地域内の町など関係機関が一丸となって円滑に迅速な避難、的確な水防活動及び水害に強い地域づくりを実現するために、おおむね5年で平成33年に取り込むハード及びソフトに対策する徳之島地域減災に係る取り組み方針として取りまと

めたところであります。

例一つつまんで上げますと、ハード面に関しては各構成機関が実施するハード対策のうち、主な取り組み、項目、目標時期、取り組み期間については下記のとおりで、済いません、ちょっと読みました。水防、緊急配水等復旧に係る基盤等の整備を鹿児島県等で検討しております。

ソフト対策の主な取り組み方としては、大きく分けて地域住民が的確に避難行動を受けるように迅速かつ的確でわかりやすい情報の収集、発信に関する取り組みと二、三項目に分かれて、それをまた細かいことで各市町村で話し合っ、その方針を現在取り組んでいるところでございます。大丈夫ですかね。

○8番（幸 千恵子君）

調べたところ、島内には15の2級河川があるということでしたけれども、協議会では河川流域で洪水氾濫が発生することを前提として水防災意識社会の再構築が目的と言われているというふうに見ましたけれども。まさに今言われました一つ、水害に強い地域づくりというのが、まずあって、その後に的確に避難ということにつながると思うんですけども、徳之島町内には大瀬川、下田川、そのほかには2級河川はどこがあるでしょうか。

そして、ついでに、この川の清掃はどういうふうに管理されているでしょうかお尋ねします。

○建設課長（亀澤 貢君）

徳之島町におきまして2級河川、県管轄の川は8河川あります。大瀬川、亀津。山田川、大瀬川の分かれているところの川です。あと亀徳川、亀徳。名田川、井之川です。伊宝川、母間。下田川、花徳。万田川、花徳。港川の8河川となっております。

これについての清掃管理状況を県にお伺いしたところ、大瀬川、亀徳川は、毎年寄州の除去をことしに関しては4月に行っ、毎年行っているそうです。下田川は7月に去年に寄州の除去を行っております。また2月には河口部の除去も行ったということです。万田川については、ことし伐採を行っ、ということ、9月に行っ、ということです。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

ちょっと今びっくりしたんですけど、大瀬川については、こういうもう草が伸びて対岸が見えない状況になりました。後でそれを確認しますが、これは堆積が物すごい量堆積しています、土砂がですね、しています。

そして、これは中学校の横ですけども、川ではなくて森か林のようになりかかっている状況でした。そして土砂もかなりたまっています。これ白いとこ全部土砂です。こういう状況でしたけれども、以前はたしか大瀬川も年に1回掃除をするようにやっていたと聞いていたんですけども、この大瀬川の状況を見て、環境が悪化していると、この状態では大雨でも降れば氾濫になるのではないかという危険性を流域の方々、両岸の方々は大変強く感じておられまし

た。

そういう声をたくさん私訴えを聞きまして、2016年の11月に合庁ですね、県のほうに早急に土砂を撤去することと、草を伐採することを要望いたしました。そうすると、担当の方は「大丈夫ですよ」で。「雨が降っても、大雨になっても、水はこの草の上を流れていきますから大丈夫ですよ」と言われて、そんなことはわかっていますよ。だけど土砂がたまっていて、これがどんなふう流れてくるのか、あふれるんじゃないかという不安を訴えているのに、大丈夫ですよという対応だったので、ああ、もうこの担当ではらちが明かないと思ひまして、27年、次の年ですね、4月、違います。

26年の11月、ごめんなさい、直接訴えたときですね、県が聞いてくれなかったので、合庁が。26年の11月に県のほうで直接訴えました。これは共産党の地方議員団が、県内の地方議員団が集まって、直接県に交渉する体験交渉という取り組みだったんですが、そのときにこういうもっとすごい写真とか皆持っていて、直接訴えました。

そうしたところ、県の土木部の担当の方は、「すぐに対応します」という一言で、その後、2017年の4月までに清掃作業が実際に行われました。そして、そのときに運び出した土砂の量はどれぐらいかと聞いたら、それが4,800立米と言われましたが、どれぐらいの量なのかよくわからないものですから、課長でおわかりですか。ちょっとわかりやすいように教えていただけないでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

立米というのは立方メートルのことです。1立米が1メートル掛ける1メートル掛ける1メートル、さいころの立方体が、一辺が1メートルの立方体で1立米といいます。それが4,800集まったのが4,800立米です。

しかしながら、重さの比重は、1立米に対して水が1トンでございます。土に関しましては1.8倍ぐらいとなります。

といいますと、今度は重さに換算すると、4,800立米掛ける1.8倍、約倍ぐらいですね、重さ的に言ったら。それぐらいの戸数が、重さがあるということです。それを2トンダンプに考えますと、どうすればいいのかな。4,800平米掛ける……

○議長（福岡兵八郎君）

亀澤課長、あとはいいよ。それぐらい計算できるから。（笑声）

○建設課長（亀澤 貢君）

2倍ぐらいになるんで、2トンダンプで、恐らくもう単純計算で4,800台弱ということでもろしいでしょうかね。ということで以上です。2トンダンプが4,800台弱、4,500台ぐらいかかるといえるということです、2トンダンプであれば。

○8番（幸 千恵子君）

やっとどれくらいの量だったかと、ものすごい量だったということが、ちょっと実感できましたけれども、それぐらいの量が運び出されたわけです。それがたまるまでには、数年間土砂撤去もされていなかったということなんですけれども、草が刈られた状況を見て、周辺住民はほっとされて喜んでいたんですけれども、あれから9カ月がたちまして、そろそろまた草が伸び始めております。

そこで、去年の11月に、また体験交渉がありまして、ちょっと風邪引いて参加できなかったものですから県議のほうに頼んだんですが、署名用紙も添えて、1年ないし2年の定期的な清掃をしてほしいと、伐採、土砂撤去等をしてほしいということで要望してあります。

それで、このことをどういうふうに答えたかという、県のほうは、優先順位というか強烈に訴えてくるところのほうが先にされるので、訴えてこない限り、余りしないような感じなんですね。それで、これはぜひ自治体として、町内の2級河川の定期的な清掃を実施する必要があるということを、自治体として県のほうに要求していただきたいと思っているところなんです、いかがでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

私のほうも、幸議員の質疑が出たときに県にお会いして確認してまいりました。町としても、毎年要望しております。県も町から毎年要望を確認しているということです。県のほうも本町のほうに要望しているということで、また何かありましたら幸議員と一緒に、強く言えば聞くということです、一緒に議員さんの署名でもとって、皆さんで頑張って清掃できればいいと思っていますので、要望に関しては私どもも環境を考えていますので協力したいと思っています。

○8番（幸 千恵子君）

協力するのは全然いいんですけれども、これはもう協力ではなくて、強力に自治体として県のほうに確実に要望をして、計画に入れていただかなければいけないと思うんですね。先ほど言いました水防災意識社会再構築協議会なるものに、このことも計画として入れていただきたいと思います。これは、大瀬川は特に状況的に目につくところなので、そして下田川ですね、花徳の、そのことについて今回は言いましたけれども、2級河川、たくさんあります。そのところをきちんとしていかないことには、それこそ水害による人命を落としかねない状況まで発生しますので、この協議会の意図とすることに、これは合致している問題なんですね。ですから、これをきちんこの計画の中に入れていただいて、毎年1回、1年半に1回、2年に1回という形で、ちゃんと計画に入れてもらえるように町長のほうからは要望はできないものでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

今、建設課長の答弁にあったように、町としては毎年行っているということでもあります。

○8番（幸 千恵子君）

町が毎年行っているのは、どういうふうに行っているんですか。

○町長（高岡秀規君）

先ほど亀澤課長のほうからも話がありましたが、住民の要望があるときに、毎年ありますので、状況等については県のほうに状況のお願いをしているところでもあります。

○8番（幸 千恵子君）

それでは、毎年要望していたのに、この数年間はされていなかったということになるんですけども、毎年要望している効果がないということでは、やっぱりこの協議会の方針の中に、計画の中に入れていただくことが一番効果があるのかなと思うんですけども、これは強力に要望、計画の中に入れていただくように、課長、検討できますか。

○建設課長（亀澤 貢君）

これは、また会議の中に要望として要望したいと思います。

○8番（幸 千恵子君）

県が今度行いましたこの水防災意識社会再構築協議会の内容というのは、まさに防災意識があるということのあらわれで、町民がこの願いを県にも、冒頭のほうでも訴えたんですけども対応をしなかったという状況もあります。この協議会の目的にかなっているものですから、これがちゃんとできるように町としてもしっかり対応していただきたいと思います。

そうでなければ、住民不安は繰り返し、数年に1回ですね、1回というか、ある一定期間は不安な思いで過ごさなければなりません。奄美で発生した水害等でもおわかりのように、やっぱり今ちゃんと対応していくことが必要だと思いますので、この計画がきちんと実りあるものになって、実効あるものになって、人命が損なわれないようなものになっていくように、ぜひ力を発揮して、課長、対応していただきたいと思います。（「はい」と呼ぶ者あり）必要なときに、一緒に対応に行きますので、ぜひお声かけください。

2番目に入りますが、国保についてです。

平成30年度のとし、国民健康保険事業納付金及び標準保険料率等について、県から算定額が示され、運営主体が県に移るまで1カ月足らずと迫りました。町の準備状況や保険料等についてお尋ねしたいと思います。

新聞報道によりますと、奄美では5つの町が保険税が上がると。徳之島町は、少しですが下がるというふうな報道がありました。県から示された内容について、どのようなものがあるのかお尋ねしたいと思います。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えします。

この件に関しては、勇元議員がおっしゃられた的確にと思いましたけど、内容が内容ですので若干集約してお答えしますが、長くなると思います。

町民の皆様へは、制度改革のわかりやすい資料として、「広報とくのしま」の11月号に折り込んで全世帯へ配布してあります。見られた方もいらっしゃるかと思います。

その内容としては、国全体の医療費の高騰により、国民皆保険自体が維持できなくなる可能性があり、このような危機的状況を打開するために、県単位に広域化して、国の責任として約3,400億円の追加的財政支援、公費の拡充を行い、安定化推移をさせるようにしますということです。

県単位になることで各市町村が国民健康保険事業納付金というものを県に納めて、そのかわり保険給付費、医療機関の窓口で払うのが自己負担額3割なんですけど、それを除いた医療費の7割分に当たる保険給付費を、県が全額市町村に支払うという仕組みになります。

このように財政を安定させる仕組みが大きく変わっただけで、町民の皆様にはこの変化がわかりづらいと思います。窓口業務も今までどおりで、資格や保険税の賦課徴収も町がするのも変わりありません。ただ、新しい保険証には、上段のほうに「鹿児島県国民健康保険」という県名が入り、下段のほうに交付者として町名が入ります。徳之島町においては、7月中に新しい保険証を発送し、有効期限が8月1日から翌年の7月31日の1年間となります。

では、財政についてですが、県から示されているのは国民健康事業納付金、納付金とありますが、標準保険料率です。納付金とは、市町村が徴収した国保税に公費を足して、それを財源として県へ納めるものであります。県は、翌年度、次の年度ですけど、県全体の保険給付費等を推計します。そして、各市町村の医療費水準や所得水準等をもとに、その納付金、各市町村の納付金額を算定します。

そして、標準保険料率というのは、県が示すものと、県が示す市町村標準保険料率と、各市町村の算定方式による市町村標準保険料率の2種類があります。県が示す市町村標準保険料率を参考にしまして、町は国保税の予定収納率を勘案し、各市町村の算定方式により市町村標準保険料率を決めます。これにより、町の国保税が決定いたします。

この納付金と県が示す市町村標準保険料率は、県全体の国民健康保険の医療費の上がり下がり、動向ですね、動向により毎年変わってきます。新聞報道の件については、2番目、次の質問でお答えしたいと思って準備しておりますが、よろしいですか。

○8番（幸 千恵子君）

先日お話ししたときよりも、ちょっと頭が整理されて、少しわかりやすかったと思います。

2番目の、徳之島町の1人当たり保険税年額は6万3,427円というふうに報道されていますけれども、これが実際に保険税額にどう反映するのかなというところで、よくわからないのでお尋ねしたいんですが。いろいろ書いてます。年税額が80万、30万、5万の人はどうなるんだ

ということでお伺いをしようと思ったり、あとはモデルケースで、こういう世帯の場合はこうなんですよというふうにわかりやすく教えていただけたらなと思ったんですが、これの中で、そちらのほうでわかりやすいように教えていただけたら助かります。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えいたします。

報道されている1人当たり、徳之島町の保険税必要額は6万3,427円となっておりますが、この金額は実際の保険税額とは異なります。

この額から差し引かれるものがあります。これは国県から負担金として交付される基盤安定負担金分です。この基盤安定負担金というのは、低所得者に対して、税の7割、5割、2割の法定権限がありますが、その分になります。この報道で出ています6万3,427円から1人当たりの基盤安定負担金の額1万6,076円、これは28年度実績の見込みで算出された額であります。これを引きますと、実際は4万7,350円となり、この4万7,350円が実際の被保険者の負担額となります。これは1人当たりの平均の額です。

以上です。

濟いませぬ、もう一つ忘れていました。

次に、現在の年税額80万、30万、5万円の世帯の税額はどうなるのかですよね。本町におきましては、平成30年度は保険税の税率等は据え置き、改正、行いませんので、各世帯の総所得及び世帯の人数に変更がない場合は、1人当たりの実際の保険負担額は変更はないものと思います。ですので、現在、この80万、30万、5万円の世帯は変わらないのでそのままです。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

今、1人当たりの保険税年額6万3,427円から、差し引かれるものとして1万6,076円を引くと、4万7,351円とお聞きしましたが、調定額が、県から示された資料にあります調定額が、1人当たり4万7,470円という数字が出ておりました。今の数字とほぼ似ているのですが、この4万7,350円が調定額というふうに見てよろしいのでしょうか。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えします。

これは、調定額ではありません。そうですね、1人当たりの調定額になります。

○8番（幸 千恵子君）

わかりました。

次に、県から示されました標準保険料率についてお伺いをしたいと思いますが、これまでの税率との関係、先ほど少し説明がありました。県から示される保険料率を参考にして、自治体でそれぞれ決めていくということでしたけれども、これまでの、そしてこれからも継続という

か、ことしも決まっているこの税率について、少し医療費分であるとか、具体的に教えていただけますか。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えします。

仮に、平成30年度の国保税の税率を、県が示した市町村標準保険率とした場合は、現在の保険率と比較して、所得割は減少いたしますが、均等割及び平等割がそれぞれ増加します。そのようなことで、実はこれは低所得者に偏った負担が増加する傾向にありました。その市町村税率をもとにして、各市町村の算定方式による市町村標準税率になりますと、採用した場合は、現在の保険料負担額より、全体的にですけど若干ふえる傾向にありました。

率、言いますか。これは毎年変わりますけど。30年度の市町村標準税率は、所得割、医療費分、医療費、支援金、介護分とありますが、ちょうど5割の。5.46%、医療費分が5.46、支援金分2.24%、介護納付分2.06%、そして、次に均等割、医療費分2万2,205円、支援金分9,081円、介護納付分1万752円、続きまして、平等割、医療費分1万5,610円、支援金分6,384円、介護納付分5,315円、これが県から示された徳之島町の市町村標準税率です。

それをもとに、それを参考にしましてはじき出した各市町村の算定、徳之島町の算定方式による市町村標準税率は、所得割の医療費分8.07%、支援金分、3.99%、介護納付分3.53%。続いて均等割、医療費分1万4,112円、支援金分5,976円、介護分7,583円、続きまして平等割です。医療費分1万7,330円、支援金分4,760円、介護分3,817円となりました。

ただ本町においては、先ほど申し上げましたけど、平成30年度の税率は改正しませんので、旧29年度、今までの税率を使って税をはじき出します。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

県の示した数字を参考にして、今のそうやっていただいた数字になったということですが、これによって低所得者に与える負担増加を軽減したということでしょうか。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えします。

今、お伝えしたのは、県から示されたのを計算したら、徳之島町においてはこのような税率でいいんじゃないかということでありましたが、来年度は改正しませんので、その税率も言いますか、今までの。よろしいですか。改正しませんので、この税率自体は使いません。一応出してみたんですけどね。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

ちょっと今難しくなりましたね。

それでは、この制度が変わることは、ぼちぼちじゃないと頭に入っていないと思いますので、これからは徳之島町が保険者ではありませんので、お互いに協力し合っていけるのかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に4番目ですが、私、町民アンケートを行いました。その中で、国保税が高くて本当に支払うのが大変という回答がほぼ6割、そして引き下げてほしいというのが6割ありました。この6割というのは、アンケートが返ってきたのを全部足したのがそれですので、この中には、社会保険なので自分は答えられないというのも結構ありましたので、そしてこの6割ですので、これがこの割合、国保世帯だけに絞ると、この割合はふえていくのかなと思います。

その中でやっぱり多かったのが、国保税が高くて本当に大変だということで、少し声を紹介しますけれども、「少ない年金からの国保税の納める率が高くて、本当に大変」と、そして、「本当に高い国保税を払っています。税金のために働いているのか、かなり家計を圧迫します。しかし、払わないと子供を保育所に預けられないので頑張っ払っています。」というような声がいっぱいありました。そして、ぜひ引き下げてほしいという要望も多くありました。

そして、この機会なんですけど、1世帯当たり1万円の引き下げを実施してほしいということ、今回は私は訴えたいと思います。

調べてみましたところ、徳之島町の貯金ですね、基金等でためている貯金が、28年度ですかね、28年度の末の合計で20億を超えています。これは一応目的別になっていますけれども、貯金があるということですね。平成24年度末のときは12億でしたから、かなりふえている状況で貯金がされています。これの一部を使えば、国保税の1世帯当たり1万円の引き下げが可能だというふうに私、考えまして、町民の声を聞きまして、これを要望させていただきますが、いかがでしょうか。

○総務課長（岡元秀希君）

反問権を行使してよろしいですか。

○議長（福岡兵八郎君）

反問権を許可します。

○総務課長（岡元秀希君）

この今の質問の中で、この「町民アンケート」というものの内容、結果ですね、これについて御教示いただければと思います。その結果によっては、この後、また各課長の答弁が違ってくるものになる可能性があるものでよろしく願いします。

一般的に、アンケート調査というのは、情報収集を行う上での一つの手段ではございますけれども、あらかじめ用意された設問に対して、多数の方から回答を得ると、それを集計して、調査研究、資料化するというところでございますけれども、そのアンケート調査につきましては、一般的には、有効回答率が60%の場合は非常に効力があると、50%以上でも有効であると。一方

では、逆に30%、10%だと参考程度にしかならないというようなことが言われておりますけども、その有効回答率というものは、白紙であるとか、あるいはアンケート内容にそぐわないもの、そういったものを外したものが有効回答率ですけども。

例えば、5,000世帯に配布したら、60%ですと3,000世帯から有効回答率があったと、50%でも2,500世帯から有効回答率があったということになるわけですけども、今回のその「町民アンケート」というものの根拠につきまして、何千部配布して有効回答が何千部返ってきたか、これによって、また各課長の考えが違う可能性がありますので、御教示いただければというふうに考えております。

○8番（幸 千恵子君）

有効回答率については、今ちょっとここで数字がはっきりしませんので申し上げられませんが、この私が行いました町民アンケートというのは、全世帯に配ってありますので皆さんの手元にも届いていると思います。その中で、どういうふうな質問をされているかというの皆さんも見ているらっしゃると思いますけれども、これは毎年ではありませんが、三、四年に1回行ってございまして、このような国保税が高いという回答はいつでもあります。

そういうことで、その内容はまた別としまして、後日にするとしまして、この国保税が高いので引き下げてほしいという声は、ずっと続いていることなのですね。ですので、今回1万円を引き下げてほしいという要望をしたんですけれども、その内容についての1万の引き下げについてどうかということをお答えいただけます。

○町長（高岡秀規君）

お答えいたします。

当然、アンケートの結果というのは参考にはしなければいけないというふうには思っていますが、国保税につきましては、「高い」というものは、当然アンケートの中には過半数以上の意見が出るかと思えます。その1万円を引き下げるかどうかにつきましては、今健康増進課の課長等の答弁がありました。県の事業主体になったということですね。それで、保険税という標準税率が県から示されるわけです。町が勝手に1万下げたり2万下げたりするというのは、できにくくなっているんだろうというふうに考えております。

その一般会計からの、今までは繰り入れ等ができた時代とは多少変わってきているなというふうに考えておりますので、平準化に伴うメリット・デメリットは今後出てくるでしょうが、今回は据え置きということで現状維持の保険税であります。1万円を引き下げるということは、今のところは考えておりません。

○8番（幸 千恵子君）

これは、全国でさまざまな実践が行われてございまして、少し紹介しますと、埼玉県のみじ野市では、高過ぎる国保税を引き下げるように求める声が多くありまして、市の中で協議をし

て、第3子以降の子供の均等割を全面免除するという制度を創設しています。

そして、北海道の旭川市では、所得200万円のモデル世帯で8,900円の引き下げができるようにしております。介護分については、40歳から60歳までの被保険者1人につき保険料3,000円を減免する制度を入れています。それから支援金分については、7割、5割軽減世帯に属する被保険者の人については、保険料を500円減免しています。そして、子供の均等割を3割軽減するという事も実施しております。

子供が多くなれば多くなるほど、平等、均等割とかいうものの影響が大きくなってきますので、せめて子供のところを免除していこうということで、全体的な保険税額を下げたりというのが実際にあります。

そして、東京都議会では、子供に係る均等割保険税の負担を軽減することという意見書が国に出されています。そして、全国知事会でも2015年の1月8日付で子育て支援の観点からの子供に係る保険税均等割の軽減を要請しているという状況です。

そういうことで、国保税の負担というのは、この間、何度も話してきましたけれども、社会保険の場合は事業所が半分、本人半分ということで、かなり軽減されます。ですが、国保世帯の場合は、もろに10割自分なんですね。ということでの負担の大きさというものは、町のほうでも把握していらっしゃると思います。だからこそ、せめて子供の分だけでも軽減してほしいという訴えは全国でありまして、これが実践されているところなんですね。

ですから、全国的に、いろんなことが、努力というか工夫がされていますので、制度が変わることで大変ではありますが、この際に、こういうものを利用することによって、例えば、徳之島町の場合、町を支えている農家さんというのは、ほとんど国保世帯ですよ。その国保世帯を支援するということが、徳之島町全体を支援することになるんじゃないかと。そして、町独自の国保世帯負担軽減対策を検討してほしいということ、このことを担当課としては大変だと思いますが、さまざまな自治体の例にならって、ちょっと工夫をして、研究をして、このいろんな制度が検討できないかなということで、どうかなということをお尋ねしたいと思います。

○議長（福岡兵八郎君）

幸議員、先ほど総務課長から反問権のお尋ねがありました。全世帯にアンケートをとった有効回答率は何%でしたかということでありました。

○8番（幸 千恵子君）

徳之島町4,800世帯でしたっけね、4,800ぐらいのうちの、今の時点で返ってきているのが、110ぐらいだと思います。110を笑わないでくださいね。その中の6割以上の方が求めている声ですので。マルバツだけではないんですね。言葉として、こんなに大変なんだということを切に訴えていることがいっぱいあるんですね。ということで、そういう数ではあります。

ですので、参考にしていただければと思いますが、今後、まだアンケート終わっていませんので、結果を出していきたいと思います。その内容を、また全戸配布でお知らせしますので、ごらんいただきたいと思いますが、さまざまな検討、工夫ができないかどうか、課のほうにお尋ねしたいと思います。

○議長（福岡兵八郎君）

ちょっと待ってくださいね。4,800世帯のうちの110世帯が返ってきたということでありますが、この件については、総務課長、どのような反論をされますか。

○総務課長（岡元秀希君）

統計上は、参考資料としてお伺いをさせていただきました。

○町長（高岡秀規君）

今後の制度についてなんですが、非常に課長が答えづらいんじゃないかなというふうに思います。

先ほどの質問は、1万円を下げないかということについては考えていません。そして、今の国保税の、国保の医療費が県の主体になったということで、非常に標準税率というものが県から示されることになり、毎年改定ということもあり得ようかと思います。一番は医療費の削減であります。今後の軽減措置につきましては、町が単独でする場合には、恐らく交付金の中は限られた財源の中から出しますので、一般会計からの繰り入れになろうかというふうに思いますが、軽減措置については、今後、幅広い考え方で対応することになろうかというふうに思います。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えします。

先ほどちょっとわかりづらかったと思いますので、簡単に言いますと、徳之島町の来年度納める納付金は3億2,325万4,000円です。これさえ納めれば、医療費は全額支払われるということです。そして、この納付金を納めるために税率をどうするかということで、いろいろ県下で、先ほど言いました県からの率とか、市町村ではじき出した率を計算して、どうかというものを、足りるかどうかというのを考えたところ、変えないでも何とか30年度においてはできるんじゃないかということでありましたので、税率は変えないということです。

もう一つですね、1世帯1万円、これはよろしいですかね。（発言する者あり）均等割、子供の均等割をなくすとか、その辺はしますと、ほかの所得割を上げたりしなければいけないし、また平等割を上げたりしなければいけないふうになるかもしれないので、またちょっといろいろ研究しなければいけない部分があると思います。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

ぜひ工夫をして研究をしていただきたいと思います。

先ほどの質問の中で、答弁中でありました秋丸収納対策課長ですね、不納欠損の額が先ほど紹介がありまして、国保税についての不納欠損もかなり多いと、300から700ぐらいあったというふうに聞いたんですけれども、こういうふうな状況がふえていく、ふえていっている状況を先ほどお聞きしましたので、こういうことにならないように、これ以上ふえていかないようにというか、払える税額にしていることが大事だと思いますので、そういうことも含めて、検討研究をしていただきたいと思いますということで、私も協力したいなと思いますので、よろしく願いいたします。

次、3番目に移ります。

○議長（福岡兵八郎君）

幸議員、休憩にします。

ここで休憩いたします。4時5分から再開いたします。

休憩 午後 3時55分

再開 午後 4時05分

○議長（福岡兵八郎君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

幸千恵子議員の一般質問を継続いたします。

○8番（幸 千恵子君）

3番に移ります。

ふるさと納税の寄附者数が増加し、それに対する返礼品売り上げも好調に伸びているようですけれども、返礼率等については、全国的に議論がまだあります。寄附金の使い道や返礼品等について伺いますが、寄附金額と寄附者数の変化、状況などをお尋ねしたいと思います。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

先ほど資料を議員の皆様へ配付してございます。全てを言いませんので、過去3年間、お目通しください。平成26年度寄附金数が52件、寄附額が317万9,650円とっております。平成29年度2月末現在でございますが、寄附件数が1万5,786件、寄附額が3億3,446万227円となっております。平成26年度と比較いたしますと、件数で300倍、金額で100倍というような形で、非常にすごい伸びを示しているところでございます。

この要因といたしまして、28年4月、4品目程度だった返礼品でございますが、現在、大体、期間限定も含めまして328品目ということで、寄附の方々非常に多種類のものを選べるというようなことについて、全国にPRして効果があったというように考えているところでございます。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

300倍、100倍と、ものすごい数ですけども、今の、ことしの2月末現在で、何ですか、3億3,000万余りですが、今後の見通しとしてどうなっていくとお考えなのか、もっとももっとふえるのか、どこら辺までがピークとしていくのか、どうお考えなのかお尋ねします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

一応、目標は約4億円と置いているところでございますが、実際のところ、平成30年度も4億円という寄附額の見込みはしているところでございます。この辺が大体限度ではないかなと。今のところ寄附につきましては、ポータルサイトを利用いたしまして、非常に宣伝をしたり、特産、返礼品の数をふやしたりしておりますけども、4億円前後が寄附額の上限といいますかに行くのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

リピーターの状況はどうなっているのでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

27年度についてですが、27年度寄附者につきまして、平成28年度も寄附したリピート率でございますが、平成27年度寄附者の73名が、28年度も寄附をしております。リピート率は39.8%。そして、平成27年度内に複数回答された、複数回寄附された方、人数ですけども、2回が4人いらっしゃいます。そして、平成28年度内でございますけども、複数回寄附された人数でございますが、2回が311名、3回が33名、4回が10名、5回が1名というふうになっているところでございます。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

伸びているのはわかりましたし、リピーターの人数も結構いらっしゃるというのわかりました。4億円前後がピークかなという状況ですけども、これ以上伸びることを想定して行動、活動されるのか、これより減ることもあるというふうに想定していらっしゃるのか、どうでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

4億円というふうに目標をいただいております。ただ、この4億円程度の目標をもって、今のところは人員等、それから配置をしているところでございます。しかしながら、他町村も負

けずに、いろんな返礼品をふやしているところがございますので、その辺、過大な競争は私も控えるところがございますけども、自分たちのいいところはPRをして、返礼品は業者の方と一緒にPRしていきたいというふうに考えているところがございます。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

2番目ですけれども、寄附者、寄附された方はどういうふうな恩恵があるのでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

数あると思いますけども、私は3つあると考えております。

まず1つは、生まれ故郷や、つながりのある自治体への協力ができるということが1番の大きな魅力ではないかと、2番目が、住民税と所得税もですけど、還付等の税の恩恵を受けられる、これが2つ目、3つ目が返礼品、さまざまな特産品を受け取りになられるということの、この3つが大きくなっていると思います。

しかしながら、寄附者の皆様と接すると、税の控除等の恩恵以上に、応援した自治体とつながりを大切にしたいというような方も、先ほどのレポートではありませんけども、いらっしゃるということで、寄附者の皆様もさまざまな思いをもって寄附をいただいているというふうに考えているところがございます。

○8番（幸 千恵子君）

3番目ですが、寄附額と返礼品購入額との関係をお尋ねしますが、返礼品は、この寄附金の中から購入されているというふうに判断してよろしいでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

返礼品につきましては、この寄附のほうから一部いただいております。それから、寄附額と返礼品購入額との関係ということで、先ほどお配りした資料がございますとおり、これも平成26年度から平成30年2月末現在の数字をお示ししているところがございます。

ちなみに返礼の割合ですけども、平成26年度が6.9、27年度が11.9、平成28年度が50.1%、平成30年2月末現在は約44.8となっておりますけども、約5割程度に、今なっているという数字が出ておるところでございます。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

昨年度の、昨年度じゃない、今年度ですね、資料等にもあり、平成30年度の予算の資料にもありましたけれども、返礼品の調査のために、鹿児島であったり、ふるさと納税トップ交渉と、大阪、京都と東京というふうにあたりしますけれども、これの旅費であるとか、これに寄附

金に対する返礼品のために、あとは今言った調査等に関する経費は、どこから出ているんでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

これも寄附金の額のほうから捻出しているところでございます。東京、大阪、あの当時、出張につきましては、当初予算で説明いたしますが、企業版のPR、企業版の寄附がゼロでございますので、企業版の寄附をするということで、そういった旅費もしているところでございます。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

返礼品としての品物を出品していらっしゃる方、個人、団体を含めて、個人情報には全然お聞きしなくてよろしいんですけど、何人ぐらい、何団体ぐらいがこれをしているのか、教えてください。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

4番ということでよろしいのでしょうか。返礼品の仕入れ先につきましては、島内では、島内企業49者、これ30年2月末現在でございますが、49者。その中には町外5者、伊仙町、天城町が入っております。それから島外企業が3者となっているところでございます。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

その品物がたくさん返礼されておりますので、波及効果は大きいと思いますけれども、波及効果は、例えば数字等であらわすことができますか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えします。

波及効果で申しますと、一応、購入額がお示ししてあると思いますけれども、私はこの、今ふるさとの返礼品で寄附者、それから自治体、それから事業所、この3つをうまい具合に、何と申しますか、よいところを持っていきたい。要するに、寄附者だけでなく、自治体だけでなく、事業者のほうも恩恵を受けるようなこのシステムを続けていきたいと思っています。

もう4番も答えてよろしいですか。4番のほうですけども、島外につきましては、平成29年度は、もう新しいのを出します。平成28年度で島外企業が22.4%、29.9%が島外企業になっております。それから、29年度は、ちょっとふえまして島外企業が47.8%となっております。件数で申し上げますと、若干下がります。島外企業が28年度が22.4%、29年度は2月末現在でいきますと42.1%、これは島外企業は畜産関係の単価が張るものが多いということで、件数は島

内よりも少ないですけども、そういうことで金額の分についての割合は比率は高くなっているということでございます。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

返礼品のランキングも少し見せていただきましたけれども、トップが焼酎だったと思いますし、2番目が牛肉あたりだったかなと思いますけれども、牛肉の場合は、徳之島島内でしょうか、島外でしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

牛肉につきましては、肥育はうちでしてございませんので、徳之島産の肉を購入されて、それが消費地に行っているということでございます。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

実際、その牛肉については、島外の業者に、まあ業者か個人かに、その購入額は、金額は行くということでよろしいんですか。

○企画課長（向井久貴君）

そのとおりでございます。

○8番（幸 千恵子君）

今聞いて、島外が47.8%、何か42%とかもありましたけれども、5割近いという状況なんです。この島内の品物の割合をもっとふやすことはできないんですか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

私がふるさと納税に1月からかかわっておるところでございますけども、非常にいろんなものの掘り起こしが、まだ必要なのかなと。

特に私が考えるのは、返礼品、今品物でございますけども、一部例えばソフト的なものもございまして。例えば、夜光貝磨きの体験であったり、ダイビングだったり、それからお墓のお掃除だったり、それから自分の家の清掃、そういったものもありますので、そういったもっとソフト事業的なものも、これも今後ふやしていく必要があるのかなと。

それから、例えば今ダイビングでございますけども、航空券とセットにしてダイビングとか、航空券とセットにして何かとか、そういう組み合わせも必要じゃないかなということで、その組み合わせ、それから今後、ソフト的なものですね、返礼品、品物以外もふやしていく必要があるかなと考えているところでございます。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

ふるさと納税トップ交渉というのが、大阪と京都、29年度、30年度と続けてありますけれども、ここまでして島外、県外に返礼品を求める必要が余り感じられないんですが、これは必要なんですかね。

○企画課長（向井久貴君）

島外でやっているものは、企業版、企業版のふるさと納税の関係でございます。例えば、企業版で、もし企業の方、例えばいろんな企業が協力していただきますと、その企業の方に、こちらに、例えば観光だったり研修だったり来てもらうというつながりも考えているところがございますので、これはふるさと納税の一般の方もそうでございますけども、今後は、定住人口、交流人口が、その間にある関係人口というのをもっとふやしていかなきゃなんないと。その中で、ふるさとのこういったデータが非常に重要になってくるというふうに考えていますので、企業版につきましても、東京、大阪でのPRは非常に大切だと考えているところでございます。以上です。

○8番（幸 千恵子君）

ふるさと納税というのは、本来の目的があると思うんですが、その本来の目的はどのようなのか、ちょっと教えてください。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

ふるさと納税の目的は、一般論で申し上げますと、自分のふるさとであったり、それから関係する自治体、県等に対しまして自分の思いを伝えるというようなのが原則でございます、次に返礼品というのが、実際、ふるさと納税の原則だと考えております。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

本来は、ふるさとを思う心に対するお礼と感謝の言葉があれば、本来は返礼品は要らないものが普通かなとは思うんですね。その中で、返礼品競争が激しくなっているんですけど、いつかこれがピークが下がると、ブームが終わるといった状況になったときに、これがどんどん減ってしまうということになりかねないんですが、そこも検討の中に入ってやっているのでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

実は、私も一番懸念しているのは、そのことございまして、ふるさと納税で事業所が潤うというのはあるんですけども、今、このチャンスを逃がさないでやっていきたいというふうに思っております。

ということかと言いますと、例えば、畜産肉が売れている、焼酎が売れている、特産品が売れているという中で、事業者の方にお願いを今後しなきゃいけないと思うのは、ぜひマーケティングの調査をしてもらいたい。こういったもので売れているのか、どういう味で皆さんがこれを頼まれたのかと、そういうのを的確に調査をして、次の、もしふるさと納税がなくなった場合でも、自分たちで売れるような態勢をつくっていくというようなことも非常に大事なかなと思っております。

もう一つは、私たちがふるさと納税で寄附をしていただいた方とつながりを持つこと、これは個人情報でございますので、今後の検討ではありますけども、こういった形をつながりを持って、さらにもう一步進んだ事業を展開していくということも大事だと思っております。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

わかりました、思いは。

5番目の、寄附金から子供たちのために使われたものは、どういうものがあるのか、そして金額等をお尋ねいたします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

これも先ほどお配りしたのものの中がございますので、一応読み上げます。平成22年度に学校図書購入事業で54万7,905円、23年度、学校図書購入事業226万6,800円、24年度、これも図書購入事業で100万円、それから幼稚園の備品購入で226万4,000円、25年度、小中学校の理科備品で150万、26年度、小中学校ユニットシャワー事業、これは汗をかいたときのシャワーですね、これが270万、それから小中学校の特別支援割球への備品購入で106万、27年度はございませんでした。28年度、町営図書館購入事業で99万8,000円、ICT教育プログラム推進で156万1,000円、ICTデジタル教科書推進事業で228万5,000円、同じくICT教育指導者養成事業で35万1,000円となっております。

合計で、昨年度まで、1,653万3,705円となっております。

平成29年度につきましては、今執行中でございますので、683万8,000円が充当されているところでございまして、中身は、プログラミング推進事業であったり、保健センターの備品購入、移動図書館車の導入事業等々に予算を執行する予定でございます。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

この子供たちにも、かなり金額的には、かなりかどうかはわかりませんが、使われているのはわかりました。

町民の皆さんは、ふるさと納税がふえていることは知っております。ですが、どういうもの

に使われているかというのは余りわかっていないようですので、何らかの形で、町民の皆さんにもわかるようにお知らせをしていただけたらと思います。

次の6番目ですけれども、返礼品の返礼割合は3割以下実施をするようにということの通達が、去年の4月ですかね、あったようですけれども、これについては、どういうふうな予定になっていますか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

私も、この去年の4月に総務省のほうから3割程度に控えなさいというような通達があったそうでございます。その後、夏にまた総務大臣かわりまして、自治体に任せるといような発言があったり、いろいろ錯綜しているところがございますけれども、この3割の根拠というのが、非常に探してもなかなか見つからなくて、有識者会議の中で、この3割と出たのは、平均が要するに3割8分ですので、3割ぐらいが妥当じゃないかとか、それから、4割は多いな、3割ぐらいでいいんじゃないかなとか、あとは5割が妥当じゃないかとか、あと、返礼品ですから3割が妥当じゃないかなど、いろんな意見がございまして、その一番下をとって3割にしたんではないかなと考えているところがございますけれども、今私どもは返礼品が大体50%前後でございますので、私もこれ以上、多分6割とか7割とかいくと、非常に効果的に、苦労はするけれども非常にふるさと納税の目標を逸脱するんじゃないかなというふうに考えておりますので、現状を維持しながら、これ以上率が上がらない、返礼品の割合がふえないような形を持っていきたいと思っております。3割というのは、非常に今、もう超えておりますので、なかなか守るのは厳しいんでございますけれども、これ以上上がらないような形を持っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

時々新聞にも載っておりますけれども、この3割を求めるとい総務省の方針というのは変わってはいなくて、少しずつここに近づいていっている自治体がふえているということですので、それはいずれ必要になるかなと思います。

そして、有識者の話の中でやっぱり危惧されているのは、返礼品が当たり前になることは寄附文化をゆがめることになるというようなこともありましたそうですので、いつかブームが去るときに、ちょっと困ったことにならないようにしていただきたいと思っております。

次に行きたいと思っております。4番目、住宅リフォーム助成制度ですけれども、この制度、事業が開始され4年がたちました。経済効果や利用者の使い勝手などについてお尋ねしたいと思います。

年度ごとの申請数、利用状況はどうなっていますか。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

平成26年度問い合わせ件数13件、申請件数6件、補助実施件数6件、平成27年度問い合わせ件数12件、申請件数8件、補助実施件数8件、平成28年度問い合わせ件数17件、申請件数10件、補助事業実施件数5件、平成29年度問い合わせ件数17件、申請件数6件、補助実施件数6件となっております。

○8番（幸 千恵子君）

利用したいと思い、申請しても利用できない方がいるということですが、年度ごとの経済効果としてはどうでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

平成26年度補助対象工事費2,073万9,673円、補助額96万1,000円、補助投資額に対する経済効果は21.58倍です。平成27年度補助対象工事費962万8,455円、補助額140万6,000円、経済効果は6.84倍です。平成28年度補助対象工事費1,096万4,511円、補助額120万円、経済効果は9.13倍です。平成29年度補助対象工事費537万2,800円、補助額68万9,000円、経済効果率は7.79倍となっております。

○8番（幸 千恵子君）

波及効果は大きい、経済効果は大きいというのはよくわかります。ですが、今度29年度の工事額等が少ないのは、どういう理由からだったのでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

29年度の総工事費なんですが、小規模なリフォームが多かったということです。例えば、屋根の塗装工事、43万2,000円につき6万4,000円の補助とか、外装、外壁の塗装つちゅうことで60万円の総工事費に対して補助額が9万円だったと、要するに総工事費が安かったということです。リフォームの総工事費が安かったということです。小規模なものだったということです。

○8番（幸 千恵子君）

問い合わせは17件はあったということでしたのであれですけども、今の経済効果を聞きましたら、やはり10%程度にはなる、本当にいい経済効果のある事業だと思います。

奄美市では、やっぱり毎年やられていまして、大体10点何%~11%、12%という経済効果です。27年度の場合は、総工費が4億2,300万、そして補助額が4,100万余りということで、自治体の補助額もふえてきますけれども、町内、市内の経済効果が大きいということでは大変有効なものだと思います。

よく町民の声を聞きますと、やっぱり知っていたら利用したかったのにと、知らなかったから自分でやったという話を最近も聞くんですね。ですので、これは今は、何でしたっけ、国の

補助事業を活用していますので、100万限度みたいな形でしたけれども、これが5年間ということでしたので、平成30年度も続くことになりますけれども、その後のことですね、この補助事業、交付金事業ではなくて、町独自の事業として取り組むと、町内にとても大きな経済効果が発生すると思うんですが、このことは検討できないでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

私どもの社会資本整備交付金の中で、5年間計画の中で効果促進事業ということを行っております。そしてまた、来年度見直しがありまして、各5年間ありますので、その対象促進事業があれば、また5年間で補助金をもらってくれると思いますので、そのところは部下と検討して考えていきたいと思っております。

○8番（幸 千恵子君）

3番目に入っていますけれども、補助金事業を活用ではなくて、もっと枠を広げて、利用希望したい人、条件に合う人が全員利用できるような形にするために縛りのないものに変えていただけないかということですが、どうでしょう。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

先ほど答弁いたしました、過去4年間で、平成27年度を除いて、26年、28年、29年は対象内に終わっております。今年度にいたしましても、8月中に確定する見込みですので、その状況を踏まえて、もし補助金を超えるのであれば、財政当局と相談して決定していきたいと思っております。

○8番（幸 千恵子君）

町民が知らないということがもとで利用がふえないのか、わかっているけれども利用できないのかということでは、奄美市の場合を見たらよくわかると思いますが、奄美市も決して裕福な方が多いところではありません。生活保護の世帯が多いと言われているところですので。そういうところで、かなりの効果が上がっておりますので、やり方次第で違ってくると思います。ぜひいい方向に検討していただきたいと思います。

そして、4番目ですけれども、今こちらで行っているのは、個人の家を対象にしたリフォーム助成制度ですけれども、商店ですね、お店、自宅ではないけれども、商店として、お店としてやっているそのお店を、ちょっとリフォームしたいんだけども財政的に難しいとかいうところに、ちょっと助成をする必要があるんじゃないかと。

例えば、商店街はもちろん含まれますけれども、観光地にある小さいお店ですね。例えば、金見のお店が今閉まっておりますけれども、それが非常に残念なんです、ああいうところにも利用できるような形に、この商店版のリフォーム助成制度を実施できないかということで提案をいたしたいと思いますが、いかがでしょう。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

現在、徳之島町住宅リフォーム補助金交付要綱では、一応住宅リフォームとなっておりますので、商店版のリフォームは対象外となっておりますが、企画課長及び地域営業課長がちょっと調べてあるみたいなので、かわりに答弁をかわります。

○地域営業課長（幸田智博君）

商工会の中に持続化事業という事業がございまして、店舗の改修ですね、これが年間大体20件ほど申請が上がっているみたいです。これまた3分の2事業で上限が50万というふうになっております。その申請の上で、計画書を出したりいろんな書類を出していただくわけですが、最初に3分の2の50万を、最初にお金を出して、申請をして工事が終わったらお金が戻るというシステムになっているそうです。

○8番（幸 千恵子君）

商工会ということは、商工会に加入している会員さんだけなのか、そして、町内の小さいお店も全て商工会に入っているのか、対象になるお店が全部なのかそうでないのかということでお尋ねしたいんですが。

○地域営業課長（幸田智博君）

商工会に入っているのはもちろんなんですけど、だと私は思っていたんですけど、商工会に聞いたらですね、商工会に加入していない店舗でも大丈夫ということでありました。

○8番（幸 千恵子君）

そういうものを使ってリフォームしたという話を聞いたことがないもんですから、見てもちょっとわからなかったもんですから、世界自然遺産登録になるかどうかわかりませんが、それを目指す上でも、商店街がきれいで活気づいている状況というのは、やっぱり大きなことになりますので、商工会の、これが有効に活用できているのか、活用しにくいものであるのか、そういうところ等を含めて考えていただいて、ぜひいづれ検討していただきたいということで、次に移りたいと思います。

こども医療費についてですけれども、子供の医療費無料化は大きな子育て支援になっていることは疑いようがありません。医療費を無料化すると医療費がふえるとか、病院がサロン化するとか、実際、事実とはかけ離れた町政執行ではなくて、子宝の島にふさわしい政策を示し、若者世代を応援するべきと考えます。最新の状況と若者の望む子育て支援の重要性をどう考えているのかなどお尋ねしたいと思います。

まず、子供が病気になった場合に、経済的問題で受診を控える必要のない世帯ではなくて、受診を控えざるを得ない経済的問題を抱えた世帯の子が、お金の心配をせずに受診するにはどういう方法があるのかお尋ねしたいと思います。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

経済的などということでもありますけど、今、生活保護世帯は、完全に医療費は無償、無料になっております。あと、ずっと取り上げられている乳幼児医療ですけど、非課税世帯の未就学児は、現在、償還払いということで、病院の窓口では支払いますが、一月ごとに領収書を持ってきて、役場のほうに持ってきていただくと、口座振り込みでお返しをしているような状況です。

この病院での窓口での支払いなんですけど、県がことし10月から、窓口での支払いはせずにお返しするというような制度ができますので、窓口での負担が軽減されるかと思えます。

また、ひとり親につきましても、病院で窓口での支払いはありますけど、ひとり親の御本人さん、またお子様は、18歳に達した年度末までは医療費が全額戻ってくるということになっておりますので、経済的な理由で受診が控えられるということは、今のところは少ないかと思えます。

○8番（幸 千恵子君）

どういふ方法があるか、あと少し教えてもらえるかなと思ったんですが。生活保護世帯であるとか、その無料の対象になっている世帯と、そうじゃなくて、そことの隙間ですね、境のところにはらっしゃるところが大分厳しいところがあるんですよ。ですから、そういうことは、やっぱり全国的に考えているから全国的に行われているところなんですけども。私が行った町民アンケートの町民の大きな声ですので、一つ紹介したいと思います。

「本当は高校卒業までが無料にさせていただけるとありがたいのですが、せめて、せめてのせめて、小学校卒業までは無料にしてほしいです。町長のお考えの意味がよくわかりません。出生率よりその次のことを考えるべきだと思います。政治のことはよくわかりませんが、それでも変なところにお金を使わずに、子供は宝です。企業でもよく使う言葉ですが、人材ではなくて、人は宝の財、人財です。どんどん人口が減ると思いますが、離島につき、体の弱い子供のいる家庭は、本当に大変だと思います。幸い我が家はみんな健康で強いのですが、病気がちになれば、大阪に戻ると思えます。学業が一旦、島外に出た子供が戻ってこれる、そんな島になることを望みます。」と。これは一部ですけれども、こういう声がたくさんあります。やっぱり子供のことで、子供の健康のことで格差があることは、あつてはいけないことだと思います。

そういうことで、町民アンケートでも返ってきていますけれども、とにかく病院に行けなくて大変なことがあると、そういうふうなことがいっぱい載っています。先ほども言いましたけれども、社会保険は半額ずつ負担ですので、国保に比べれば負担は軽いです。その町を支えているのが国保世帯ということで、全体の半分になっていますので、そこを支えることが政治の力ではないかなと私は思います。

地域の世帯に例えると、町長は徳之島町の、何て言うんですか、大黒柱ですね。そして、長

男長女、次女次男、おりまして、長男長女は、裕福な状況なんだけれども、次男次女はちょっと厳しい状況があると。だから、病院に行けない状況があるんだけれども、そのところを何とかしてもらえないかと言われていた状況を想定していただければ、このことは少し考えられるのではないかなと思います。

先ほど、勇元議員の質問の中の答弁でありました、「十分とは言えないけれども、ある程度は弱者に対する支援を行っている」と言われました。ということは、やはり弱者だというふうに思っているんだなと思いました。ですので、ある程度ではなくて、弱者だからこそ十分な対応をしていただきたいというふうに、私、思いますが、町長、もう一度聞かせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（福岡兵八郎君）

ちょっと待ってください。幸議員、神聖なこの議会ですから、ちょっと議長として確認させていただきたいと思うんですが。先ほどの文章で、「変なところに金を使わず」という文章を今朗読されましたけれども、幸議員としては、そのアンケートを読んだときに、「その変なところとはどういうことですか」ということを確認されましたか。

○8番（幸 千恵子君）

アンケートですので名前ありませんので、確認はできませんけれども、送ってきたそのままだけを、今表現しただけですので、このことについて、ここでとがめられるとは私、思っていませんでした。ですので、それはなしにさせていただきたいと思います。私、町民の声を上げているだけですので、問題はないと思います。

○議長（福岡兵八郎君）

とがめたことじゃなくて、その「変なところに金を使わず」というところをね、町民がその辺のところを意識しているということは、非常に残念なことなんです。だから、幸議員として、それを確認されたのかなと、今ちょっとこう聞きたかったわけです。とがめたわけじゃありませんのでね。

じゃあ、町長、どうでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

以前よりお答えしていますが、端的に、医療費については行いませんというふうな答弁でもいいんですが、何度もこういう質問を受けるのです。多少、詳しく説明をさせていただきたいなと今考えております。

今先ほど質問の中で、医療費の増大には絶対につながらないという話でございました。私が、議員時代からいろんな質問もしてまいりましたが、その中で、統計、数字等々を読んでまいりました。

まず、会計検査院が調査したことも医療費の無料化についての効果、そしてまた東京大学の

政策の大学院で、地域の行政の子育て支援についての費用対効果という本を、私はしっかりと議員時代に読んで、今の無料化については、当然、議員の立場であれば、無料化でどうなるんだろうということは考えますので、しっかりと調べた経緯がございます。

その中で、医療費につきましても、どうしても薬代、医療にかかった費用等々がトータルで医療費となりますが、無料化になった自治体の統計をとってみますと、子供の医療費が各段に上がってしまうという傾向がございます。そして、地域の特殊出生比率や子供たちがその地域からふえたかということ、決してそうではなかったということですね。

本来、私は自立した地域を目指すためには、無料化ということの政策よりも、自分の子供を健康に育てるための予防の予算を使っただけでないとか、そして保育料を無料化という政策をする前に、子供たちが大人になったときに、自立へ向けて生きていけるような政策での予算を使っただけでないとか、そういった地域こそが、私は自立へ向けた地域振興がなろうかというふうに思います。

当然、弱者に向けて、しっかりと政策をとっていきますが、その中で、バランスというのがございます。もし医療費が上がれば、当然、保険税というものも上がってきます。そのバランスの中で軽減措置というものをしっかりと対策を打たなければいけないと考えておまして、自立したまちづくりをするためには、私が個人的に思う心の持ち方というものを重要視して、今後も政策を進めていきたいというふうに思います。

これが医療費の無料化が、なぜ今は国や県に従うかということに結びつくかどうかは、私はわかっていますが、幸議員が理解されるかどうかわかりませんが、一応、私の意見として述べさせていただきます。

○8番（幸 千恵子君）

議員時代からそういうことを調べられたし、学んできたし、読んだということでしたけれども、町長が議員時代というのは、もうほぼ10年近く前になるんじゃないかと思いますが、医療も日進月歩ですし、こういう情勢も日進月歩しております。ですから、大人になったときにはなくて、なる前の、なるための健康づくり、やっぱり重要だと思いますね。

県のほうに準じていくと、ずっとおっしゃいますけれども、同じ県の中でも95%の自治体が、もう中学校卒業まで無料にしております。今残っているのが、奄美市も、ことしから中学校卒と言っていますし、天城町が去年から中学卒までになりました。そして与論町も、ことしぐらいはするようだ、きのうおととい電話で確認しました。ということは、残るのは伊仙町と徳之島町だけなんですけれども、ほかの自治体のトップの方々は、こういう無料化することによって、かえってよくないんだとかいうことは考えずに、この95%もこういうふうになったんでしょうか。

特に、もう実態はこうなっておりますので、答弁は別に要りませんが、私はさまざま、

いろいろな自治体調べます。そして、いろいろな医療機関の方とも話をします。こういうふうな、医療費が無料になったから病院がサロン化するとか、そういうことはあり得ないと、実態ではないということを勉強しておりますので、ぜひ10年前の知識ではなくて新しい知識をちょっと入れていただいて、今後検討していただけたらなと思いますが。答弁よろしいんですけど、次に行きたいんですが。

○町長（高岡秀規君）

どうしても僕の言葉尻を使うんで。10年前に勉強したということであって、データは2016年度の特殊出生率から導き出した政策の論文であります。

○8番（幸 千恵子君）

ほかの、だから自治体、95%の自治体は、そういうことも勉強せずに、簡単に中学校卒業まで無料にしているということでは、県を付度せずに、町民、県民を付度して行っているんだなと思いました。

このことはもう議論しても仕方ありませんので、また次に回しますけれども、次の農業政策に移りたいと思います。

今期のサトウキビは、台風被害の影響で糖度の低さが問題になっております。農家所得への影響等についてお伺いしますが、糖度によって手取り額は差があると思いますので、今期サトウキビ生産量、農家収入等の見込みを伺いたいと思います。

○農林水産課長（東 弘明君）

お答えいたします。

本町の今期のサトウキビ生産量は、11月1日現在の生産見込み量で5万7,931トンで、前年度より9,242トンの減となっております。品質につきましては、2月24日現在の製糖状況におきましては、基準糖度帯となる13.1度～14.3度の割合が、徳之島町は10.89%、13度以下が88.46%、14.4度以上が0.65%、前年の同時期と比較しますと、基準糖度帯が35.62%の減、13度以下が58.94%の増、14.4度以上が23.33%減となっております。

また、平均買い入れ糖度額が11.83度で、原料代と交付金の合計の農家手取り額が約1万9,697円となっております。前年度の実績と比較すると、トン当たり2,693円の減となっており、農家所得への影響が懸念されると考えております。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

先日テレビでもやっておりましたが、西之表、種子島ですね、でも大変な状況だということ、ちょっと心配しているところですけども、徳之島でも。

次ですね、今後も台風被害や冷害など気象状況によってさまざまな影響が出てくるといいますけれども、こういうことを見込んだ場合、農業の町である徳之島町でも、サトウキビ生産に

おける糖度対策というものが今後も必要になると思いますが、そういうものは考えていらっしゃるでしょうか。

○農林水産課長（東 弘明君）

お答えいたします。

低糖度対策としての今取り組みは、現在ございませんけども、次年度対策につながるかと思いますが、現在、春植え植えつけ対策として、国の補正事業で生産農家への肥料であったり、薬剤、堆肥購入助成により、サトウキビ生産性向上支援を今行っているところでございます。以上です。

○8番（幸 千恵子君）

3番目に行きますね。台風被害による生産量減少や手取り額の減少に対する補償等はありませんか。例えば、共済等を含めて、どういう状況でしょうか。

○農林水産課長（東 弘明君）

お答えいたします。

生産量の減少、あるいは手取り額の減少に対する補填は、補償はありませんが、先ほど述べたように、国の補正事業における肥料、あるいは薬剤等の購入助成により、生産農家の経費の負担を抑えるなどの対策を今行っているところでございます。

また、サトウキビ共済に加入している生産農家におきましては、今期の精糖終了後に、生産量及び平均糖度が確定するわけですが、生産農家個々のこれまでの実績を加味された後に、共済金の支払い対象になるかどうかを検討されるようになっております。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

先日、自民党の国会議員等が視察に来られておりますが、こっちのほうでも、こういう低糖度による収入減に対する対策等が検討していただけるのかどうか、どういった情報なのか、お尋ねしたいと思います。

○農林水産課長（東 弘明君）

お答えいたします。

先日も、自民党畑作物等の対策委員会への要望といたしまして、地元のほうで大きく3つに分けて要望しておりますけども、その中でまず1つは、次年度対策の支援強化であったり、その拡充ですね、それが1つ。もう1つが、後継者育成や生産意欲向上を踏まえた交付金単価の設定、それから老朽化が進む製糖工場への設備投資、省力化に向けた支援ということで、この大きく柱を3つに絞って要望活動をしました。

その中で、委員の中からお話がありましたのが、私はちょっとこの検討、意見交換には出席できなかったんですけど、その後、聞いた話によりましたら、非常に厳しい状況を目の当たり

にして、次年度に向けた作付への影響があるということになると生産農家のほうも非常に困るということで、島全体的に奄美群島の中で低糖度対策になっている島が、全てではないんですけども、その中でも喜界島であったり、この地元の徳之島が一番低糖度帯ということで（発言する者あり）そういう状況なんですけども。その中で、生産者の皆さんに何ができるかを持ち帰って検討するというお話がありました。

以上です。

○議長（福岡兵八郎君）

本日の会議時間は、議事の都合によって、あらかじめ延長します。

6番が終われば休憩いたします。

○8番（幸 千恵子君）

6番終わりますけど。

○議長（福岡兵八郎君）

では、休憩いたします。

5時10分から開会いたします。

休憩 午後 5時00分

再開 午後 5時10分

○議長（福岡兵八郎君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

幸千恵子議員の一般質問を許可します。

○8番（幸 千恵子君）

最後になります。介護保険について。先日、日本共産党が行いました町民アンケートで、介護保険料が高いという回答が6割、高いので引き下げてほしいが6割ありました。保険料等についてお尋ねいたしますが、介護保険料の滞納状況をお伺いいたします。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

平成27年度が291件で303万5,500円、28年度が321件で402万300円となっております。

○8番（幸 千恵子君）

先ほどの不納欠損の件数額を聞いてびっくりしたんですけれども、滞納状況が続くことでこの不納欠損にもつながっていくと思うんですけれども、不納欠損の状況、これ介護の不納欠損でしたよね。再度お尋ねしてよろしいでしょうか。介護保険の不納状況、不納欠損。

○介護福祉課長（豊島英司君）

介護保険は2年でなくなりますので、24年度が260件で263万6,000円、25年度が276件で283万4,000円、26年度が327件で332万3,000円、27年度が226件で224万6,000円、28年度が207件で

209万4,000円となっております。

○8番（幸 千恵子君）

今の件数が、やはり介護保険では高いと思っている町民の実態を、そのまま反映しているような気がするんですけども。意見の中にもいろいろありまして、少ない年金から引かれるのが苦しいとか、利用してもしなくても支払う金額が変わらないのは何か割り切れないと、さまざまな意見がありました。

次の介護保険利用者の所得階層状況について、どうなっているかお尋ねします。

○介護福祉課長（豊島英司君）

利用状況では、ちょっと把握できない部分がありまして、介護保険認定を受けている方の階層別をお答えいたします。

第1段階の方が418名、2段階の方が57人、3段階の方が33人、4段階の方が21人、5段階の方が9人、6段階が16人、7段階が11人、8段階の方が3人、9段階の方が0人で、計568人の方が介護の認定を受けております。

○8番（幸 千恵子君）

濟いませぬね、この段階1が一番多くて418ですけども、一番高い9がゼロですけども、9に行くほど低所得ということではないんですか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えします。

逆です。1段階が低所得者ということです。

○8番（幸 千恵子君）

1段階の人が418、これはこの中には生活保護の世帯も含まれますか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

中には、かかっておりまして、生活保護費の中から保険料をいただいている方もいらっしゃいます。

○8番（幸 千恵子君）

余り時間がなさそうなので早く行きますけれども。3番目ですね。介護保険利用適用者が、介護保険を利用したいと、必要だと思っている方が全員利用できるような制度になっているでしょうか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

介護保険の適用者は、要支援要介護認定者及び総合支援対策事業の対象者がそれぞれおります。介護支援専門員が担当しておりまして、本人や家族の意向や心身状態を踏まえ、介護サービス計画書を作成してサービスの利用を行っておりますので、そういう皆さんが利用が可能だという制度になっていると私は思います。

ですけど、要介護認定を受けても利用に至らない方もいるということで、その理由といたしましては、サービスを利用しなくても現在自宅で生活ができるということ、あとは入院中に介護の申請をいたしましたけど、リハビリ等で状態がよくなりまして利用の必要性がなくなった方、あとは本人の利用拒否ですね。デイサービスに行きたがらないとか、ヘルパーが入るのを嫌がるとか、そういう理由で利用してない方はいらっしゃるんですけど、制度としては使える制度だと思います。

○8番（幸 千恵子君）

この介護保険については、開始当初からいろいろありました。保険料は強制的に徴収されていくんですけども、いざ介護が必要になったときには、さらに利用料が必要だということでは、所得が低くて経済的に困難な人ほど利用が難しい。利用していたとしても、必要な回数、量、利用できていないという状況が多いと思います。この1段階の418の中でも、本当に必要な量が利用できているかといえば、そうではない状況が、実態があると思います。ということで、保険あって介護なしという状況が、ずっと問題になっておりました。もちろんアンケートの中にもそういう声がいっぱい載っていました。

介護保険料については、平成27年度から今の標準額が5,600円になっていますが、それまでは4,800円でした。結局800円上がったことになりませんが、このとき私は、この値上げに反対した覚えがあるんですけども、この標準額5,600円というのは、県内でも高いほうの部類に入るというふうに聞いておりますが、この高い介護保険料を引き下げることがを要望する町民の声が圧倒的に多いです。このことについて、引き下げることがを私も要望いたしますが、いかがでしょうか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

おっしゃるように、4期～6期までは、施設の増加に伴って、介護保険料が引き上げられてきております。第6期の保険料でありますけど、お隣伊仙町が6,200円、天城町が6,000円、県内の平均が5,719円ということで、徳之島町の5,600円は、県の平均よりも下回っていると思います。全国の平均が5,514円となっておりますので、そんなに大差はないものだと、全国に比べても平均な保険料だということなんです。

第7期の介護計画にいたしましても、据え置きで5,600円ということにしております。ほかの両町の額をお聞きしますと、伊仙町が6,200円で据え置き、天城町が6,500円ということで500円のアップをするということをお聞きしております。

○議長（福岡兵八郎君）

幸議員、ちょっとごめんなさい。とがめているわけじゃありませんから誤解しないようにね。この町民アンケートで6割とありますけども、例えば町民5,000世帯に出したけれども、返ってきたのが先ほどの110件だと、110件のうちの6割ちゆうことは、66件の回答ということでは

いんですか。確認。例えば、町民アンケートの6割と書いてありますでしょう。4,800件出しました。返ってきたのは110件だと。その110件のうちの6割がこういう意味だということではないんですか。

○8番（幸 千恵子君）

このアンケートの中身について、私は今いちいち答える予定にはしていませんでしたので、数値的なものは今ちょっと控えますけれども、共産党の地区委員会、県委員会の人たちが来て、アンケートを分析した結果、こういう結果が出たということで私も聞いております。見てもおりますけれども。6割の方が、答えてくださった方の6割が高いと。でも、その中には、国保も入って、社会保険の人も入ってますので、6割がそのまま国保ではないんですね。国保についてもそうですけども。だから、今そこで議長に、こう質問されても難しいんですけど。アンケートの中の6割がこういう結果だったということで、私はこれを材料、町民の声として材料で持ってきましたので、それについて何かこう、特別ここで席設けなきゃいけないんですか。

○議長（福岡兵八郎君）

今、反問権が出れば、その質問が出たかわかりませんが、先ほど岡元課長が反問権で聞きましたね。6割といえば、例えば4,800件のうちの6割という勘違いしてしまいますから、これ町民の皆さんが見たらね。けども、先ほどの質問で、全戸に出したけども、返ってきたのは110件だと。その6割ということ为先ほど説明しましたので、同じような数字の価値でいいですかということは今確認しているだけなんですよ。

○8番（幸 千恵子君）

認識の違いがありますので、今ここでその議論いたしませんけれども、110件だったから少ないという認識では私はありません。

○議長（福岡兵八郎君）

いや、少ないとは言っていない。（発言する者あり）幸議員、少ないとは言っていないのよ。ただ4,800件の6割なのか、先ほどの110件、回答は110件来たけども、その6件なのか、ただ数値を確認しただけなんです。

○8番（幸 千恵子君）

もちろん返ってきたものについてしか確認できませんので、返ってきたものについての6割です。

○議長（福岡兵八郎君）

返ってきたものは110件の認識でいいですね、先ほどの。

○8番（幸 千恵子君）

そうです。

○議長（福岡兵八郎君）

はい、わかりました。どうぞ。

○8番（幸 千恵子君）

ちょっと状況がわからなくなりましたが、全国的な介護保険料の平均が5,514円とおっしゃいました。全国的に見れば、所得も全然違いますし、奄美の場合、特に伊仙町なんかも所得低いところですが、一般的に、この額と比べて、ここが低いわけでもない、高いわけでもないんですけれども、これを全部引き合いに出して、これが高くないから引き下げることとはできないというふうに言いたいんだと思うんですけれども、実態としては、町民は高いと感じておりますので、このことを引き下げることが可能ではあると私は思っています。

先ほども言いましたけれども、町の基金は20億を超えています。なぜこの20億も貯金する必要があるのか、今現在、困っているところに適用する必要があると私は思っていますので、このことを取り上げました。

もう答弁わかっておりますので、これで終わってよろしいんですけれども。

○議長（福岡兵八郎君）

じゃあ、終わってください。終わってよろしいなら終わってください。

○8番（幸 千恵子君）

終わります。

○議長（福岡兵八郎君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、3月5日午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会 午後 5時25分

平成30年第 1 回徳之島町議会定例会

第 2 日

平成30年 3 月 5 日

平成30年第1回徳之島町議会定例会会議録

平成30年3月5日（月曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第2号）

○開 議

○日程第 1 一般質問

松田 太志 議員

○日程第 2 議案第 1号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について ……………（町長提出）

○日程第 3 議案第 2号 徳之島町教育委員会教育長の給与及び勤務時間の特例に関する条例の制定について ……………（町長提出）

○日程第 4 議案第 3号 徳之島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について …（町長提出）

○日程第 5 議案第 4号 徳之島町機能性植物加工センター設置条例の制定について ……………（町長提出）

○日程第 6 議案第 5号 徳之島町受精卵センター設置条例の制定について ……………（町長提出）

○日程第 7 議案第 6号 徳之島町林道管理条例の制定について ……………（町長提出）

○日程第 8 議案第 7号 徳之島町課設置条例の一部を改正する条例について ……………（町長提出）

○日程第 9 議案第 8号 徳之島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について ……………（町長提出）

○日程第10 議案第 9号 徳之島町町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について ……………（町長提出）

○日程第11 議案第10号 徳之島町手数料条例の一部を改正する条例について ……………（町長提出）

○日程第12 議案第11号 徳之島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について ……………（町長提出）

○日程第13 議案第12号 徳之島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について ……………（町長提出）

○日程第14 議案第13号 徳之島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について ……………（町長提出）

○日程第15 議案第14号 徳之島町介護保険条例の一部を改正する条例について ……………（町長提出）

- 日程第16 議案第15号 徳之島町都市公園条例の一部を改正する条例について …………… (町長提出)
- 日程第17 議案第16号 徳之島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について …………… (町長提出)
- 日程第18 議案第17号 工事請負変更契約について (総合運動公園屋内運動場建築工事1工区) …………… (町長提出)
- 日程第19 議案第18号 工事請負変更契約について (総合運動公園屋内運動場建築工事2工区) …………… (町長提出)
- 日程第20 議案第19号 工事請負変更契約について (総合運動公園屋内運動場建築工事3工区) …………… (町長提出)
- 日程第21 議案第20号 徳之島町町道の認定について …………… (町長提出)
- 日程第22 議案第21号 徳之島町町道の延長幅員の変更について …………… (町長提出)
- 日程第23 議案第22号 農業委員の選任について …………… (町長提出)
- 日程第24 議案第23号 農業委員の選任について …………… (町長提出)
- 日程第25 議案第24号 農業委員の選任について …………… (町長提出)
- 日程第26 議案第25号 農業委員の選任について …………… (町長提出)
- 日程第27 議案第26号 農業委員の選任について …………… (町長提出)
- 日程第28 議案第27号 農業委員の選任について …………… (町長提出)
- 日程第29 議案第28号 農業委員の選任について …………… (町長提出)
- 日程第30 議案第29号 農業委員の選任について …………… (町長提出)
- 日程第31 議案第30号 農業委員の選任について …………… (町長提出)
- 日程第32 議案第31号 農業委員の選任について …………… (町長提出)
- 日程第33 議案第32号 農業委員の選任について …………… (町長提出)
- 日程第34 議案第33号 農業委員の選任について …………… (町長提出)
- 日程第35 議案第34号 農業委員の選任について …………… (町長提出)
- 日程第36 議案第35号 農業委員の選任について …………… (町長提出)
- 日程第37 議案第36号 平成29年度一般会計補正予算 (第5号) について …………… (町長提出)
- 日程第38 議案第37号 平成29年度簡易水道事業特別会計補正予算 (第3号) について …………… (町長提出)
- 日程第39 議案第38号 平成29年度国民健康保険事業特別会計補正予算 (第4号) について …………… (町長提出)

- 日程第40 議案第39号 平成29年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について ……………（町長提出）
- 日程第41 議案第40号 平成29年度公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について ……………（町長提出）
- 日程第42 議案第41号 平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について ……………（町長提出）
- 日程第43 議案第42号 平成29年度水道事業会計補正予算（第4号）について ……………（町長提出）
- 日程第44 議案第43号 平成30年度一般会計歳入歳出予算について …（町長提出）
- 日程第45 議案第44号 平成30年度簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について ……………（町長提出）
- 日程第46 議案第45号 平成30年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について ……………（町長提出）
- 日程第47 議案第46号 平成30年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について ……………（町長提出）
- 日程第48 議案第47号 平成30年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算について ……………（町長提出）
- 日程第49 議案第48号 平成30年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について ……………（町長提出）
- 日程第50 議案第49号 平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について ……………（町長提出）
- 日程第51 議案第50号 平成30年度水道事業会計歳入歳出予算について ……………（町長提出）

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	松田太志君	3番	富田良一君
4番	宮之原順子君	5番	勇元勝雄君
6番	徳田進君	7番	行沢弘栄君
8番	幸千恵子君	9番	池山富良君
10番	是枝孝太郎君	11番	保岡盛寿君
12番	木原良治君	14番	大沢章宏君
15番	住田克幸君	16番	福岡兵八郎君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局長 村上和代君 主幹 白坂明子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高岡秀規君	副町長	幸野善治君
教育長	秋武喜一郎君	総務課長	岡元秀希君
企画課長	向井久貴君	建設課長	亀澤貢君
花徳支所長	瀬川均君	農林水産課長	東弘明君
耕地課長	福旭君	地域営業課長	幸田智博君
農委事務局長	元山吉二君	学校教育課長	高城博也君
社会教育課長	深川千歳君	介護福祉課長	豊島英司君
健康増進課長	芝幸喜君	収納対策課長	秋丸典之君
税務課長	安田敦君	住民生活課長	政田正武君
選管事務局長	清山勝志君	会計管理者兼会計課長	福永善治君
水道課長	琉好実君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（福岡兵八郎君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（福岡兵八郎君）

日程第1、一般質問を行います。

松田太志議員の一般質問を許可します。

○1番（松田太志君）

おはようございます。3月定例会となりました。一般質問がもう少し多いかと思いましたが、私で最後になります。少しばかりお時間をいただきたいと思います。

1番松田太志が通告の2項目について質問をいたします。

町長並びに担当課長の答弁をお願い申し上げます。

1項目めにまいります。福祉についていきたいと思えます。

厚生労働省の保育指針についてお伺いをいたします。

厚生労働省、平成29年7月に厚生労働省子ども家庭局保育課によりますと、保育所の保育指針の改定がありました。この点について担当課長並びに町長はどのように理解をされているのか、伺いたいと思えます。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

保育指針の改定の大きな特徴としては、1つは、乳幼児保育と1歳以上3歳未満児の保育のねらい及び内容の記載の充実を図るということです。

もう一つは、保育所が初めて日本の幼児教育施設として位置づけられたことです。幼稚園、幼保連携型認定こども園とともに、日本の大切な幼児教育施設として明記され、保育所においても幼児教育を行う施設として育みたい資質、能力と幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を確認しながら、乳児期からの保育を行っていくことになりました。

幼児教育が小学校教育につながっていくことが明確になり、子供たちの育ちについても乳児からの発達や資質、能力を中心とする考えによって、幼児教育と小学校以上の学校教育で共通する力の育成に取り組んでまいります。

○1番（松田太志君）

この保育指針なんですけど、平成29年3月に改定をされまして、平成30年4月から適用がされます。平成20年以来、約10年振りの改定です。その際と約10年にわたって保育の現状が日々変

化しています。

以前は10年前の指針によりますと、10年間で保育の子供の環境がかわってきた、子育て環境がかわってきたということ、以前は未満児、ゼロ歳児、内容が余りにも大ざっぱであり、ゼロ歳児の保育の大切さというものが今回の指針には盛り込まれております。

そして、幼児教育の位置づけ、養護と教育、ゼロ歳からの教育が入るといようなことが明確にされております。

今の時代にあわせた保育園の安全項目、アレルギーに対して入れてあるですとか、安全教育をどうしていくか、そして保護者と家庭、地域が連携していくことが重要となっております。

この保育士支援なんですけど、保育園、幼稚園がありましたけど、一番大事なことは認定こども園ですね、12月の議会でも取り上げましたが、日々保育の現状もかわっていつている中で、認定こども園が含まれていたというふうなことです。

そして、育みたい資質、能力の3つの柱というふうなものがございます。担当課長、この点についてどのように理解されていますか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

3つの柱ということで、小さいうちからということで、知識や及び技能の基礎を見ていくということで、遊びや生活の中で豊かな体験を通じて、何を感じたり何に気づいたり何がわかったり何ができるようになるのかを見極めるということが出てきているようです。

思考力、判断力、表現力の基礎ということでは、遊びや生活の中で気づいたこと、できるようになったことなどを考えたり、試したり、工夫したり、表現したりするかというところを見ていくということです。

学びに向かう力、人間性等ということでは、心情、意欲、態度が育つ中で、いかによりよい生活を営むかということも今後は教育していかないといけないということだと思います。

○1番（松田太志君）

この新しくなった保育指針、これについて町長はどのように理解をされていますか。

○町長（高岡秀規君）

時代背景の中で、今、全国的に見て、ゼロ歳児～2歳児未満の待機児童ないし預ける家庭が激増したということから、ゼロ歳児等々の保育環境が大きく変わったと。一番大きく変わったのは、私は幼保と幼児教育が一体化になったということは非常に大きいことだろうというふうに思います。

そしてまた、今、豊島課長がお話をしたように、それプラスの幼保、学びの幼児教育の分野とそれを取り巻く環境を養護という分野が重要視されてきているなというふうに思っております。

今後の徳之島町のものの考え方として、以前ちょっと答弁でお答えしたのですが、ヘックマ

ン理論というのがございまして、それは幼児教育についての理論です。そしてまた、小学校～高校生までは学力の経済学という研究がございます。そこを、両方を加味して、今徳之島町は去年、おとしぐらいからプログラミング教育であったり、そしてまた、幼児教育、つまりは3歳児、5歳児にはしっかりと教育環境をつくっていきたいと。それには今後、松田議員がおっしゃるように、認定保育所ですが、そういったものも将来は考えていく時代が来るだろうというふうに考えております。

○1番（松田太志君）

町長、ありがとうございます。

時代の流れを見ながら、そして町の財政等もあるとは思いますが、今後、検討していく課題だと思います。

これを踏まえて、次の質問にまいりたいと思います。

次の質問になりますが、何度も取り上げさせていただいております。平成30年度の待機児童についてお伺いをいたします。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

亀津保育園分園建設に伴いまして、保育定数の10名増が見込めるので、29年度に比べると待機児童の解消が打たれるかとは思いますが、先ほどもありましたゼロ歳児からの保育の希望が多くて、保育士の確保が困難な状況の中で、ゼロ歳児の待機が懸念されるところです。

あとは、家庭内保育事業ということで、町が認可すればできるというようなそういう事業もありますので、今後は子ども・子育て会議の中での検討を行いながら、補助事業を活用して、家庭内保育の検討を行いまして、待機児童の解消に取り組んでいきたいと思っております。

先ほどからありますように、認定こども園とかあるんですけど、保育所も老朽化が進んでおりますし、交通量も多くなってきています。津波等のことも踏まえまして、北部地区での保育所、認定こども園の建設も必要になってくるものかと思っております。

○1番（松田太志君）

課長、この平成30年度の待機児童の人数については確定していないというふうな捉えでよろしいでしょうか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

現在、調整中のところがありまして、まだ待機児童の人数は確定していないような状況です。

○1番（松田太志君）

共働き世帯がふえまして、早く職場に復帰したいというふうな家族さんがふえる中で、ゼロ歳児の預け入れというふうなのは今後増加してくるの見込まれます。

そして、先ほどありましたゼロ歳児の保育に対するものについて、重要になってくるという

ふうなことを上げさせていただきました。町長の施政方針にも待機児童の解消が上げられていました。保育士の確保も課題だと考えられますが、今働いている保育士の方々も年を重ねられます。新しく保育士の確保が困難な状況も現場のほうではある様子です。

次の質問にいきますが、みなし保育士の件についてになります。この今、みなし保育士ですね、前回の一般質問でも取り上げています。実務経験2年あればこういった方々、無資格の方々、みなし保育士を取得して現場で働いている方々が保育士を取得することが可能なんです。そういった方々に勉強会なりを開催して、資格をとるとなると旅費もかかりますから、そういった助成をするであるとか、そういった方向性というふうなものは考えられないでしょうか。担当課長からお願いします。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

先ほどからも、議員のほうからもありました子育て支援みなし保育士の研修を昨年度は町単独で行っておりまして、30名の方が受講いたしまして、支援員として認定を受けております。その中で、12人が無資格で保育所に勤めていたということで、この方がみなし保育士として保育園にさらに勤めることになりまして、そのうちまた2名の方が新たに就職しておりまして、30年度からこの中から1人勤務される予定になっております。

あと29年度も県の事業を活用いたしまして20名の方が研修を行いました。ことしも無資格の方がいらっしゃいましたので、この方たちのみなし保育士としての勤務が可能かと思えます。

このみなし保育士の、議員がおっしゃったように、スキルアップということで研修を重ねまして、保育士資格取得に向けた取り組みを今後は検討していかなければいけないと思えますので、各認可保育所の方々と協力して、保育士資格取得に向けての検討をやっていきたいと思っております。

○1番（松田太志君）

課長、前向きな答弁ありがとうございます。

なかなか保育士の資格取得といいましても、1人で勉強をしても前に進まないものです。ぜひ行政と民間の保育園のほうと連携を図って勉強会なりを開催していただきたいと思えます。

これについて、町長、ぜひ行政と民間が一体となって保育士の確保、またはスキルアップについて取り組んでいただきたいと思えますが、町長のお考えはどのようにお考えをお持ちですか。

○町長（高岡秀規君）

なぜ保育の指針がかわったかと言いますと、政府も幼児教育の重要性を再認識したということだろうというふうに思います。当初はみなし保育士で、待機児童の解消についてのみなし保育という考えが町でも実はありました。しかしながら、今回の保育の指針の変更に伴って、さ

らなるスキルアップが重要視になってくるなど今感じているところでありまして、みなし保育士がしっかりと研修を重ね、資格をとれるというふうになれば、しっかりと今の保育環境では保育士の取り合いということがあって、非常に民間も苦勞されているということです。スキルアップを図りながら、保育士の確保についてはしっかりと町としても対策を打っていきたいというふうに思います。

○1番（松田太志君）

町長、ぜひ前向きに、この問題は徳之島町だけではなく、日本全国で待機児童の問題は起きていますので、ゼロ歳児からの保育の大切さ、保育指針にもありましたので、よろしく願いいたします。

次の質問に行きたいと思います。

2025年、介護の波がやってまいります。第7期の介護保険計画が徳之島町のほうでございます。8期がその次にありますが、第7期の介護保険計画について伺いたいと思います。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

第7期の介護保険計画の基本理念といたしましては、「誰もがいきいきと元気に、地域でつながりあい、助け合える笑顔と共生のまち」を掲げております。その中で、基本目標といたしましては、健康長寿で地域に貢献できる元気高齢者の町、あと誰もが居場所があり、ともに支え合う町を目指します。

住み慣れた場所で笑顔で暮らせる共生の町づくりに務めます。自らの選択のもとに最期まで自分らしく暮らせる町づくり、介護サービス基盤が充実した自立支援を図る町の5項目を基本目標に計画を進めてまいります。

○1番（松田太志君）

徳之島町の高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画素案ですが、この資料によりますと、2025年、平成37年の人口推計が、総人口が1万532名、これに対しまして、高齢者人口が3,460名、高齢化率が32.8%となってくることが予想されています。そして、その5年後、平成37年度には総人口が9,898人、高齢者人口が3,574名、高齢化率が36.1%となることが予想されています。

これを踏まえて、介護予防地域サロン等をされていますが、この地域サロンの今の参加率またはどういった内容のことをされているのであるとか、どういったことが課題として上げられているというものが、担当課長のほうでわかりますか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

各集落で地域サロンが行われておりますが、そのうち、10地区は集落で取り組んでおりまして、金見とか東区、結構参加率が多いような状況です。

各集落で取り組んでおられるところはそれぞれ高齢者の皆さんが支え合ひまして、送り迎え、送迎を行ったりとか、そういうことで参加率が多いような状況です。

あと、それぞれの公民館、社協に委託して、社会福祉協議会に委託してやっているところもございますが、なかなか公民館への通いが大変だとか、そういうところで参加率が少ないような状況が続いております。

あとは、そうですね、男性の方の参加率が極端に少ないというような形ではありますが、極力高齢者クラブ等にも呼びかけて、サロンへの参加を促しているような状況です。

そしてまた、亀津の中央通りにいっちも一れというところ、旧永浜商会のところでやっておりますが、そこには男性の方も結構来ておられまして、囲碁将棋等をやられておられまして、集いの場になっているような状況です。

○1番（松田太志君）

先ほど、課長からもありました、誰もが居場所があり共に支え合う町というふうなことがございました。なかなか参加率が少ない中でどのようにして参加を促していけばいいかというようなことも課題だと思います。

男性の方がなかなか参加率が少ない中で、亀津のほうでは囲碁を指したりであるとか、その男性の方が好むものもあるわけですね。女性の方もいろんな体操をされたり、生きがいくくりもあるんですが、参加率を上げていくためにいろんなことを仕かけていかなければいけないと思うんです。

担当課長はそこら辺をどのように考えていますか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

先ほどもありましたが、サロンの状況とか男性の参加率の多いところの代表、それぞれの代表者の方をまたそういうところに案内をして、こういう取り組みをやっているとかっていうところを見せていながらやっていきたいと思いますが、先ほどもありましたように、男性が趣味としてできるような、そういうプログラムとかそういうのも今後は検討が必要かと思います。

○1番（松田太志君）

町長、地域によって参加率のばらつきがあるわけですね。担当課長もありました、地域によっては送迎があったり皆さんで声をかけあってというふうなことがあるようです。町長としては、なかなか参加率が少ない中でどのようにすれば参加率がもう少しふえていくというふうなことを考えていらっしゃるのか、町長から一言お願いできますか。

○町長（高岡秀規君）

今、豊島課長が答弁したように、参加しやすいメニューづくりというものが必要だろうというふうに思います。なぜ参加しないかという原因をしっかりと把握した上で、通う不便さが原因なのか、それともメニューに原因があるのか、より参加しやすい環境づくりは、現場をしっ

かりと把握して、問題点も洗い出すことが必要であろうと。もし問題点があれば、解決する方向へと向かえば、何とか参加率はふえてくるものだというふうに考えております。

○1番（松田太志君）

その人それぞれの参加しづらいこともあるわけですね。人と人とがなかなか合わなかったりであるとか、そこに行く目的がないというふうなことが一番残念なことになりますので、ぜひそこである、開催されるものをいろいろ検討していただいて、一人でも多くの方が参加していただけるように、検討のほう、お願いしたいと思います。

続きまして、最後の質問に行きたいと思います。

国を愛する、故郷を愛する愛郷心教育について伺いたいと思います。

この愛郷心教育、我が徳之島町においてはどのように取り組まれているのか、お伺いをいたします。

○社会教育課長（深川千歳君）

お答えします。

愛郷心というか、将来の居住地ということで、成人式においてアンケートをとっております。過去約10年間のデータから52%が徳之島に住みたい、11%が徳之島以外に住みたい、37%が何とも言えないという結果から、成人式出席者の半数以上が徳之島町に住みたいという愛郷心を持っているものと思われまます。

以上です。

○1番（松田太志君）

今、社会教育課長から答弁をいただきました。社会教育の場から答弁をいただいたんですが、学校教育の場からどのような愛郷心の教育がされていますか。

○学校教育課長（高城博也君）

お答えいたします。

現在、小中学校においては、各学校の教育課程に適して総合的な学習の時間や道徳の時間を利用し、郷土教育という形で愛郷心を養っております。

その中で、児童生徒の成長等を考慮し、指導のねらいに即した問題解決な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど指導法を工夫しています。

まず、小学校の1年生においては、地域の自然とふれあいや行事への参加から地域の人々など、例えば餅つき、凧揚げなど、昔からいろいろな遊びや慣習を体験させることで郷土に関心を持たせ、3年生からは、社会科において徳之島3町教育委員会で発行した「わたしたちの徳之島」で郷土の暮らしのよさを学習することから初めております。

また、さらに郷土を愛する心を養うため、学校の運動会では伝統芸能である浜踊りなどの披露、各学校の学習フェアや町主体の島口・島唄の祭典での島唄や島口劇発表、またさらに、島

口川柳への応募などを積極的に取り組むよう心掛けております。

こういった郷土を愛する心を養う郷土教育によって、国を愛する心が培われていくものだと考えております。

以上です。

○1番（松田太志君）

社会教育と学校教育の担当課長から答弁いただきまして、これを踏まえて、教育長、教育長はこの愛郷心の教育についてどのようなお考えをお持ちですか。

○教育長（秋武喜一郎君）

国を愛する心、それから郷土を愛する心、学校教育の中では、教育基本法、学校教育法、そして学習指導要領に定められている内容について、具体的に各教科、あるいは道徳、特別活動、それから学校行事、あるいはその他の機会を通して国を愛しなさいとか郷土を愛しなさいとか、そういうふうな直接的なことではなくて、郷土愛、内容、資料に基づきながら、子供たちが自然に自分たちの生まれた故郷、あるいはもう少し広げると、県も自分たちの郷土ということになりますし、日本全体もそういうふうになります。

そういうふうなことで、どこかの国とは違って、排他的ではない、国際理解と国際協調をもとにした国を愛する心、郷土を愛する心。郷土であれば、例えば、狭くなれば自分たちの村であり町であり、そして地区であり県であり、それから鹿児島県をもとにすると、隣の熊本県、あるいは宮崎県、あるいは北海道、そういうところと排他的にするのではなくて、何かあったときには協調しながら、理解しながらというようなことで、どこの国、あるいはどこの市町村、県についても同じような考え方ができる子供たち、将来の日本の国を背負っていく資質を育てると、そういうふうなことから、国際理解教育、あるいは郷土教育を行っております。

以上です。

○1番（松田太志君）

ただいま教育長から答弁がありまして、町長はこの愛郷心教育についてどのようなお考えをお持ちですか。

○町長（高岡秀規君）

今、学校教育課長、教育長が具体的な話をされましたが、愛郷心につきましては、私は重要であろうというふうに考えておりまして、当然、観光客や経済活動を見ても、実は人がそこにいて、その人を愛する、その人に会いたいとか、そういったことも実は地域の活性化については重要な位置づけだろうというふうに思います。その心は何から生まれるかということが、愛郷心であったり家族愛であったり、やはりお互い助け合う、今福祉の政策でも進められておりますが、学校教育の現場でも、今協調性でありますとか、心の持ち方というものをしっかりと地域で根づくことこそが、愛郷心につながり結果的に地域の観光、地域の経済を活性化させ

ると、私は考えておりますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○1番（松田太志君）

時間はかかると思いますが、今現在も進んでいるとは思いますが、ぜひ社会教育、学校教育のいろんな面での愛郷心、教育を進めていただきたいと思います。

副町長、徳之島町の歴史を大変勉強されている副町長は、この愛郷心教育についてどのようなお考えをお持ちですか。

○副町長（幸野善治君）

つい先日まで韓国の平昌のほうでオリンピックのほうが盛り上がりおりました。テレビ観戦をしていても、自国の選手には自然の成り行きで応援したくなるのが常識であります。特に4年ごとに行われるオリンピックとか、ときには日の丸の国旗が表彰式で掲げられるたびに感動を覚えます。胸にじんときくるものがあります。これは、私は本当の愛国心の中核になるものだと思っております。

国民体育大会や県民体育大会でも、また夏の甲子園、春の甲子園大会でも表彰式などが行われてするときには、自分のふるさとに近い選手や団体に応援をしたくなります。これが愛郷心につながるのではないかと思っております。

そして、学校や各種団体の学校等の卒業式などには、特にまた入学式に参列すると、国家の君が代や国旗掲揚のときは、私は感動いたします。

それは、お世話になった恩師や学校、そして親や先祖の思いが走馬灯のようによみがえり、その瞬間は愛校心や、学校を愛する愛校心や師弟愛が育まれる瞬間ではないかと思っています。

ちょうど私が社会教育課に在籍していたころ、これは15年ぐらい前ですが、校長退職会で行くOB会に働きかけまして、国旗の掲揚運動をやりたいということで提案しました。そのときはちょうど徳之島町の生涯学習推進大会もありまして、そのときのシンポジウムでは、ほかの代表から発表がありまして、一時盛り上がりましたが、つい最近では国旗を掲げる家もほとんどなくなっております。もうほとんど昔と、数十年前と比べたら、正月とか祝日には国旗がほとんどないような状況です。

しかし、母間だけは、ほかの集落よりはるような感じが見受けられます。これからも国旗の掲揚運動とか国を大事にする心、ふるさとを愛する心というのは、こういった国旗掲揚運動の中でも生まれてくると思いますので、もしこれがうまくいくのであれば、愛郷心、愛国心にもつながるものだと思います。教育にも、私はいい教育を与えたいと思っております。

以上です。

○1番（松田太志君）

副町長、ありがとうございます。

副町長から先ほどありました平昌オリンピックですね、私も感動いたしました。小平奈緒選

手が金メダルをとりまして韓国の選手が銀メダルだったですね。その場所に、そのときに感動したのではなくて、その後に、小平選手とその韓国の選手がいろんなつながりがあったつきあいがあったと、そしてお互いの健闘をし合ったと。

国によってはいろんな問題等ありますが、お互い、自国の国旗をまとして優勝した後にお互いをたたえ合ったんですね、検討し合ったんですね。私は、この愛国心が、愛郷心があればいいんじゃないがみ合いはないんじゃないかというふうに、そのときに感じました。

こういった、私も以前一般質問の中で、町歌の問題も取り上げさせてまいりましたが、先日の成人式ですね、なかなかまだ成人式の中で町歌を歌える成人者がいないと。あと二、三年かかると思うんですが、これを踏まえて、社会教育課長は今後どのように進めていかないといけないというふうに考えていますか。

○社会教育課長（深川千歳君）

お答えします。

今、社会教育課としては、国を愛する心の育成や郷土を愛する心の育成について直接教育するということはありませんが、主催行事や実施する中で、国や郷土を愛することについて間接的に啓発しているものと思われまます。

町民体育祭や文化祭、各種記念式典等で国旗掲揚や、国歌、町歌斉唱などを式次第の中に取り入れることにより、国、町を愛する心の育成につながっているものと思います。

また、郷土を愛する心の育成については、公民館講座における学校での三味線、島唄教室、各種の郷土芸能大会や島口・島唄の祭典、史跡めぐり等の行事を実施する中で、徳之島町のよさや価値を意識し、将来は島に住みたいという子供を育てていくものと思います。

以上です。

○1番（松田太志君）

課長が答弁いただきました。この国を愛する、故郷を愛する愛郷心、時代は流れても国を愛する、故郷を愛するという気持ちはかわらないわけです。こういった教育をぜひ社会教育、学校教育の中で進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わりたいと思います。

△ 日程第2 議案第1号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第2、議案第1号、特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第1号の提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について、議会の議決を求める件であります。

内容は、町長及び副町長の給料月額を平成30年4月1日～平成31年3月31日までの間、10%減額支給するものであります。

何とぞご審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第1号、特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてを採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議案第2号 徳之島町教育委員会教育長の給与及び勤務時間の特例に関する条例の制定について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第3、議案第2号、徳之島町教育委員会教育長の給与及び勤務時間の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第2号の提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町教育委員会教育長の給与及び勤務時間の特例に関する条例の制定について、議会の議決を求める件であります。

内容は、教育長の給料月額を平成30年4月1日～平成31年3月31日までの間、10%減額支給するものであります。

何とぞご審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第2号、徳之島町教育委員会教育長の給与及び勤務時間の特例に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第3号 徳之島町指定居宅介護支援等の事業の 人員及び運営に関する基準等を定める 条例の制定について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第4、議案第3号、徳之島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第3号の提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

の制定について、議会の議決を求める件であります。

内容は、県から市町村へ指定権限の移譲に伴い、平成30年3月31日に県の条例が廃止になることから、平成30年4月1日施行の徳之島町条例として新設するのでもあります。

何とぞご審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

○8番（幸 千恵子君）

県からの権限移譲に伴うということですのでけれども、県の条例、どういう内容であったのか。町に移譲されることによってどういうふうな、何かかわるのがあるのか。その内容の変化等についてお尋ねしたいと思います。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

県からの権限移譲ということで、内容等の変更等はございません。

○8番（幸 千恵子君）

変更ないということで、県の条例がそのまま文書としてここにあるものだと思います。理解したいと思います。

第6条にあります町長が別に定めるといふこの必要な事項については、ここに提示がありませんので、どういうふうになっているのかお尋ねしたいと思います。

○介護福祉課長（豊島英司君）

このほかにということでもありますので、今、特別に町長が別に定めるものとかはございません。

○8番（幸 千恵子君）

県が行ってきた事業所の更新や指導、助言等を市町村で行うようになるわけですがけれども、この指導、助言等、事業所の更新に関する業務について、特に問題なくスムーズにできるような研修と学習とされているのか。何かあったときにこれきちんと対応できるようになっているのかどうかお尋ねいたします。

○介護福祉課長（豊島英司君）

今後、研修を積みながら、指導できるような体制に取り組んでいきたいと思っております。

現在もそれぞれグループホーム等の指導等も行っておりますので、それを参考にいたしまして、今後やっていきたいと思っております。

○5番（勇元勝雄君）

徳之島町指定居宅介護施設とか、そういうのはどのようなものを指しているのでしょうか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

居宅介護施設ということで、徳之島町社会福祉協議会の居宅介護施設、あとは居宅介護事業所の南風園、あとは医療法人の徳洲会の介護センター等が居宅介護施設となっております。

○議長（福岡兵八郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第3号、徳之島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第4号 徳之島町機能性植物加工センター設置 条例の制定について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第5、議案第4号、徳之島町機能性植物加工センター設置条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第4号の提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町機能性植物加工センター設置条例の制定について、議会の議決を求める件であります。

内容は、在来作物であるアマミシマアザミ等を1次加工し、高付加価値化を図るため、母間地区に徳之島町機能性植物加工センターを設置し必要な条例を定めるものであります。

何とぞご審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

○8番（幸 千恵子君）

シマアザミの商品化について、今いろいろ活動されているようですけれども、これは今、シマアザミの商品化はどういうふうな状況に進んでいるのか、順序をお尋ねしたいと思います。

○農林水産課長（東 弘明君）

お答えいたします。

シマアザミの商品化につきましては、現在、商品化として完成しているものにつきましては、粉末とそれからサプリメント、流体のほうですね、この2つが商品としての完成をして今、販売をしている状況でございます。

○8番（幸 千恵子君）

シマアザミの栽培とそれから商品化といろいろ地域のほうで携わっている人いらっしゃると思いますけれども、どういうふうな形でこれは栽培されているのか。例えば、農家さんとかに委託しているのであれば、どれくらいの方がこれに対応しているのか。そして、その商品化されているものの売れ行き等、どういう状況になっているのか、お尋ねしたいと思います。

○農林水産課長（東 弘明君）

お答えいたします。

シマアザミにつきまして、生産における協議会ができております。徳之島のシマアザミ生産組合という形で、その協議会において、当初は20名でしたけれども、今回、会員の方がふえまして、今26名の方が会員となっております。

その生産組合のほうに、管理主体となるヘルシーアイランズさんのほうと生産組合とが栽培の契約をして、アイランズさんが購入をして、そのアザミを1次加工ですね、乾燥にして販売をするということで、今そういう流れになっているところでございます。

○8番（幸 千恵子君）

よく126名なのか26名なのかちょっと聞き漏らしたので確認したいのと、その1次加工ですか、乾燥はもしかしたらみのり館等でできているのかどうか、確認したいと思います。

○農林水産課長（東 弘明君）

生産組合の会員につきましては、26名ですね。

その商品についての乾燥につきましては、アイランズさんのほうで独自に乾燥をして、関西のほうに原料を送り、関西のほうで商品化されたのをアイランズさんのほうで販売をしているという状況です。

これからの取り組みとしては、今、母間の加工センター、この条例にあるように、母間の加工センターが今月末で完成しますけど、そこでシマアザミを1次加工、乾燥だけですね、乾燥

にしたのを取引先との契約によって徳之島アイランズさんのほうが出荷すると、そういう形になっております。

以上です。

○5番（勇元勝雄君）

条例の6条、この条例の施行については、必要な事項は規則に定めるとなっていますが、この規則のほうはできているのでしょうか。もしありましたら、これは要望で聞いてもらいたいですけど、この規則はこの条例を出すときは、規則のほうも出してもらいたいと思います。

○農林水産課長（東 弘明君）

条例と並行して今、規則のほうも制定をしているところでございます。できております。

○5番（勇元勝雄君）

新年度で130何万円ですかね、委託料、借賃料が入っていますよね。その金額はどういう根拠で出した数字でしょうか。

○農林水産課長（東 弘明君）

お答えいたします。

貸付額の30年度当初予算に歳入等で134万円計上しておりますけれども、この根拠といたしましては、国の地方創生の事業を活用してこの施設を整備したわけですけれども、2分の1は町が補助金を持つわけですけれども、その起債の償還額を根拠として、年額の貸付料を制定しております。

償還額が約20年で2,600万円余りですかね、それを20年間で償還するという形になっておりますので、その20年で割った数字が1年の134万円の貸付料ということになっております。

○5番（勇元勝雄君）

もし来年度予算でその予算が通って、契約をする場合は、20年度という年度で契約をするのか、それとも単年度、単年度で契約をするのか。もし途中で事業がうまくいかなくなって、もう使わないという状態になった場合、町がそれを活用するのに非常に難儀すると思うんですよ。

もし契約をする場合は、20年度償還期限で私は契約をしてもらいたいと思います。これは要望ですけど。

○議長（福岡兵八郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第4号、徳之島町機能性植物加工センター設置条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第6 議案第5号 徳之島町受精卵センター設置条例の制定について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第6、議案第5号、徳之島町受精卵センター設置条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第5号の提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町受精卵センター設置条例の制定について、議会に議決を求める件であります。

内容は、優良な血統から受精卵を採取し移植まで行い、自家保留牛の増頭及び、畜産農家の経営安定を図るために徳之島町受精卵センターを設置し必要な条例を定めるものでございます。

何とぞご審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

○5番（勇元勝雄君）

3条に受精卵センターの管理運営は法人その他の団体であって、町長が指定する者、指定管理者ということがありますが、それは町がお金を出して指定管理者を選定するのか、それとも町はお金を出さずに、その施設だけを指定管理者に管理させるか、どっちのほうでしょうか。

○農林水産課長（東 弘明君）

指定管理者のほうには運営料金のほうは町としての管理運営のほうは発生をいたしません。

指定管理者となった事業者のほうに無償で施設を貸しつけると、管理運営をしてもらうという

ようなことをございます。

○議長（福岡兵八郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第5号、徳之島町受精卵センター設置条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第7 議案第6号 徳之島町林道管理条例の制定について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第7、議案第6号、徳之島町林道管理条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第6号の提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町林道管理条例の制定について、議会の議決を求める件であります。

内容は、林道及びこれに隣接する林地の保全と、森林の健全な育成及び適正利用を図るため、必要な条例を制定するものでございます。

何とぞご審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

○6番（徳田 進君）

この条例を制定するときに、林道が走っている土地の地権者、地主さんとしっかり協議をした上で制定されているものかちょっと伺います。

○農林水産課長（東 弘明君）

お答えいたします。

その地権者の方もその林道の利用適正化連絡協議会という中のメンバー構成の中に入っております。その中でも林道管理条例のことについてはお話をしています。それから、また、担当者のほうで直接地権者のほうに足を運んで、その代表者になるんですけども、その方とこの条例については話をさせていただいたところでございます。

○6番（徳田 進君）

しっかり役員も踏まえた中で、再確認をもう一回してもらいたいなと思っておりますけれども、よろしくをお願いします。

○農林水産課長（東 弘明君）

この条例につきましては、条例が可決されたのち、適正化連絡会議の中でもまたこの条例等の説明をして、その中でまた今、言われました地権者の代表の方であったり、構成メンバーの方々には条例の趣旨等もししっかりと説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（福岡兵八郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第6号、徳之島町林道管理条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議案第7号 徳之島町課設置条例の一部を改正する
条例について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第8、議案第7号、徳之島町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第7号の提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町課設置条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、新たに健康増進課に子育て世代包括支援センターに関する事項を追加し、耕地課の農業集落排水事業に関する事項及び地籍調査に関する事項をそれぞれ建設課に移管する条例改正であります。

何とぞご審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

○5番（勇元勝雄君）

合併処理の予算が新年度は建設課のほうに回っていたと思いますけど、合併処理のほうは建設課のほうに行かないのですか。

○総務課長（岡元秀希君）

合併処理のほうも建設課のほうに行っています。

○議長（福岡兵八郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第7号、徳之島町課設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。11時10分から再開いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（福岡兵八郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第9 議案第8号 徳之島町報酬及び費用弁償条例の一部
を改正する条例について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第9、議案第8号、徳之島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第8号の提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、各委員会の日額報酬3,000円を2,000円に改め、徳之島町地域おこし協力隊の報酬月額を経験年数等を考慮して、16万円以内を18万円以内とし、鉄道賃のグリーンを自由席に改める改正であります。

何とぞご審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

○8番（幸 千恵子君）

16万円を18万円に改めるということで、一挙2万円の増額なんですけれども、この2万円の増額が必要だと判断をした経緯、内訳をお尋ねしたいと思います。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

現在、地域おこし協力隊の報償につきましては、16万円を基礎としているところでございます。16万円以内でございます。

しかしながら、年数たちますと、やはりその今までの稼働といいますか、地域協力隊の協力等を踏まえて、やはりこの報償ではちょっと少ないのではないかという検討をして、結果2万円の増額とあります。

なお、今地域おこし協力隊、企画課では2名これをしてございますけれども、1名につきま

して新年度で18万円という形にしたいと思います。

なお、実際の事業内容としては、井之川ラボの管理等は当然でございますけれども、地域等とのつながり、それから事業者とのつながり、また大学生等を招いてのつながり等々、非常に時間外等も含めて活動しているところでございますので、ぜひこの16万円を18万円は認めていただきたいと思います。

なお、国のほうといたしましては、大体最高20万円、つまり240万円ほどは人件費としても認めてもいいという通知は出ているところでございます。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

検討した結果ということでしたけれども、自主的活動の活発化というふうにありますので、そこら辺も考慮されたのかなと思います。対象になるのは2名中1名ということですが、その同じ待遇であるけれども、1人だけが対象なのか、ちょっともう一つ理由がよくわからないのですが、自主的活動と言われると、勤務外のこともちょっと検討されているのか、再度ちょっと説明をお願いします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

地域おこし協力隊の報酬は、もちろん勤務内のことでございますけれども、地域活動、地域おこし協力隊でございますので、やはり、勤務外のこともより重要になってくるというふうにご検討しているところでございます。

なお、2名で1名だけ18万円というふうにご計画しております。それは、やはり、今2名いらして、一人はもう2年、もう一人はまだ1年足らずということで、差別化という意味も含めて差をつけるということでございます。

以上です。

○議長（福岡兵八郎君）

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第8号、徳之島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを採決

します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第9号 徳之島町町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第10、議案第9号、徳之島町町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第9号の提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、徳之島町亀津白久団地の戸数を6戸から12戸へ変更する改正であります。

何とぞご審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

○8番（幸 千恵子君）

6戸から12戸ということですがけれども、この12戸で完了なのか、そして今の入居状況ですね、若者世帯も入居しているという状況もありますし、若者世帯、高齢者世帯、どういうふうな形で入居されているのかお尋ねします。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

白久団地に住宅におきましては、子育て世帯の3棟6戸が完成しており、今年度、29年度において2DK、2棟4戸、1DK、1棟2戸の3棟6戸が追加されました。

入居者につきましては、全部入居しております。

○8番（幸 千恵子君）

シルバーハウジングということで、ここを改正したんですけれども、若者が多いような感じ

なんですが、高齢者の世帯は入っていないんですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

申しわけございません。2DK、今度つくられた6戸は高齢者世帯になります。全体計画といたしましては、引き続き、現在、3棟終わっていますので、7号棟、8号棟、2DKが1棟2戸、1DKが1棟2戸、あと4棟で完成をいたします。

繰越予算で、本年度なんですけど、来年度に完成をいたします。

○8番（幸 千恵子君）

若者世帯が何世帯入っていて、高齢者世帯が何世帯入っているのか、わかりやすく説明してください。

そして、その世帯ごとの家賃はどういう状況なのかお尋ねします。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

全体の予定としまして、1号棟～8号棟までありまして、1棟当たり、1棟2戸が住んでおります。それで、全体で2、8、16戸になります。居住戸数が16戸になります。そのうちの6戸が子育て世帯になります。あとが高齢者世帯になるということです。それが来年度に完成をいたします。

住宅料に関しましては、公営住宅の家賃算定によって算定しておりますので、個々によってちょっと違うかと思いますが、現在のところ、最低家賃で入居しているものだと思います。

○議長（福岡兵八郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第9号、徳之島町町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第10号 徳之島町手数料条例の一部を改正する 条例について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第11、議案第10号、徳之島町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第10号の提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町手数料条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、地籍調査の集成図及び一筆図等の交付手数料並びに閲覧手数料を新たに追加する条例の改正であります。

何とぞご審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

○8番（幸 千恵子君）

これまでは、手数料をとっていなかったということですが、上の2つについては、突然1,000円ということで、高いなという印象を持つんですけども、その理由、これは利用する町民にとっては負担がふえるということになりますので、この1,000円にする理由をお尋ねしたいと思います。

○耕地課長（福 旭君）

お答えいたします。

これまで3町の地籍調査室におきましては、地籍調査の成果閲覧、成果品の提供については、手数料を徴収いたしておりませんでした。しかし、閲覧、提供に対しても事務経費等が発生することから、新年度より本徳之島町においては、成果閲覧、成果品の提供について手数料を定め、徴収するものとなりました。

この手数料なんですけど、集成図、一筆図等が1,000円、あとは図根点の成果簿が500円等となっていると思いますが、これは瀬戸内町、奄美市等の周辺の市町村を参考に決定しております。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

3町とも無料だったということですが、徳之島町だけ実施ということでもいいのか、そして、

実際にはこの1,000円が妥当な金額なのかどうか、周囲の市町村に比べてではなくて、この1,000円というのが妥当な金額なのかということで確認をしたいと思います。

そして、年間にしますと、これの利用状況は何件ぐらいあるのか、それは事業所なのか個人なのか、お尋ねします。

○耕地課長（福 旭君）

お答えします。

その値段が適正かどうかということなのですが、取りあえず周辺市町村が提供している金額をもとに決定しているのです、これは適切だと考えております。

また、このデータの提出なんですけど、これを使うというのは大体その土地の売買とかそういう関係が主ですので、どうしてもやっぱりそれは手数料として町としては徴収していくのが当然かなと考えております。

件数につきましては、平成26年度は地籍集成図につきましては87件、平成27年度が78件、平成28年度が119件、29年度、ただいまが117件となっております。

一筆図につきましては、平成26年度が34件、27年度が41件、28年度が51件、29年度はただいま75件となっております。

図根点成果後は、平成26年度が4件、27年度が1件、28年度が4件、29年度現在が3件となっております。

このうち、公用、役場で申請する分とあと公用外、売買に伴いまして申請がある分とに分かれております。

大体半々みたいな感じにはなりますが、そういう感じで、公用につきましては、公の事業になりますので、徴収はいたしません。公用以外の方からの提供依頼について手数料を徴収していくものと考えています。

以上です。

○議長（福岡兵八郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第10号、徳之島町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第12 議案第11号 徳之島町後期高齢者医療に関する条例
の一部を改正する条例について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第12、議案第11号、徳之島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第11号の提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、住所地特例の見直しについて、高齢者の確保に関する法律施行令の一部を改正することに伴い、所要の条例改正を行う必要があるためであります。

何とぞご審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

○8番（幸 千恵子君）

説明書の中に、国民健康保険の制度改正を75歳以降、引き継ぐものでございますとありますが、ちょっともう少しわかりやすく、具体的に説明をお願いできないでしょうか。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えいたします。

この内容といたしましては、法改正に伴う条例の一部改正でありまして、高齢者の確保に関する法律施行令の一部改正により、国民健康保険の被保険者だった方が後期高齢者の被保険者になったとしてもそのまま従前の住所地特例が生かされるということです。

国民健康保険だった方が75歳以上の後期高齢者になったとしても、そのまま国民健康保険の住所地特例が生かされます。

以前は、一たん国民健康保険からかわるときに、住所地特例が切れておりましたが、後期高

齢者になったとしてもそのまま生かされるということになります。

以上です。

○議長（福岡兵八郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第11号、徳之島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第13 議案第12号 徳之島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第13、議案第12号、徳之島町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第12号の提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、国民健康保険法施行令の改正に伴い、徳之島町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

何とぞご審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

○8番（幸 千恵子君）

7条の1万円を2万円に改めるとありますが、これの具体的な説明をお願いいたします。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えいたします。

これは、国民健康保険の葬祭費のことです。本町は29年度まで国民健康保険においては葬祭費は1万円だったんですが、30年度よりこの葬祭費を2万円の支給に改めるということです。

これは、制度改正に伴って県内市町村で検討した結果、各市町村それぞればらつきがありまして、葬祭費が1万円だったり2万円だったり3万円だったりという市町村がありました。これを一律県内統一で一律2万円とするものであります。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

今、支給に改めると聞こえたんですけど、住民が納めるわけではなくて、住民のほうに支給するというのでよろしいんですか。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

そのとおりであります。お亡くなりになった方に支給されるものです。

○議長（福岡兵八郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第12号、徳之島町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第14 議案第13号 徳之島町国民健康保険税条例の一部を
改正する条例について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第14、議案第13号、徳之島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第13号の提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、地方税法の改正に伴う、徳之島町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

何とぞご審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第13号、徳之島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第15 議案第14号 徳之島町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第15、議案第14号、徳之島町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第14号の提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町介護保険条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、第7期事業計画の見直しに伴い、平成27年度～平成29年度を平成30年度～平成32年度へ改正するものであります。

何とぞご審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第14号、徳之島町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第16 議案第15号 徳之島町都市公園条例の一部を改正する条例について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第16、議案第15号、徳之島町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第15号の提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町都市公園条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、都市公園法により、運動施設の敷地面積を都市公園の敷地面積の100分の50を越えてはならないと定める改正と、新たに総合運動公園に屋内運動場を設置するとともに利用時間及び利用金額等を追加するものでございます。

何とぞご審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

○8番（幸 千恵子君）

附属設備としてピッチングマシンというのがありますが、これは購入してあるのか、購入するのか、その価格についてお尋ねしたいと思います。

○社会教育課長（深川千歳君）

今のところまだ購入してありません。変更でもってきますので、日程第18号ですかね、これで変更契約が、議会の議決を得られたら購入します。

○議長（福岡兵八郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第15号、徳之島町都市公園条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第17 議案第16号 徳之島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第17、議案第16号、徳之島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第16号の提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、徳之島町内にある私立幼稚園は子ども・子育て支援新制度に移行しておらず、徳之島町私立幼稚園就園奨励費補助金の対象となってきたが、平成30年度より子ども・子育て支援新制度に移行することから、施設型給付費の対象となり、それに伴い市町村が該当する施設の保育料を定める必要があるためです。

何とぞご審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

○8番（幸 千恵子君）

私立幼稚園に関するものですけれども、ここは確か就園奨励費というものがありまして、納めた保育料が年度末かな、返ってくるということを聞いております。こういうふうには、ここに移行することによってこの奨励費はなくなるのか、この幼稚園にとってどういうふうな経営状況になっていくのか、お尋ねしたいと思います。

○学校教育課長（高城博也君）

この件に関しましては、新制度は、平成27年の4月から実施されており、私立幼稚園自体の申し出により実施することになっております。

今回、市立幼稚園のほうから移行したい旨の申し出があったため、今回、こういうふうな形で条例改正が必要になったわけです。

先ほど言われました、あれに関しましては、利用者負担に関しては、ほぼ変動はないということでもあります。

就園奨励費補助と私学助成とかそこら辺の分を施設給付費として今後、お支払していくというふうな形になります。

あくまで私立幼稚園のほうで申し出があった場合に対応していくというふうな形になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○8番（幸 千恵子君）

はっきりわからなかったのですが、再度お尋ねしますけれども、就園奨励費というものがあって、返戻があったのがそれがなくなるというふうに理解していいのか、そしてそれが保育料、例えば4段階であれば1万6,800円支払うことになり、それから返戻がなくなるということで、利用者さんの負担が大きくなるのかどうかをお尋ねします。

そして、この4段階と5段階では、会則分で見ますと、1円違うことで支払う保育料は4,400円差が出るんですけれども、こういうふうなことが実際にあるのか、この1円違つての4,400円の差というのは結構大きいと思いますが、こういうことが実際は発生するのかどうか、お尋ねします。

○学校教育課長（高城博也君）

就園奨励費補助に関しましては、先ほど言ったですけれども、形がかわった形で施設給付費というふうな形で新年度から助成していくというふうな形になります。

現在のところ、利用者負担に関しましては、先ほども述べたとおり、今のところ変動がないというふうに考えております。

この階層に関しましては、国の通知に基づいて、国に準じた形でそれを基礎に設定してありますので、そこら辺もご理解いただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○8番（幸 千恵子君）

実際にそういう事例もあるのかどうかというところでお尋ねしたいと思います。

○学校教育課長（高城博也君）

実際のところ、まだ始まっておりませんので、あるかどうかという事実はまだ予測できない事態であります。

以上です。

○議長（福岡兵八郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第16号、徳之島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第18 議案第17号 工事請負変更契約について（総合運動公園屋内運動場建築工事1工区）

○議長（福岡兵八郎君）

日程第18、議案第17号、工事請負変更契約について（総合運動公園屋内運動場建築工事1工区）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第17号の提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、平成29年度総合運動公園屋内運動場建築工事（1工区）に係る工事請負変更契約について、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求める件であります。

内容は、内外装工事において車椅子併用のスロープの施行及び雨水処理のため雨水受溝の施行等であります。

何とぞご審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

○8番（幸 千恵子君）

価格がこれで12万2,000円ふえることになりましたが、そして、この変更後の請負額を見ますと、予定価格よりも超えております。ここが私はどうも判断できないんですけれども、この変更の内容が、スロープ等の設置、雨水処理用の関係の変更のようなんですけれども、これは、この工事費に入れなければならないものか、町単独事業か何かで原材料費とかでは対応するもので

はないのか、そして何で今、この時期になってこのことが出てくるのか、当初ではわからなかったのかということでお尋ねしたいと思います。

○社会教育課長（深川千歳君）

お答えします。

工事の進捗によってスロープを設けないとそのところは階段になってしまっていて、身障者の方が車椅子で出入りできないということで今の段階になってスロープをつけることになりました。以前はつけることになっていませんでした。

○8番（幸 千恵子君）

一つ質問をしましたがけれども、これはこの工事の中に入れるべきものなのか、そうじゃなくて、町の原材料費等で対応できるものではないのかということでお尋ねします。

○社会教育課長（深川千歳君）

原材料費でしますと、またお金もかかるんですけど、今の工事で今している業者の方にまかせたほうが工事も契約するというので、それでこの工事の中に入れました。

○議長（福岡兵八郎君）

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第17号、工事請負変更契約について（総合運動公園屋内運動場建築工事1工区）を採決します。

お諮りします。

本件は決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は可決されました。

△ 日程第19 議案第18号 工事請負変更契約について（総合運動公園屋内運動場建築工事2工区）

○議長（福岡兵八郎君）

日程第19、議案第18号工事請負変更契約について（総合運動公園屋内運動場建築工事2工区）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第18号の提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、平成29年度総合運動公園屋内運動場建築工事（2工区）に係る工事請負変更契約について、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求める件であります。

内容は、既存のピッチングマシンの老朽化によるマシンの購入及び野球場一塁側応援席にある南洋杉の剪定、撤去でございます。

何とぞご審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

○8番（幸 千恵子君）

この工事は、予定価格に対して、確か99.8%ということで落札していたものだと思いますが、もう今回で既に670万円近く増額になります。その主なものがこのピッチングマシンの購入と杉の剪定、撤去だと、その費用だと思いますけれども、ここに670万円近くの金額が上がっているということは、この2つの金額はそれぞれ見積もりがされているものだと思いますが、この金額はおわかりではないでしょうか、お尋ねします。

○社会教育課長（深川千歳君）

一つは、設計書の中に出ていますが、今この段階までは認識しておりません。

○8番（幸 千恵子君）

ピッチングマシンが古くなった、老朽化ということで言われていますけれども、これは当初予算で考えられるものではないでしょうか。何か予定価格があって落札しているのですけれども、予定価格なんかとうに越していますので、何かこの意味が余りよくわからないのですが、このことは、年度末になって出てくるような状況のものなのではないでしょうか。当初では考えられないものではないでしょうか。

○社会教育課長（深川千歳君）

工事をしている中で、やっぱりピッチングマシンも必要ではないかということで、現場とも話し、またうちの担当職員とも話して必要だということでふやしました。

今あるピッチングマシンが、野球場ができた当時を買っておりますので、大分古びていますので、新しく2台買うことにいたしました。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

今2台と聞こえたんですが、2台でいいんですかね。

古くなっているということは、この工事が始まる、計画するときからわかることだと思うのですね、よく検討すべきことだと思うのですけれども、何か前もありましたよね、計画では、何でしたっけ、壁が4方向開いていたからどうだとか、そこに壁をつくるようにしたとかいうことで変更になって増額になったのもありましたけれども、計画の段階できっちりした計画はされていないような印象を今受けております。

だから、予定価格よりもどんどんふえていっても、途中で変更したら上げていかれるみたいなことになると思うんですけれども、このピッチングマシンの古いこと、そのことは何でもっと早く検討できなかったのでしょうか。

○社会教育課長（深川千歳君）

ピッチングマシンなんですけど、古くなって何回か直して使ってきたんですけど、今回また壊れてしまい、新しくすることにしました。

○議長（福岡兵八郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第18号、工事請負変更契約について（総合運動公園屋内運動場建築工事2工区）を採決します。

お諮りします。

本件は決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は可決されました。

△ 日程第20 議案第19号 工事請負変更契約について（総合運動公園屋内運動場建築工事3工区）

○議長（福岡兵八郎君）

日程第20、議案第19号、工事請負変更契約について（総合運動公園屋内運動場建築工事3工区）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第19号の提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、平成29年度総合運動公園屋内運動場建築工事（3工区）に係る工事請負変更契約について、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求める件であります。

内容は、屋内運動場入口側の溝蓋の設置及び、搬入車両用のアスファルト舗装であります。

何とぞご審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

○8番（幸 千恵子君）

同じようなことになりましたけれども、この3工区については9月補正で3,270万円ほど上げてあります。そして、今回の変更後の金額を見ますと7,000万円を越しておりまして、予定価格の6,500万円をとうに越しております。

この工事についても、この工事の中に入れなければいけないのか、そのほうが安上がりだというふうに言われるでしょうけど、もう少しきっちりとした当初からの見積もりが必要なのではないのでしょうか。この予定価格のあり方、そしてこうして何度も途中で変更して金額が上がっていくことについて、どういうふうに考えていらっしゃるのかお尋ねします。

○社会教育課長（深川千歳君）

この金額の増というか、工事をしていく中で、だんだん実際に工事をしていく中でわかったことですので、金額を増にしております。

○8番（幸 千恵子君）

ここだけでなくほかのことについても言えることですが、工事をしていく中でわかったとかいうようなことではなくて、きちんとした見積もりをすれば、ここもわかることだと思うんです。ですから、そういうふうな答弁ではなくて、もっときっちりとした事実に沿った、現場をきちんと見た、判断をした予定価格と工事内容と計画をすべきものということ意見を言わせていただきます。

○社会教育課長（深川千歳君）

現場と図面上とはやっぱりちょっとずつかわってくるものです。こういうような状態になっています。

○議長（福岡兵八郎君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（勇元勝雄君）

屋内運動場については、大阪のほうで視察を入れといていいですかね。屋内運動場に視察に行きました。そして、ちょうど私が研修レポートを書いたんですけど、その研修レポートの中にも、これだけの施設をつくるんだったら協議会をつくって、その中で案をもんでするべきだという研修レポートを出しました。

今、現場がどうのこうの言っていますけれども、現場でかわるのはしょうしょうの金額はいいですね。当初予算の中で、執行残でそういうのはいいと思うんですけど、何千万円もかわるとなると、私は当初からの計画がでたらめだったと、私は思っています。

2億円の工事で5,000万円以上の、30年度当初予算を入れて恐らく5,000万円から6,000万円金額が上がる、2億円の工事、大体4分の1も途中で工事金が増えるという事態が、私はおかしいと思うんです。当初の計画が私はでたらめだったと、私は思います。

民間だったら金が足りないから2億円の工事に5,000万円、6,000万円出してくれて出せるわけじゃないんですね。役場だから30年度の当初予算も二千何百万円組んであるはずなんですけど、もうちょっと役場の金は町民の血税だということを認識して仕事をやってもらいたいと思います。

これは要望でよろしいです。

○議長（福岡兵八郎君）

ほかに質疑はありませんか。

○12番（木原良治君）

課長にお伺いしますけど、愛知工大と上武大学が合宿に来ていますね、きょうで一応、両大学の合宿は終わるんですけど、やはり、毎日、僕運動トレーニングに行くんですけど、その大学要望が実際にピッチングマシンであったり、こうしてほしいということが実際にあったということですか。

○社会教育課長（深川千歳君）

実際に上武大学も愛工大も電もちゃんとしたピッチングマシンがその学校学校にあるもので、一応は要望は受けております。

○議長（福岡兵八郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第19号、工事請負変更契約について（総合運動公園屋内運動場建築工事3工区）を採決します。

お諮りします。

本件は決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は可決されました。

△ 日程第21 議案第20号 徳之島町町道の認定について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第21、議案第20号、徳之島町町道の認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第20号の提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町町道の認定について、議会の議決を求める件であります。

内容は、花徳轟木線、第二金久田線、亀津下晴支線の認定でございます。

何とぞご審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第20号、徳之島町町道の認定についてを採決します。

お諮りします。

本件は決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は可決されました。

△ 日程第22 議案第21号 徳之島町町道の延長幅員の変更について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第22、議案第21号、徳之島町町道の延長幅員の変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第21号の提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町町道の延長幅員の変更について、議会の議決を求める件であります。

内容は、花徳渡名地線の幅員の変更でございます。

何とぞご審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第21号、徳之島町町道の延長幅員の変更についてを採決します。

お諮りします。

本件は決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は可決されました。

△ 日程第23 議案第22号 農業委員の選任について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第23、議案第22号、農業委員の選任についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第22号～議案第35号までを一括して提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、農業委員会等に関する法律改正に伴い、平成30年5月7日で任期満了になる、農業委員会委員を農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により新たに議会の同意をえて任命を行うものでございます。

14名の方々の住所・氏名・生年月日を申し上げます。

議案第22号につきまして、徳之島町亀津3012番地、盛則男氏、昭和25年2月27日生まれでございます。

議案第23号につきまして、徳之島町亀津3237番地、東博光氏、昭和28年12月14日生まれでございます。

議案第24号につきまして、徳之島町母間8932番地、武島光子氏、昭和30年11月5日生まれでございます。

議案第25号につきまして、徳之島町山1667番地、林慶造氏、昭和40年5月28日生まれでございます。

議案第26号につきまして、徳之島町亀津1113番地、白山明氏、昭和42年6月14日生まれでございます。

議案第27号につきまして、徳之島町母間3477番地、爲島良一氏、昭和29年11月15日生まれでございます。

議案第28号につきまして、徳之島町花徳2168番地、原田辰徳氏、昭和32年5月19日生まれでございます。

議案第29号につきまして、徳之島町手々3032番地、村山佐エ明氏、昭和25年9月10日生まれでございます。

議案第30号につきましては、徳之島町轟木952番地、木場友広氏、昭和31年7月10日生まれでございます。

議案第31号につきまして、徳之島町亀津4593番地、藤田喜文氏、昭和29年10月28日生まれでございます。

議案第32号につきまして、徳之島町尾母548番地1、琉和栄氏、昭和24年10月1日生まれでございます。

議案第33号につきまして、徳之島町亀徳2184番地、内博行氏、昭和54年1月6日生まれでございます。

議案第34号につきまして、徳之島町諸田769番地、川畑政一氏、昭和21年10月20日生まれで

ございます。

議案第35号につきまして、徳之島町亀津4908番地、平山正也氏、昭和30年9月27日生まれ、以上14の議案の14名でございます。

なお、履歴については、議案書に添付してありますのでお目通しください。

何とぞご審議の上、同意していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第22号、農業委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は同意することに決定いたしました。

△ 日程第24 議案第23号 農業委員の選任について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第24、議案第23号、農業委員の選任についてを議題とします。

本件について、先ほど、町長から35号まで一括して提案理由の説明がありましたので、これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第23号、農業委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は同意することに決定いたしました。

△ 日程第25 議案第24号 農業委員の選任について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第25、議案第24号、農業委員の選任についてを議題とします。

本件について、これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第24号、農業委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は同意することに決定いたしました。

△ 日程第26 議案第25号 農業委員の選任について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第26、議案第25号、農業委員の選任についてを議題とします。

本件について、これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第25号、農業委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は同意することに決定いたしました。

△ 日程第27 議案第26号 農業委員の選任について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第27、議案第26号、農業委員の選任についてを議題とします。

本件について、これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第26号、農業委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は同意することに決定いたしました。

△ 日程第28 議案第27号 農業委員の選任について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第28、議案第27号、農業委員の選任についてを議題とします。
本件について、これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。
これから議案第27号、農業委員の選任についてを採決します。
お諮りします。
本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第27号は同意することに決定いたしました。

△ 日程第29 議案第28号 農業委員の選任について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第29、議案第28号、農業委員の選任についてを議題とします。
本件について、これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。
これから議案第28号、農業委員の選任についてを採決します。
お諮りします。
本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は同意することに決定いたしました。

△ 日程第30 議案第29号 農業委員の選任について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第30、議案第29号、農業委員の選任についてを議題とします。

本件について、これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第29号、農業委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は同意することに決定いたしました。

△ 日程第31 議案第30号 農業委員の選任について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第31、議案第30号、農業委員の選任についてを議題とします。

本件について、これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第30号、農業委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は同意することに決定いたしました。

△ 日程第32 議案第31号 農業委員の選任について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第32、議案第31号、農業委員の選任についてを議題とします。

本件について、これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第31号、農業委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は同意することに決定いたしました。

△ 日程第33 議案第32号 農業委員の選任について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第33、議案第32号、農業委員の選任についてを議題とします。

本件について、これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第32号、農業委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は同意することに決定いたしました。

△ 日程第34 議案第33号 農業委員の選任について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第34、議案第33号、農業委員の選任についてを議題とします。

本件について、これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第33号、農業委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は同意することに決定いたしました。

△ 日程第35 議案第34号 農業委員の選任について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第35、議案第34号、農業委員の選任についてを議題とします。

本件について、これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第34号、農業委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は同意することに決定いたしました。

△ 日程第36 議案第35号 農業委員の選任について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第36、議案第35号、農業委員の選任についてを議題とします。

本件について、これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第35号、農業委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は同意することに決定いたしました。

これで休憩いたします。

昼は1時半から再開いたします。よろしくお願いいたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時30分

○議長（福岡兵八郎君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 日程第37 議案第36号 平成29年度一般会計補正予算（第5号）について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第37、議案第36号、平成29年度一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第36号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、平成29年度一般会計補正予算（第5号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,704万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億2,128万7,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、地方消費税交付金3,658万2,000円、諸収入1,561万6,000円、県支出金1,266万円、町債1,310万円、繰入金823万7,000円などの増額、国庫支出金2,199万1,000円、財産収入980万6,000円、分担金及び負担金17万2,000円の減額であります。

歳出の主な内容は、消防費5,688万1,000円、民生費4,497万1,000円、総務費1,512万1,000円、議会費126万2,000円などの増額、農林水産業費2,454万7,000円、教育費1,880万円、衛生費1,535万4,000円、土木費312万7,000円の減額などであります。

なお、事項別明細につきましても、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

○8番（幸 千恵子君）

それでは、歳入のほうからいきますが、6ページをお願いします。

6ページ、款15の財産収入のところですが、ゆうな住宅貸付料が減になっている内訳、背景をお尋ねします。

次の項2の財産売払収入ですが、美農里館生産物売払収入と植物工場の売払収入の減の理由をお尋ねします。

次に、7ページ、財政調整基金繰入金が増額になって、ふるさと思いやり基金が減になっておりますが、この理由をお尋ねいたします。

次に、歳出、11ページ、目7の庁舎整備基金費ですが、2,999万9,000円の増額になっております。この額の決め方について少しお尋ねいたします。平成24年度から少し見てきたんですけども、ふえていない年もあれば、ふえている年もあります。この額の決め方等についてお尋ねいたします。

それから、その一番下の節19、地方公共交通特別対策事業補助金250万円ほど減額になっていますが、この理由をお尋ねします。

12ページ、目21、地域おこし協力隊のところの節1、地域おこし協力隊の報酬が500万円近く減になっている理由をお尋ねします。

次、13ページ、真ん中、目26、ふるさと納税のところですが、節8、報償費、ふるさと思いやり寄附金返礼品が2,000万円余り減額になっている状況、理由をお尋ねいたします。

次、19ページ、民生費、項2の児童福祉費のところですが、節23、1,200万円余りの国庫返戻金、県返還金がありますが、これの理由をお尋ねいたします。

それから、目3、私立認可保育所費ですが、委託料2,200万円余り、この時期に増になっている背景をお尋ねいたします。

20ページ、目4の保健対策事業費ですが、委託料のところ、集団健診の委託料が300万円余り減になっている、この集団健診の状況をお尋ねします。

次、21ページ、款4衛生費、節19の負担金、家電リサイクル助成金の状況、内訳をお尋ねいたします。

次、23ページ、25の美農里館管理運営費です。節11の需用費、ここの消耗品費が120万円増額ですが、当初予算は700万円だったと思います。このときに内訳が書かれていませんので、今回の120万円増額も余計理由がわかりませんので、説明をお願いいたします。

次、26ページ、真ん中、土木費の社会資本整備道路事業費ですが、節15、工事請負費285万円の増額、内訳をお尋ねします。

次、28ページ、一番上の非常備消防費、工事請負費として5,400万円余り増になっていますが、これの内訳、状況をお尋ねいたします。

次、30ページ、一番上から4段目の神之嶺小学校太陽光無停電電源装置の修繕とありますが、この状況をお尋ねいたします。

次、33ページ、目6の節15、工事請負費ですが、公共下水道接続の関係ですが、当初で予定に入れたほうがよかったのではないのでしょうか。この状況をお尋ねします。

次、34ページ、目2の学校給食運営費ですが、節7、調理師賃金と減額になっている理由をお尋ねします。

次、最後、35ページ、屋内運動場の建設事業費ですが、262万3,000円の減額の内訳と、先ほど質問したんですが、答えていただけなかったピッチングマシンの見積もり額をお尋ねいたします。

1回目、終わります。

○総務課長（岡元秀希君）

総務課関連をお答えいたします。

歳入の6ページ、15の1、財産貸付収入、ゆうな住宅につきましては、水回りの状況が悪くて入居者がトータルで22カ月間、3戸のうち2戸が、今、空き家となっております。修繕した上で、再度また募集をかけたいと思っております。

歳入の7ページ、財政調整起因につきましては、歳出の歳入不足を補うために4,440万円を繰り入れております。

歳出の11ページ、2、1、7、庁舎整備基金につきましては、今後の庁舎建設に向けて、できる限り積み立てを行おうということで、今回、3,000万円ほど積み立てを行いまして、今現在、基金残高が1億179万4,000円ということになっております。

歳出の28ページ、9、1、非常備消防の防災拠点施設整備工事費、これにつきましては、奄美群島成長戦略推進交付金を使いまして、各町内の防災拠点施設の強靱化を図るものでございます。主な予定地区は、亀徳振興センター、徳和瀬公民館、地域福祉センターが主な改修場所です。その他、小さなものについても、各公民館等を点検しながら整備して強靱化を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○地域営業課長（幸田智博君）

お答えします。

歳入の6ページ、15の2、美農里館売払収入ですけど、当初、2,900万円ほど上げていますが、現計の見込み額として3月に2,300万円ほどだという見込み額でございます。

歳出の23ページ、6、1、23の美農里館の11、需用費、これは美農里館の店舗の仕入れが予算不足ということで、3月分の店舗の商品、島の加工品の仕入れの金額でございます。

○農林水産課長（東 弘明君）

お答えいたします。

歳入の6ページ、15、2の植物工場生産物売払収入のことですけれども、当初経過か区では、ホウレンソウ、小松菜、水菜で432万円を歳入計上しておりましたけれども、1月末現在での収入が、ホウレンソウで22万6,126円、それから、小松菜13万7,450円、水菜6万3,295円、トータルの今現在、1月末現在が212万9,845円ということになっておりますけれども、計画の歳入形状からの差額分で、今、マイナスということで予算を計上しているところです。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

歳出の11ページ、2、1、16の19、負担金、地方公共交通特別対策事業補助金の250万円でございますけれども、28年と29年を比較いたしまして、28年度が3万8,690名の乗客に対しまして、29年度は3万6,360名ということで、乗車、輸送人員の減によります負担金の減額でございます。

それから、次の12ページ、目24、地域おこし協力隊費の496万円の報酬でございますけれども、これにつきましては、募集を企画課のほうで一括で募集をかけておりました。企画課、社会教育課、支所の3分野で地域おこし協力隊の隊員を募集していましたが、この応募がありませんでした。ということで、それに伴う減額でございます。

13ページ、2、1、26、ふるさと納税推進事業費の8番の報償費でございますけれども、これは報償費の額が減ったということでございます。実際の、現在の額を申し上げますと、平成30年度2月末現在でございますけれども、寄附者累計が1万5,786名、寄附金合計3億3,446万227円でございます。これは昨日申し上げましたけれども、最終見込みが大体3億5,000万円落ち着くのではないかと考えております。返礼率が約55%、これが送料等も入っているところでございます。

以上です。

○建設課長（亀澤 貢君）

御説明いたします。

25ページ、土木費、社会資本整備道路事業の15番、工事請負費285万円が加算されております。これにつきましては、現工事予算1億4,550万円に対して委託料の組みかえで100万円、補償補償費を185万円、合計額1億4,835万円となっております。その内訳が、亀津池田線排水工事800万円、亀津今開線1,789万円、亀津大船築地線521万8,000円、亀津共木屋線1,658万円、亀津22号線591万2,000円、亀徳井之川線卸口線792万8,000円、亀津大船築地線・新里橋8,500万円、亀津22号線・第二大瀬橋100万円、亀津志面渡線・第四丹向橋1,000万円、合計金額1,480万6,000円となっております。

○地域営業課長（幸田智博君）

訂正をお願いします。

歳出の23ページ、25の11、店舗の商品なんですけど、2月～3月、今、支払い分が足りないということもありまして、2月～3月ということでございます。

○学校教育課長（高城博也君）

30ページの款10、項2の目3、学校施設整備費の修繕費で、神之嶺小学校太陽光無停電電源装置修繕費というのは、充電、バッテリー関係の修理を今から行わなきゃいけないということで計上しました。

それと、34ページ、学校給食運営費の臨時調理師賃金80万円の減、これに関しましては、臨時雇用の方がいろいろ、長期療養もあって、積み重なった数字を減額しなきゃいけないという形になりました。

以上です。

○介護福祉課長（豊島英司君）

歳出の19ページ、償還金利子及び割引料なんですけど、これが28年度の実績に基づいて、国、県より返還しなさいということでありまして、この金額になっております。

13、委託料につきましてですが、現在の予算残額が2,007万5,680円、2月の委託料の支払いが、伊仙町に通っている方がいまして、その分が12万2,920円、3月の支払い予定額が2,485万200円となっております。

公定価格による生産見込み額というのがありまして、亀津保育園が1,500万円、亀徳保育園が1,500万円、わかば保育園が5万円、これは、南今泉保育園ってなっているのですが、これは多分、里帰出産で鹿児島の方に行っている方がおりまして、これが5万円。

あと、新しい処遇改善加算による精算見込み額っていうのがありまして、これが、亀津保育園が779万8,130円、亀徳保育園が651万7,400円、わかば保育園が12万、円、南今泉保育園が12万円。1～4までの合計が4,262万8,650円となっております。

この4,262万8,650円から残額の2,007万5,680円を引きますと、2,255万2,970円ということで、2,253万円の予算を計上しております。

○社会教育課長（深川千歳君）

予算書の33ページ、15、6の19、工事請負費なんですけど、これは1月に入札が終わっております。浄化槽の規模の誤りにより、汚泥の排出量の増と、中詰めのその増の量の増分です。

35ページ、16の屋内運動場建設事業費なんですけど、予算額が2億3,258万9,000円ありました。それで、工事請負費が2億1,241万800円です。残額は、977万4,200円です。午前中、変更契約で増額してもらった分が3件で715万1,000円です。977万4,200円から増分の715万1,000円を引いた分が262万3,000円です。

ピッチングマシンなんですけど、1台124万2,000円です。

以上です。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えいたします。

事項別明細の歳出、20ページ、目4保健対策事業費の節13、委託料の中の一番下のほうの集団健康診断委託料、この委託料の中身は、前立腺肥大検診、大腸がん検診、腹部超音波検診、骨粗鬆症検診、B型肝炎ウイルス検診、C型肝炎ウイルス検診、胃がんリスク検査の7検査がありまして、当初は996万6,000円を組んでありましたが、昨年度のパーセンテージを参考にし、当初で見積もりしていましたが、受診者の数が少なかったため、減額になっております。

以上です。

○住民生活課長（政田正武君）

21ページ、款4の2の1の19の家電リサイクル助成金でございますが、これは、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、乾燥機の海上輸送の補助金でございます。エアコンが1,080円で327基、テレビが870円の363基、冷蔵庫・冷凍庫が2,110円で398基、洗濯機、乾燥機が1,300円の52基、全体で1,610台の補助をしております。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

2回目の質問を行います。

ゆうな住宅については、3戸中2戸が空きになっているという状況が初めてわかりましたけれども、これについては、しっかり空き状況じゃないように対策をしていると思いますが、空きになった事情のところがきちんと解決できるように対策できているのかお尋ねいたします。

○議長（福岡兵八郎君）

幸議員、款項目、ページを最初から言ってください。

○8番（幸 千恵子君）

ごめんなさい。歳入の6ページでした。

それから、その下の財産収入の関係ですが、売払収入が2項目、これについては、見込みがこうなのでこうなのだということはよくわかりますが、そうならざるを得なかった背景、美農里館については人員も補充していて、多分、製産も頑張っていたというふうに思っていますので、当初から増額になっていったと思います。それが、なぜこうして減になるのかというところで、何か事情があるのか、どういう状況で精算状況になっているのかということをお尋ねしたいと思います。人員等、いろいろ含めて説明していただきたいと思います。

それから、植物工場についても同じです。当初が432万円の予定でしたけれども半減しているという状況ですので、ここについても順調にいつているのか、何か問題があるのか、少し説明をお願いします。

次、歳出にいきます。

歳出の11ページ、調査整備基金について、積立金ですけれども、毎年1,000円を積み立てたり、2,500万円だったり、変わらずだったりいろいろなあるんですが、この金額の決め方について、計画があるのか、基準があるのかどうか、再度お尋ねいたします。

次のページ、12ページ、地域おこし協力隊ですけれども、応募がなかったということで減になったようですが、この応募がなかった時点で問題がないのか、再度募集をかけているのかお尋ねいたします。

次、13ページ、ふるさと納税のところですが、一般財源のところ500万円増となっていますので、このふるさと納税の関係で一般財源もこのように使われているのか、この500万円についての説明をお願いいたします。

19ページ、私立認可保育所のところですが、金額的に2,000万円を超して増になっているので不思議だったんですが、処遇改善の関係が主にこの金額になるのかということでは、保育士の待遇が改善された分の金額が個々に反映しているというふうにとって構わないのか、お尋ねいたします。

それから、20ページの集団健診の関係ですけれども、先ほどおっしゃった7つの検査の内容、どれも大事な検査であります。昨年度に比べて予定よりも少なかったということなんですが、これは、平成30年度予算にどう生きていくのかわかりませんが、健診をすることの意義はきちんと説明をされて対策をされていると思いますが、ここは対策は強化されているのかお尋ねいたします。

21ページのリサイクル関係ですけれども、輸送費、各家庭から古くなったもの、壊れたものが電気屋さんを通じてリサイクルのほうに回っていくと思いますけれども、このリサイクル費について、各家庭からはお金が発生していないのかどうか、ちょっとそこら辺がわからないものですから、少しおわかりでしたら教えていただきたいと思います。

それから、23ページ、美農里館の関係です。水産物販売は380万円ほど減になっていましたけれども、ここで増額になっているところが支払い分が足りなかったということでは、この生産物の減とこの増というのが、少し整合性がないような感じがします。再度説明をお願いしたいと思います。

次、28ページ、一番上、非常備消防費のところですが、幾つかの地域に充てられているということで重要なことなんですけれども、年度末になって、この奄美群島推進何とか事業が利用できるのであれば、きちんと30年度以降にも定期的かというと、必要などころにきちんと配置できるようされているのかどうかお尋ねいたします。

それから、30ページの太陽光のところですが、まだ新しいと思いますけれども、このバッテリーの修理で正常に動いている状況なのか、今の状況をお尋ねいたします。

34ページ、給食センターの人員の関係ですけれども、減になっているということは、長期にお休みされている方が人員的な補充がされて行われているのか、不足の状態で行っているのか、少し確認をさせてください。

以上です。2回目。

○総務課長（岡元秀希君）

お答えいたします。

歳入の6ページ、15、1、ゆうな住宅貸付料につきましては、何名か見に来られるんですけど、水周りの状態が悪いと。例えば洗面化粧台が古くて汚れている、風呂場、トイレ等にしても古くて汚れているという理由で、今、化粧台、トイレ、浴槽についてもユニットに取りかえて、再度、募集をかけるところでございます。

その中で、状況を見ながら空室が続くようでしたら、また、家賃等も含めて検討していきたいと、極力活用できるように検討していきたいと思っております。

歳出の11ページ、2、1、7の庁舎整備基金でございますけれども、これは決められた基準というものはございません。庁舎整備に向けて、積み立てが可能な限り積み立てを今後していくということでございます。

あと、歳出の28ページ、9、1、2の非常備消防、この防災拠点施設整備工事費の時期等につきましては、成長戦略推進交付金ですので、企画課長のほうから経緯については説明をいたします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

12ページ、地域おこし協力隊費でございますけれども、通常よりも期間を延ばして応募をかけてまいりましたけれども、応募がなくて、ただ、社会教育分野につきましては1名ありまして、その段階でそぐわないということで取りやめになっているところでございます。

ただ、なかなかマッチする人材がないというのが今の状況でございます、来年度は、さらに中身を精査して募集する必要があるのではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○地域営業課長（幸田智博君）

歳入の6ページ、15の美農里館の売払収入ですけど、売り上げは大きく毎年やっぴまして、実際、うちでつくっている商品も売り上げは上がっておるわけです。順次ですけど、大きくは上がっていないですけど、上がっていつてはいます。その中で、ちょっと見積もりを大きくしたほうがやっぱり目標も大きくなりますので、御理解をお願いしたいと思います。

それと、歳出の消耗品ですが、700万円ぐらい組んで島内の卸業者の商品が売れたというこ

とでございます。それで、2月、3月の仕入れがちょっと滞るということで、商品が店舗からなくなることはいけませんので、予算をとって計上いたしました。

○総務課長（岡元秀希君）

先ほどの防災拠点施設整備につきましては、国の補正予算で急遽ここが決定しました。これは、今、29年度の明許繰越事業、9ページ、そこにあります。国の補正予算によって決定したと。この時期になって交付されたので、明許繰越をするということでございます。

○農林水産課長（東 弘明君）

お答えいたします。

歳入の6ページ、植物工場の生産物売払収入ですけれども、当初は5品目、ホウレンソウ、小松菜、水菜、ルッコラ、チンゲンサイと生産をしておりましたけれども、それから、ホウレンソウ、小松菜、水菜に絞って現在取り組んでいるんですけれども、今後は販売金額を向上させるためにも、今、受託者のほうとこれを1本に絞ったらどうか、ホウレンソウ1本に絞って30年度は取り組みをして、回転もいいですし、売り上げの率もホウレンソウのほうは、約8割ぐらいホウレンソウのほう売れている状態ですので、今後は1本に絞って、実際にやってみて、生産、販売向上につなげていきたいということで、今、受託者のほうとも検討しているところでございます。

以上です。

○介護福祉課長（豊島英司君）

歳出の19ページ、3の2の3、委託料の件ですが、議員がおっしゃるとおり、処遇改善、保育士の賃金の改善ということで、このような形になっております。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

歳出の20ページ、目4、保健対策事業費、13、委託料の集団検診委託料ですが、これは、この検診の項目は特定検診時のオプション、別料金として任意の検査であります。広報等、個別に封筒で御案内もしておりますが、さらにこういった検診率も上げるように、課内で対策を強化していきたいと思っております。

以上です。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

13ページ、目のふるさと納税推進事業費の中で、一般財源が500万円ほど充てられていますが、この理由でございますけれども、平成29年度より事務費を全額寄附金より充当しているところでございますが、ふるさと納税の推進拡大のためには、町の予算の一部も充当する必要があるとの考えから、一部、一般財源を充当しているところでございます。

以上です。

○住民生活課長（政田正武君）

歳出の21ページ、4の衛生費の家電リサイクルの件でございますが、業者さんが各家庭に家電を引き取りに行く前に、家庭から手数料等が発生していると思います。

以上です。

○学校教育課長（高城博也君）

30ページの款10、目3の神之嶺小学校太陽光無停電電源装置修繕の件なんですけれども、これに関しましては、十分な充電ができないということで、要するに蓄電池ということで、修繕が必要ということで計上してあります。

今のところは、無停電装置なので、停電になったときにこの本領を発揮しますので、事前に充電があまりされていないのを完全なものに修理するために、修繕費として計上いたしました。

それと、34ページの款10、項6、2の学校給食運営費の中の臨時調理師賃金ということでありますけれども、十分とはいえないんですけれども、何とか臨時代替調理師、補助調理師とか、調理員とか、そこら辺を使って何とかしのいでいる状況でございます。

○8番（幸 千恵子君）

最後ですけれども、歳入の6ページ、ゆうな住宅、ここを購入したときの金額を、ちょっと忘れましてので教えていただきたいんですが、購入時の判断として、こういう水回りの問題であるとか、今、発生しているような状況をきちんと判断されて購入されたと思いますけれども、家賃等含めてどういう状況だったのかと、今、思い返したらどうなのかということのを少し教えてほしいのとその金額が幾らだったのか教えてください。

それから、その下の財産収入の植物工場の関係ですが、廃棄している野菜がまだあるのか、それがどういう状況なのかお尋ねいたします。

それから、歳出、13ページ、ふるさと納税のところですが、一般財源から500万円、一部充当しているということですが、その一部はどういうものに充当されているのかお尋ねします。

ごめんなさい。3回目で終わります。

○総務課長（岡元秀希君）

ゆうな住宅につきましては、およそ2,200万円近くだったと思っております。

家賃等につきましても、周辺の、民間の賃貸している間取り、家賃等を参考にして6万円ということで決めさせていただきました。

当初、全戸入居していましたので、その補修は行わなかったということですが、改めて空き家になったときに、見た人が若い人が多くて、水回りの状況が悪いということで、今、空き家になっているものでございます。

○農林水産課長（東 弘明君）

植物工場の廃棄量についてですけれども、過去3年間のを報告しますと、平成27年度が1,816

キロ、それから、28年度が306キロ、平成29年度が100キロというように、現在では年間を通して100キロぐらいでございます。

この27年度の1,816キロというのは、ロックウールとって、根を活着させる苗床というんですか、それまでを含めた廃棄量でしたので、この廃棄量の重量になっているということで御理解いただければと思います。

以上です。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

13ページ、目24、一般財源の充当の500万円でございますけども、これは、共済費から使用料全てのほうに充当するというふうに考えていただいてもよろしいかと思っております。

以上です。

○総務課長（岡元秀希君）

先ほどのゆうな住宅払い下げの財産購入ですけども、平成27年1月に2,075万1,500円で購入をしているところでございます。

○議長（福岡兵八郎君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（勇元勝雄君）

8ページの第2表、継続費補正、農林水産業費6,789万5,000円のうち5,953万6,000円、継続が835万9,000円、当初で予算がとってあったと思うんですけど、遅れた理由。

それから、9ページ目、第3表、繰越明許費、泊食分離推進事業、この内容を。

款6の1、畜産基盤再編総合整備事業、繰り越ししなければならなかった理由。

8の道路橋梁費、社会資本整備事業費4,789万2,000円というのは、1億9,000万円、そのうちの分か。

19、教育費、屋内運動場建設事業1億4,527万2,000円、その遅れた理由。

歳入、4ページ、13の2の民生費、国庫補助金、臨時福祉給付金400万円、減になった理由。

13、3の1、衆議院議員選挙、158万1,000円減になった理由。

6ページ、14、2の4の農林水産業費補助金、鳥獣被害対策事業費65万2,000円、減になった理由。

14、3の1、奄美大島海区漁業調整委員97万4,000円、減になった理由。

8ページ、21の1の6、教育債180万円、減になった理由。

歳出、2、1の4、共済費219万円。

○議長（福岡兵八郎君）

勇元議員、ページ、款項目をちゃんとと言わないと戸惑いますから。

○5番（勇元勝雄君）

10ページ、総務費、2、1の4、共済費219万円、減になった理由。

同じく9の旅費62万円、増になる理由。

11ページ、2、1、4の財産管理費、報償費7万5,000円、減になった理由。

2、1、16、企画費、報償費、徳之島町男女共同参画懇話会費9万円が9万円減になった理由。

同じく、徳之島町創生総合戦略会議委員12万8,000円、減になった理由。

12ページ、2、1、24の16、原材料費25万1,000円、減になった理由。

13ページ、2、1、25の9、旅費30万円、ふやす理由。

13、委託料、地域資源活用医業委託料、どのような内容か。

17ページ、3、1、1の2、給料166万9,000円、減になった理由。

18ページ、3、1、3の19、補助金、高齢者クラブ2万5,000円、減になった理由。

18ページ、5、地域福祉センター、11、引き込み修繕料、修繕30万円、内容を。

19ページ、3、1、4、10の19、臨時福祉給付金経済対策事業400万円、減になった理由。

3、2の4、母間保育所費、7の賃金、臨時保育士賃金111万6,000円、増になった理由。

20ページ、4、1、1の20扶助費、乳幼児医療費助成金50万円、増になった理由。

同じく4、1、5、合併処理浄化槽補助金246万6,000円、減になった理由。

21ページ、6、1、9の園芸振興流通対策費、需用費156万4,000円、減になった理由。

同じく、14、使用料、土地借上料が35万8,000円、減になった理由。

22ページ、16の13、委託料、20万4,000円、上がった理由。

23ページ、6、1、20の15、工事請負費446万4,000円、減になった理由。

同じく、6、1、22、経営体育成支援金300万円、減になった理由。

20、目23、19、40万円、減になった理由。

同じく、25、美農里館、12月補正で430万円補正して100万円減になった理由。

同じく23ページ、29、地籍調査費、賃金85万円、減になった理由。

13、委託料440万円、減になった理由。

24ページ、6、2の4、65万2,000円、減になった理由。

25ページ、6、2の7、委託料88万4,000円、減になった理由。

6、2の2、漁港管理費132万円、減になった理由。

7、1、4の観光費、井之川公民館トイレ修繕、その内容。

26ページ、8、3、急傾斜負担金200万円、減になった理由。

28ページ、9、1、3の災害対策費、自主防災組織活動補助金18万円、減になった理由。

28ページ、11の5、教育再生費の8、報償費60万円、減になった理由。

11の7、ふるさと留学制度、19、補助金84万円、減になった理由。

32ページ、15の3の13、委託費56万4,000円、減になった理由。

8の報償費、公民館講座講師報酬料60万円、減になった理由。

33ページ、10の5の4、文化会館費、11、高圧コンデンサー修繕50万円、その内容。

10の5の6、生涯学習センター、15、工事請負費、当初を200万円で組んで0.5倍の増、その理由。

34ページ、16の1、19、負担金220万円、減になった理由。

以上です。

○議長（福岡兵八郎君）

しばらく休憩いたします。2時40分から再開いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時40分

○議長（福岡兵八郎君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務課長（岡元秀希君）

歳出の10ページ、共済費の219万円の減額ですけれども、これは当初で組んでいた分が3月31日付で退職した職員、あるいは年度途中、中途退職した職員の減額でございます。

普通旅費につきましては、気仙沼市から戻ってくる職員の帰任旅費と今後の町長の旅費の不足分、出向している職員の全てのトータルした日額旅費の不足分でございます。

11ページ、町営地活用検討委員会の報償費ですけれども、年間5回予定していたものが3回になったということで、2回分の減額でございます。

27ページ、消防費の3、災害対策費、自主防災組織活動補助金ですけれども、これにつきましては、当初の駐在委員会等で自主防災組織活動をした自主防災組織のは2万円支給するというものでございましたけれども、この請求がなかった分を減額してあります。

以上です。

○農林水産課長（東 弘明君）

お答えいたします。

8ページ、継続費の補正のところでございますけれども、継続事業という形で、先ほど23ページの減額のことと関係しますので、8ページで合わせて説明をしたいと思っております。

まず、29年度の5,953万6,000円につきましては、平成29年度として計画をしておりましたが、国費の補正予算対応となりまして、平成30年の2月に予算が確定されましたので、それから、工事請負期間が平成29年度内では確保できないため繰り越しをしているところです。

もう一つの30年度継続事業としての835万9,000円ですけれども、これにつきましては、町の方

向性を示すために細かな整備計画を策する上で県といろいろ協議を行い、付帯施設としての研修センターでの使用する農業機械、それから、格納倉庫を事業計画に盛り込み、平成29年度の補正予算としての対応となったのですが、その後、研修ハウスの整備に伴う補正額というふうに変わりまして、付帯施設として、この格納庫、農業機械等については、継続事業として平成30年度の予算での対応となったところでございます。

それから、歳入の6ページ、鳥獣被害対策事業の減額の65万2,000円ですけれども、これにつきまして、当初220万円予算を計上しておりましたけれども、実際に、イノシシ、カラス、合わせて駆除でしたのが154万7,200円ということで、その差額分を減額をしているところでございます。

それから、歳出の13ページ、この中の2、1、25の委託料、13の中の地域資源活用事業委託料、減額の210万円、この中で関連する農林水産課のものにつきましては、アザミの臨床試験を大阪でやるのを当初800万円で委託契約をしていましたが、実質650万円での契約となりましたので、その差額分の減額ということでございます。

それから、歳出の21ページ、款6、項1、目の9、園芸振興流通対策費の中の需用費、減額の150万円ですけれども、これについては、カミキリ虫の防除薬剤、これについて、当初3万枚の予定で計上をしておりましたけれども、実際の枚数の減ということで、120円掛ける1万2,500枚を減額ということでございます。

それから、14の使用料及び賃借料、土地借上料の減額35万8,000円、これは南原ハウスの対象面積の減額によるものでございます。

それから、22ページ、目16、委託費、13、実証展示設置委託料20万4,000円の増ですけれども、これは、ピタヤ栽培の試験実証ということで、ドラゴンフルーツ生産組合のほうに委託をして、いろいろ実験、実証をしていただく、そのための委託料でございます。

それから、23ページ、目20は先ほど説明したとおりでございます。

目22の負担金、19ですけれども、経営体育成支援事業補助金300万円の減。当初、300万円で予定をしておりましたけれども、事業主体となる地域の経営体のほうからの申し込みがなかったということで減額にさせていただいております。

その下の19、農業経営法人化等の支援事業補助金、当初80万円、2個の法人化の予定をしておりましたけれども、29年度におきましては、1個の法人が起業されております。もう1組が申し込みがなかったということで40万円の減となっております。

それから、24ページ、6、2、4、これは先ほど歳入のほうで説明をしたとおりでございます。

それから、25ページ、6、2、7、里山林総合対策事業の13、委託料につきましては、これは、樹幹注入の委託料の入札執行残の受ける減額ということでございます。

以上でございます。

○耕地課長（福 旭君）

歳出、23ページ、目29、7、賃金、作業員賃金85万円の減ですが、昨年9月をもちまして作業員1名が退職をいたしました。そのための作業員賃金の減となります。

24ページ、13、委託費、知性調査事業費委託料440万円の減ですが、国の採択が70%となりましたので、それに合わせて事業量も70%減とし、委託費の440万円の減となっております。

以上です。

○建設課長（亀澤 貢君）

9ページ、繰越明許費、8、土木費、社会整備道路事業について、4,789万2,000円は、今年度の総事業費1億9,000万円のうちのこれだけになります。

続きまして、26ページ、8、3、9、急傾斜対策事業費200万円の減になっておりますが、当初、計上額は1,300万円となっております。県からの請求額が、急傾斜事業、農収350万円、亀津590万円、母間160万円、合計額1,100万円となり、差引額200万円の減額となっております。

以上です。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

11ページ、目の企画費の報償費の減額でございますけども、1つは、徳之島町男女共同参画講話会と、それから、徳之島町創生総合戦略会議ですけども、2つとも実施されなかったということでございます。

男女共同参画につきましては、男女共同参画者会議実現に向けて、非常に貴重な会議でございますので、来年度はしっかりと懇話会を開けるようにしていきたいと思っております。

徳之島町、それから、総合戦略会議につきましては、平成24年3月に第五次徳之島町総合計画を策定いたしまして、33年が最終年度でございますけども、中間評価につきましては今年度する予定でしたけども、目標数値等の設定を載せておらずに検証はできなかったということで見送りとなっております。

30年度は第六次の計画を見据えて、目標数値の設定などを行っていききたいというふうに考えているところでございます。

それから、12ページの域学連携推進事業費、目24、域学連携推進事業費の原材料費25万1,000円の減でございますけども、これは、大学生がインターンシップといことで農業体験、田んぼの再生プロジェクトにかかわりまして、実は井之川で行ったんですけども、最初は原材料費を使ってかん水用の塩ビパイプを使いまして水を引くという予定をしておりましたけども、井之川中学の夏目踊りに合わせ実施いたしまして、これが要らなくなったということで見送りしております。

13ページの25、とくのしまブランド創造事業費でございますが、まず、初めに13の委託料210万円、地域資源活用事業委託料でございますけども、これは2つございまして、1つが農林水産課の臨床試験、もう一つが、企画課の都市農村交流推進事業でございます、都市農村交流推進事業といたしますのは、民泊の体験をさせるもので、この事業をやるための研修等を實際を委託費で組んで行おうとしていたんですけども、これを減額いたしまして、上のほうの旅費のほうに30万円組んでございますけども、それと、12の役務費に30万円充ててございます。

この旅費と申しますのは、その都市農村交流推進事業の講師の旅費、2名を予定しているところでございます。

以上です。

○花徳支所長（瀬川 均君）

お答えいたします。

9ページ、繰越明許費ですけども、款項目2の1、総務費、総務管理費としまして、泊食分離推進事業費1,946万円ですけれども、これは、農林水産省の事業でありまして、平成29年度の政府予算によりまして、平成30年2月1日に設立した平成29年度農山漁村振興交付金の中の農山漁村滞在型旅行泊食分離実証事業といたしまして、内容としましては、限りある経営資源を効率的に生かすために、ICT等を活用した泊食体験サービス向上充実を取り組み、意欲ある農山漁村地域を対象として、ソフトとハードの取り組みを一体とした支援でもあります。

ソフトとしましては568万5,000円、これは国費100%であります。

そして、ハードが1,377万5,000円としまして、国費、町費で2分の1ということとなっております。

以上です。

○地域営業課長（幸田智博君）

歳出の23ページ、6、1、25の7、賃金、臨時職員の賃金ですけど、去年、中途退職した工場の職員がいて、その分の減でございます。

25ページ、7、1、4、観光需要費なんですけど、修繕費、これは、隣接して井之川公民館、県の事業で100%事業なんですけど、魅力ある観光地という事業をことし設計いたしまして、30年度実施、施工するわけでございますが、県のほうから井之川公民館のトイレのほうで破損されているということで、町のほうで直してくれないかということで要望がありました。せっかく大きな金を使って井之川公民館の駐車場、西郷どんにかかる駐車場なんですけど、事業があるということで、トイレが破損したままではみともないちゅうことで、町のほうでそのトイレを直してほしいということで、内訳としては、ガラスブロックのほうで破損をしまして、これが18万5,393円、それで、トイレのドアとか、ガラス戸とか、ほかにもございますけど、その金額が52万2,720円ということでございます。

○総務課長（岡元秀希君）

補正予算書、第5号の人員費、諸手当等の主な大きなものは、給与等につきましては、1月1日付の職員、課長級の異動に伴う増減でございます。そのほか、期末手当、勤勉手当等々につきましては、職員の休職、あるいは育休、扶養者の増減による増額、減額でございます。

○農林水産課長（東 弘明君）

報告漏れがありましたので説明をいたします。

9ページの明許繰越費のことですけど、この中の6の農林水産業費、畜産基盤再編総合整備事業500万円の繰り越しでございますけども、これにつきましては、草地の事業になるんですけども、今回の契約の期間内での天候不良に非常に悩まされまして、進捗率がおもわしくなく、その関係で、工期延長のための繰り越しということでございます。

それから、歳出の25ページ、款6、項の3、目の2、漁業管理費の中の13、委託料、計画書作成業務委託料ですけども、これにつきましては、漁協の施設内の機能保全を行うための機能保全計画の策定を29年度に行ったんですけども、それに伴う入札執行残ということでマイナス計上ということになっております。

以上です。

○住民生活課長（政田正武君）

歳出の20ページ、款4、衛生費、4、1、5、環境衛生費、19の負担金の合併浄化槽の減でございますけれども、当初計画予定基数が、5人槽が3基の増、10人槽が5基の減ということで減額になりました。

○介護福祉課長（豊島英司君）

歳入の4ページ、13、2の6、臨時福祉給付金、交付金の400万円と歳出の19ページ、同じく臨時福祉給付金の補助金の400万円、これが国から入ってくるのも減で、補助金も減となっておりますが、これが本町に住所を置いてあっても不明の方、あと、税の町の申告、それで課税世帯、非課税世帯を確認するために申告をするということになっておりますので、その申告をされていない方、再三、3回ほど文書を個々に発想してあるんですけど、そういう手続きをされなかった方がいらっしゃったということで400万円の減になっております。

あとは高齢者クラブの2万5,000円なんですけど、これは各地区の高齢者クラブに1団体当たり2万5,000円、県からの補助がありまして、助成事業がありますが、上花徳地区がクラブの結成がされていなくて、今年度予定するということで計上してあったんですけど、今年度も上花徳地区の高齢者クラブの結成がなかったということで減になっております。

あとは、歳出の18ページ、地域福祉センターの引き込み高圧の修繕費なんですけど、これが地域福祉センターの敷地内にあります高圧変電のほうの腐食が見られまして、これを交換するというので30万円計上しております。

19ページ、3の2の4、母間保育所の委託賃金、これは臨時保育士の賃金なんですけど、これが職員の産休、育休等がありまして、臨時職員で対応しなきゃいけないところがある。また、それぞれその年齢に応じて発達のな、ちょっと問題がある子がいらっしやいまして、どうしても保育士がつかないと見れないというようなお子さんも何人かいらっしやって、どうしても保育士が必要ということで、2月、3月分の保育士賃金が足りないということで111万6,000円計上しております。

あと、乳幼児医療の助成、20ページ、4の1の1の20、これが50万円増になっておりますが、ことしの冬のインフルエンザA型、B型それぞれ発症するお子さんがいて、乳幼児医療費が上がってきているということで計上しております。

以上です。

○選挙管理委員会事務局長（清山勝志君）

歳入の4ページ、13、3の1の3、選挙委託費、補正前は788万1,000円計上していたんですが、実際に使われたのが630万円、そして、差額分158万1,000円を減額としてあります。

以上です。

○学校教育課長（高城博也君）

歳出の28ページ、教育再生事業、報償費、学士村塾講師謝金、これは土曜日に行われている学士村塾が1カ所閉講になったということと、週5計画していた平日の学士村塾が3日～4日になったということでもあります。

この授業日の詳細の変更により、財源内訳である地方債、要するに歳入の8ページの過疎対策事業債の教育再生事業につながっております。

再度、また、歳出の28ページ、ふるさと留学制度事業費、19、補助金、ふるさと留学里親制度補助84万円の減、これは29年度においては手々地区の留学生がいなかったということで、減額補正させてもらいました。

以上です。

○選挙管理委員会事務局長（清山勝志君）

抜けていました。歳入6ページ、14の3の1の5、奄美大島海区漁業調整委員会の委託金ですが、それが補正補欠選挙でありまして、それがなかったもんですから、全額97万4,000円落としてあります。

○社会教育課長（深川千歳君）

済みません。繰越明許費の9ページなんですけど、繰り越した理由なんですけど、工事を受注した請負業者が鉄骨を発注したところ、28年度に起こりました熊本地震と去年起こりました九州北部豪雨の影響で鉄骨の需要が多くなり、この業者も手持ちが多く、屋内運動場分は1カ月遅れての鉄骨工事を発注となったため、明許繰越としました。

歳出の32ページ、15、3の8、報償費、公民館講座講師報奨金は、講座数の減により報償費が減になりました。約40講座予定していたんですけど、24講座となったからです。

それと、33ページ、15、4の文化会館費の11、修繕費なんですけど、文化会館設備で高圧変圧器を去年の12月補正で上げたんですけど、部品の調達が4月くらいになるということで減額にしました。

それと、15、6、学習センター管理費の15、工事請負費なんですけど、この増額は、浄化槽規模の誤りにより、汚泥の搬出量の増と中詰め砂の増で94万9,000円の増です。

それと、34ページ、16、1の保健体育総務費、19、負担金なんですけど、スポーツ少年団、町体育協会運営費の減は、スポーツ少年団はスポーツ少年団に加盟しているスポーツ少年団の群大や県大費への助成費が50万円少なくなりました。また、町体育協会運営費は、体協所属の団体が約18団体あるんですけど、その団体の郡大、県大の派遣費の減です。

済みません。32ページ、15、3の公民館費の13、委託料、この56万4,000円は、国からの補助が出たため、減としました。

○5番（勇元勝雄君）

歳入、3ページ、6、1、1の地方消費税交付金、社会保障財源交付金1,395万8,000円、その使い道。

4ページ、13、3の1の3、これは国の補助金だから全部使ってもいい金額でしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（清山勝志君）

歳入の3ページ、13の3の1の3、衆議院の委託費なんですけど、全額とはいませんが限度額がありまして、国からは大体700万円近くはくるんですけど、全部使うということは、なかなか使えないもんですから、そういう金額になりました。

○総務課長（岡元秀希君）

歳入の3ページ、地方消費税交付金の社会保障財源交付金ですけれども、当初で7,000万円計上してありまして、今回、補正と合わせて8,395万8,000円、これは全額、社会保障4経費に充当しているところでございます。社会保障4経費といいますと、児童福祉事業、高齢者福祉事業、社会福祉事業、障害者福祉、母子福祉、国民健康保険事業特別会計繰出金、介護保険事業特別会計繰出金、後期高齢者医療事業特別会計繰出金、保健衛生費、予防対策健康増進事業、これに充当しているものでございます。

○5番（勇元勝雄君）

要望として聞いてもらいたいと思います。

奄美市の場合は、社会保障財源交付金で乳幼児医療の無料化も実施しています。徳之島町もこういうお金を使って乳幼児医療の無料化を実施してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（福岡兵八郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第36号、平成29年度一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第38 議案第37号 平成29年度簡易水道事業特別会計補正
予算（第3号）について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第38、議案第37号、平成29年度簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第37号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、平成29年度簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,148万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,272万2,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金3,377万7,000円、町債3,590万円、繰入金181万円の減額であります。

歳出の内容は、施設整備費6,896万6,000円、総務費182万3,000円、公債費69万8,000円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

○5番（勇元勝雄君）

歳出の5ページ、2、1の13の委託料、15の工事請負費、これは平成30年度でまたこの事業を行うのかお伺いいたします。

○水道課長（琉 好実君）

お答えいたします。

当初、国に交付申請した分の約76%交付金がついて、減が23%でしたので、こういう歳出で落とした状態となっております。今回、落とした分は30年度にまた要望可能ということでございます。

以上です。

○議長（福岡兵八郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第37号、平成29年度簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第39 議案第38号 平成29年度国民健康保険事業特別会計
補正予算（第4号）について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第39、議案第38号、平成29年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第38号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、平成29年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,486万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,028万6,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、繰入金1,645万円、共同事業交付金929万8,000円、諸収入258万2,000円の増額、国民健康保険税3,514万3,000円、療養給付費等交付金1,141万6,000円、県支出金641万8,000円の減額などであります。

歳出の主な内容は、保険給付費610万円の増額、共同事業拠出金2,413万1,000円、保健事業費600万1,000円、総務費83万3,000円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第38号、平成29年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第40 議案第39号 平成29年度介護保険事業特別会計補正
予算（第4号）について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第40、議案第39号、平成29年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第39号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、平成29年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ134万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,491万円とするものであります。

歳入の主な内容は、繰入金898万3,000円、諸収入150万7,000円の増額、国庫支出金610万9,000円、支払基金交付金548万8,000円、県支出金23万3,000円の減額であります。

歳出の内容は、総務費49万3,000円の増額、地域支援事業費183万3,000円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

○8番（幸 千恵子君）

歳入、2ページ、一番下、款6、繰入金ですが、介護保険準備基金繰入金として925万6,000円です。残額をお尋ねいたします。

歳出、5ページ、一番上の節12、手数料、電子証明書発行手数料とありますが、これについてどういうものか教えてください。

それから、真ん中の保険給付費、節19、2つありますが、その2つの間で数字がちょうど入れかわっております。これについて説明をお願いいたします。

以上です。

○介護福祉課長（豊島英司君）

歳入、2ページですけど、後日報告でよろしいでしょうか。ちょっと資料がございませんので。済みません。

あと、歳出の5ページ、電子証明書発行手数料ということですが、請求方法が電話回線から

インターネットへ移行するために発生しております。

あと、介護密着型サービス給付費ですけど、これが小規模多機能南風が7月から始まりまして、これで増額になったということです。

施設介護のサービス給付費は、1月までの実績で算定したら同額になったんですけど、434万円減額になっております。

以上です。

○議長（福岡兵八郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第39号、平成29年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第41 議案第40号 平成29年度公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第41、議案第40号、平成29年度公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第40号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、平成29年度公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、議会の議決を

求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,580万5,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金2万9,000円の減額であります。

歳出の内容は、総務費2万8,000円、事業費1,000円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第40号、平成29年度公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第42 議案第41号 平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第42、議案第41号、平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第41号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ365万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,180万2,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料25万7,000円の増額、繰入金374万8,000円、諸収入15万9,000円の減額であります。

歳出の主な内容は、予備費7万円の増額、後期高齢者医療広域連合納付金309万円、保険事業費53万8,000円、総務費9万2,000円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第41号、平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第43 議案第42号 平成29年度水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第43、議案第42号、平成29年度水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第42号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、平成29年度水道事業会計補正予算（第4号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、収益的支出におきまして、営業費用の組みかえであります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明を申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第42号、平成29年度水道事業会計補正予算（第4号）についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第44 議案第43号 平成30年度一般会計歳入歳出予算について

△ 日程第45 議案第44号 平成30年度簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について

△ 日程第46 議案第45号 平成30年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について

△ 日程第47 議案第46号 平成30年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

△ 日程第48 議案第47号 平成30年度介護保険事業特別会計歳入

歳出予算について

- △ 日程第49 議案第48号 平成30年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第50 議案第49号 平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第51 議案第50号 平成30年度水道事業会計歳入歳出予算について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第44、議案第43号、平成30年度一般会計歳入歳出予算についてから、日程第51、議案第50号、平成30年度水道事業会計歳入歳出予算についてまで、以上8件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

平成30年度の予算書を提出するに当たり、予算編成に当たっての主な方針と予算の概要を説明申し上げ、議会の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成30年度の予算編成に当たっては、財源不足を解消するとともに歳入に見合った歳出とし、継続可能な財政構造の確立を目指す必要がございます。そのため歳入面では国や県の情報を収集し共有化を図るとともに、全職員が新たに活用できる補助制度等の活用を検討することや、自主財源の確保に繋がる施策に取り組む必要がございます。

歳出面では、全ての経費を見直し、これまで以上に義務的経費の抑制に努め、物件費、補助費、繰出金の抑制・削減に取り組むほか、公共施設の長寿命化計画等の策定による年次的改修計画など維持補修経費への特定財源の確保に努め、本町が実施している各種施策を実りあるものとするため、限られた財源の中でより質の高い行政サービスを図ることなどを主な方針といたしました。

平成30年度の一般会計の当初予算は77億5,800万円で、前年度当初予算に対し9.4%、金額にして6億6,481万円増額の予算であります。

予算編成では主な施策を実施するに当たり、財政調整基金や地域福祉基金等の繰り入れを行いました。また公債費につきましても、今年度、亀津中学校建設事業の元金償還金の開始により微増しており、今後も増加することが懸念されます。

経常収支比率につきましても、若干改善が図られておりますが、引き続き税収等一般財源の確保や経常的経費の削減を図り、財政の健全化に努めてまいります。

主な歳入の概要を前年度当初予算対比で御説明申し上げます。

町税は、1,069万4,000円の減額、主に市町村たばこ税の減額であります。

分担金及び負担金は、2,447万2,000円の増額、主に県営畑総事業に係る分担金、保育所入所

負担金の増額などがあります。

国庫支出金は、2,580万8,000円の増額、主に子供のための教育・保育給付国庫負担金の増額などがあります。

県支出金は、1,562万5,000円の減額、主に奄美農業創出支援事業補助金、地域振興推進事業補助金の減額などがあります。

寄附金は、2億8,040万7,000円の増額、主にふるさと思いやり基金寄附金の増額であります。

繰入金は、3億6,274万6,000円の増額、主に徳之島ダムの地元負担金の償還に充てられる徳之島用水基金取り崩し及びふるさと納税推進事業費へ充てられるふるさと思いやり基金取り崩しの増額などがあります。

次に、歳出概要を前年度当初予算対比で御説明申し上げます。

議会費は、644万円の増額、主に議員報酬の増額であります。

総務費は、5億2,167万1,000円の増額、主にふるさと納税推進事業費及び島の生業創出とみらい創り人材育成事業の増額などがあります。

民生費は、5,825万円の減額、主に国民健康保険特別会計繰出金の減額などがあります。

衛生費は、6,464万7,000円の減額、主にごみ処理広域建設費負担金の減額などがあります。

農林水産業費は、2億2,581万6,000円の増額、主に県営畑総事業及び徳之島ダム償還金の増額などがあります。

商工費は、3,182万9,000円の減額、主に観光地整備事業終了による減額であります。

土木費は、4,404万5,000円の増額、主に総合運動公園の長寿命化に係る事業の増額であります。

消防費は、226万8,000円の増額、主に上花徳分団小型ポンプ積載車導入事業による増額であります。

教育費は、1,492万1,000円の増額、主に亀津中学校プール建設事業による増額であります。

公債費は、413万5,000円の増額、町債元金償還金の増額であります。

続きまして、特別会計の当初予算規模は、それぞれ次のようになっております。

簡易水道事業特別会計 2億9,800万円、前年度比30.1%の減額。

国民健康保険事業特別会計 14億4,340万1,000円、前年度比29.8%の減額。

農業集落排水事業特別会計 1,234万8,000円、前年度比9.5%の減額。

介護保険事業特別会計 11億2,320万5,000円、前年度比2.5%の増額。

公共下水道事業特別会計 3億7,765万3,000円、前年度比108.5%の増額。

後期高齢者医療特別会計 1億944万1,000円、前年度比3.8%の減額。

水道事業会計のうち収益的支出は、1億7,534万4,000円、前年度比0.2%の増額。

資本的支出は、5億9,944万6,000円、前年度比450.1%の増額であります。

以上、平成30年度の当初予算案の概要を申し上げます。

何とぞ御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

以上で、提案理由の説明を終わります。

これから8件について総括質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本予算案8件については、議長を除く13名の委員で構成する平成30年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、本予算案8件については、議長を除く13名の委員で構成する平成30年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長は委員会において互選することとなっております。

互選のため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 3時37分

再開 午後 3時38分

○議長（福岡兵八郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま予算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

委員長に、総務文教厚生常任委員会委員長の木原良治議員、副委員長で経済建設常任委員会委員長の行沢弘栄議員が決定しました。

○議長（福岡兵八郎君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は3月9日午後3時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

終了後に全員協議会をいたします。

散 会 午後 3時40分

平成30年第 1 回徳之島町議会定例会

第 3 日

平成30年 3 月 9 日

平成30年第1回徳之島町議会定例会会議録

平成30年3月9日（金曜日） 午後3時 開議

1. 議事日程（第3号）

○開 議

○日程第 1 議案第43号 平成30年度一般会計歳入歳出予算について
……………（予算審査特別委員長報告）

○日程第 2 議案第44号 平成30年度簡易水道事業特別会計歳入歳出予算に
ついて ……………（予算審査特別委員長報告）

○日程第 3 議案第45号 平成30年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予
算について ……………（予算審査特別委員長報告）

○日程第 4 議案第46号 平成30年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出予
算について ……………（予算審査特別委員長報告）

○日程第 5 議案第47号 平成30年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算に
ついて ……………（予算審査特別委員長報告）

○日程第 6 議案第48号 平成30年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算
について ……………（予算審査特別委員長報告）

○日程第 7 議案第49号 平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算
について ……………（予算審査特別委員長報告）

○日程第 8 議案第50号 平成30年度水道事業会計歳入歳出予算について
……………（予算審査特別委員長報告）

○日程第 9 議員派遣の件

○日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について
……………（議会運営委員長）

○閉 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	松田太志君	3番	富田良一君
4番	宮之原順子君	5番	勇元勝雄君
6番	徳田進君	7番	行沢弘栄君
8番	幸千恵子君	9番	池山富良君
10番	是枝孝太郎君	11番	保岡盛寿君
12番	木原良治君	14番	大沢章宏君
15番	住田克幸君	16番	福岡兵八郎君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局長 村上和代君 主幹 白坂明子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高岡秀規君	副町長	幸野善治君
総務課長	岡元秀希君	企画課長	向井久貴君
建設課長	亀澤貢君	花徳支所長	瀬川均君
農林水産課長	東弘明君	耕地課長	福旭君
地域営業課長	幸田智博君	農委事務局長	元山吉二君
学校教育課長	高城博也君	社会教育課長	深川千歳君
介護福祉課長	豊島英司君	健康増進課長	芝幸喜君
収納対策課長	秋丸典之君	税務課長	安田敦君
住民生活課長	政田正武君	選管事務局長	清山勝志君
会計管理者兼会計課長	福永善治君	水道課長	琉好実君

△ 開 議 午後 3時00分

○議長（福岡兵八郎君）

これから本日の会議を開きます。

- △ 日程第1 議案第43号 平成30年度一般会計歳入歳出予算について
- △ 日程第2 議案第44号 平成30年度簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第3 議案第45号 平成30年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第4 議案第46号 平成30年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第5 議案第47号 平成30年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第6 議案第48号 平成30年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第7 議案第49号 平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第8 議案第50号 平成30年度水道事業会計歳入歳出予算について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第1、議案第43号、平成30年度一般会計歳入歳出予算についてから、日程第8、議案第50号、平成30年度水道事業会計歳入歳出予算についてまで、以上8件を一括議題とします。

本案について予算審査特別委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員長（木原良治君）

どうもお疲れさまです。

予算審査特別委員長の報告をいたします。

平成30年度一般会計歳入歳出予算並びに7特別会計歳入歳出予算について、予算審査特別委員会での審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る3月6日に委員会を招集し、6日に一般会計の審査並びに特別会計の審査を行いました。町長初め、副町長、総務課長並びに各担当課長、財政担当者及び各課担当職員の出席を求め、説明資料に基づいて審査をいたしました。

審査の経過については、議長を除いた委員で構成されている予算審査特別委員会でございま

すし、また、議長も委員会に出席しておりますので、審査の内容については御承知のことですから省略いたします。

結果について、これから報告いたします。

議案第44号、平成30年度簡易水道事業特別会計歳入歳出予算、議案第45号、平成30年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算、議案第46号、平成30年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算、議案第47号、平成30年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算、議案第48号、平成30年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算、議案第49号、平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算、以上7件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第43号、平成30年度一般会計歳入歳出予算については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、平成30年度予算審査特別委員会の審査の経過と結果についての御報告を終わります。

○議長（福岡兵八郎君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから議案第43号、平成30年度一般会計歳入歳出予算について、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

○5番（勇元勝雄君）

私は、平成30年度一般会計に反対いたします。

職員6名退職に対して16名の人件費、一般住民から考えて納得できる増員ではありません。また、予算委員会、議会が始まってから二千数百件も回ってまいりました。また、そのうち何十件かの家で話すことがありまして、大多数よりほとんどの人がその職員数をふやすということに対して非常に疑問を持ち、ふやすべきじゃない、町の予算はもっと有効に使うべきだという意見を伺ってまいりました。

そして、集落交付金、街灯の補助金をカットして集落補助金、私は街灯の補助金をカットしたことによって集落の街灯の維持管理が非常に難しくなると私は思います。

奄美市では、街灯1灯に対して1万5,000円、電柱を立てる場合は2万5,000円、そして電気代を4分の1補助しているということでございます。街灯の補助金をカットすることによって、これから街灯をつくるためにその予算を集落で賄わなければなりません。集落交付金は現況のままの交付状況では、大きい集落はある程度お金が入ります。だけど、小さい集落は基本3万円に1人頭500円、それじゃ、街灯の維持管理もできない。集落交付金ももっと小さい集落に手厚くしてやるべきだと私は思います。

そのようなことで、私はこの一般会計には反対いたします。

○議長（福岡兵八郎君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○11番（保岡盛寿君）

平成30年度一般会計当初予算に対して、賛成の立場から賛成討論をいたします。

ただいま反対討論で職員採用や職員数が多いとの発言がございましたが、そもそもそのようなことは一般質問で行うべきであって、平成30年度の一般会計当初予算の反対討論とすること自体、理解ができないところであります。

まず、平成30年度一般会計当初予算書の職員数は、去年の当初予算と比較しても職員数はほとんど変わってはおらず、職員採用に関しましても町当局からは定員管理計画を遵守すると伺っております。

反対討論した議員は、このようなことを十分理解して討論すべきだと思います。

また、我々議員も町当局から提案された議案に対しては、退職職員の数など数字等についてはしっかりと調査をして発言を行わないと町民の皆様の困惑を招く恐れがあることを十分に認識していなければなりません。

次に、集落交付金についてでございますが、昨年12月議会で池山議員から要望がありました集落交付金を予算化したものであって、交付額は1集落当たり均等割と人口割で算出をされ、集落の行事、ボランティア活動、子供会活動、防犯灯の設置等に幅広く利用できる交付金だと伺っております。

防犯灯の設置については、集落の要望を受け、平成29年度は295万円が予算化され、現時点まで防犯灯の設置の需用は最大限かなえた上での集落交付金へ移行するものと認識をいたしております。防犯灯設置補助金を廃止し、集落交付金へ移行しても何ら問題はなく、むしろ何の縛りもない交付金のほうが集落の活動に使えと考えております。

また、平成30年度、1年間を通して集落交付金で集落の課題に取り組み、なお防犯灯等かかる経費が不足するようであれば、再度検討すると町当局から提案をさせていただいております。

よって、平成30年度、一般会計当初予算につきましては、妥当だと考え、賛成するものであります。

以上です。

○議長（福岡兵八郎君）

次に、反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

これで討論を終わります。

これから議案第43号、平成30年度一般会計歳入歳出予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第43号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福岡兵八郎君）

起立多数であります。したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

これから議案第44号、平成30年度簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第44号、平成30年度簡易水道事業特別会計歳入歳出予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第44号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

これから議案第45号、平成30年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第45号、平成30年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第45号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

これから議案第46号、平成30年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第46号、平成30年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第46号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

これから議案第47号、平成30年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第47号、平成30年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第47号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

これから議案第48号、平成30年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第48号、平成30年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第48号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

これから議案第49号、平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第49号、平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第49号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

これから議案第50号、平成30年度水道事業会計歳入歳出予算について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第50号、平成30年度水道事業会計歳入歳出予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第50号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議員派遣の件

○議長（福岡兵八郎君）

日程第9、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいま決定された議員派遣の内容に今後変更が要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任することに決定しました。

△ 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第10、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出についてを議題とします。

委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（福岡兵八郎君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成30年第1回徳之島町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後 3時20分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

徳之島町議会議長 福岡兵八郎

徳之島町議会議員 富田良一

徳之島町議会議員 大沢章宏

